

---

## 現代総有研究所設立宣言

巻頭言 土地所有権は変わるか 現代総有研究所所長 五十嵐敬喜

## 学術論文

政府の「所有者不明土地等」に関する施策の検証 宮崎 一徳

シェアリングエコノミーの現在事例 渡辺 勝道

## 投稿論文

江戸の長屋「近世の総有」 五十嵐敬喜

落語にみる「江戸長屋」の総有 川村 晃生

芭蕉の創作法と心の総有 佐藤 弘弥

## 事例報告

地方小都市における空き家再生と地域おこし 日置 雅晴

世田谷のまちづくりの現状と現代総有論への期待 岩井 篤

被災地における花壇づくり 野口 和雄

## 寄稿

「建築の公共性—誰のためにつくるのか」を考える 成岡 茂

書籍紹介 「ティール組織」 中埜 博

## 研究所事業報告〈2018年度事業一覧〉

「現代総有研究所」開設式 所長挨拶 五十嵐敬喜

被災地復興とコモンズ 上村千寿子

「現代総有研究所」設立記念シンポジウム「地域社会圏」と「現代総有」

渡辺 勝道

ルワンダの国際開発業界と総有 庄 ゆた夏

太子堂の修復型まちづくりと市民 佐藤 弘弥

グローバル社会的経済フォーラム参加と

スペイン・モンドラゴン訪問から考えたこと 茂木愛一郎

現代総有研究所について 事務局

---

# 現代総有研究所設立宣言

現在日本は重い病気にかかっている。それは「物質的豊かさ」の下で、人々が幸福になるどころか、反対に一人一人の人間が、個化（孤立、孤独、疎外、引きこもり）し始めたということである。日本社会における2000年以降の少子・高齢化時代の到来は、この傾向を更に促進させるであろう。

この現象は各人の個人的な状況にとどまらず、若者を含めた一人暮らしの増大、九州全土を超えるという空き地、800万戸を超える空き室の発生、そして無縁社会の出現などなど社会にも深く関係する問題となり、今や2040年までには、実に日本の自治体の半分に当たる800の自治体が消滅すると予測されている。このような現象がこのまま進行すれば、まもなく「国全体の崩壊」として帰結していくであろう。

いうまでもなく、人は一人では生きられず、死ぬことも一人ではできない。人々は、相互に助け、励まし、切磋琢磨し、愛し、尊敬しあってこそ始めて、安全で安心な、かつ豊かで充実した人生を送ることができるのである。

現代総有は、このような個化社会の到来の中で、新しい「絆」（結びつき、協働、連帯、団結など）を構築するための理論と実践を提案する。

個化は、人々の間に「心のつながり」「空間的や地域とのつながり」さらには「自然・文化・歴史そして神などのつながり」を切断されることによって人工的に造り出された。私たちは、その根源に土地・建物の個別の所有と利用があると考えている。そこでこの個人所有をいったん棚に上げ（個人所有は維持するが）て、それらを共同利用（借地あるいは借家）しながら、みんなが家族や友達と同じように一緒に住み・働き、かつ楽しみ、その利益を参加者全員で享受するほか、ひいては地域全体に還元していくという社会を築き上げていきたい。これが「現代総有」の理念である。

そのためには、このようなつながりを阻害している、プライバシー確保の大義名分のもと細かにかつ嚴重に分断された建築空間、自然を破壊し、画一的なコンクリートの塊を生み出す公共事業、さらには、閉じ込められた情報化社会、情報公開や参加自治を拒む法制度、お任せ民主主義と生気のない政治、気まぐれな世界市場に振りまわされるままの経済、さらにはそれらすべての前提となる問題意識の欠けた教育などなどの一切を、現代総有の観点から根底的に見直し、点検し、再構築しなければならない。その時が来た。

そのための拠点としてここに「現代総有研究所」を創設する。

2018年初夏  
現代総有研究所所長  
五十嵐 敬喜

## 現代総有とは

「現代総有」とは、土地や建物について、全員で所有し利用し、その利益を全員あるいは地域に還元しようというものである。これは所有も利用もすべて自分で決定し、その利益は独占するという個人所有とも、それぞれが持ち分権を持ちその所有や利用についても持ち分に応じて決定し、その利益も持分権に応じて配分するという共有とも異なる。総有は複数人が関係するという意味では共有と共通するが、持分権（その延長としての分割請求）は認めないという意味では本質的に異なっている。これまで総有は外国では「コモンズ」、日本では入会権や温泉権などとして認められてきたが、これらはどちらかといえば、都市型社会以前の土地利用形態である。現代総有はこのような土地・空間にかかわる利用形態を現代都市に導入（認知）しようというものである。その理念と権利論は所有権という呪縛から都市住民を解放し、都市住民の孤立と対峙して連帯と協働を推し進めるであろう。さらに現代総有は土地や建物といった不動産だけでなく、情報や金融あるいは保険などのシステム、さらには「心」についても広く適応・応用される概念として、構想されている。

# 土地所有権は変わるか

---

現代総有研究所所長  
五十嵐敬喜

2019年5月に新天皇が誕生し令和の時代を迎え、来たる2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開かれるということで、日本人の興奮や歓心が高まっている。「現代総有」の世界にとっても、2020年は「画期的な年」となるだろう。土地所有権は、土地、建物の市場化、地域空洞化、ひいては「個化」などをささえる大きな基盤となってきた、世界に例を見ないこの日本の「絶対的土地所有権」にメスを入れるということを、政府自身が公約によって実現する年になるからである。

土地所有権にかかわる法律は、私法である民法、公法である都市計画法など直接的なもので50本以上、住宅や税制などの間接的な法律を入れれば100本を超えるといわれる。政府は、これら膨大な法律群の頂点に立つ「土地基本法」を改正し、合致しない法律のすべてを見直し、新理念を担保する法律などを新たに制定するという。国民生活に与える影響は大きく、真の意味での戦後レジームを一変させることにもなると期待され、現代総有論とも密接に関係している。

## 第一 バブル景気と土地基本法

日本の土地所有権は、「使用、収益、処分の自由」（憲法29条及び民法206条）を保障している。ヨーロッパやアメリカなどの国では、都市計画などの法や制度によって厳格に土地の利用方法が規制されている（相対的土地所有権）。日本は、公共の福祉に反しない限り、土地をどのように利用するか利用しないか放置するかなどが、原則所有者の意志に委ねられていて、絶対的土地所有権といわれる。特権階級だけでなく、市民すべてに平等に保障されている権利である。

絶対的土地所有権について、二つの事柄を強調しておきたい。ひとつは、戦後最初に都市政策大綱をつくり日本列島を改造しようとした田中角栄と、正反対の考え方である田園都市構想を対置した大平正芳の二人ともが、絶対的土地所有権の強固さに手を焼いたことである。開発するにせよ、保存す

るにせよ、その強固さを国家といえども土地を動かしがたかったのである。

もう一つは、市民の絶対的土地所有権である。戦後の高度経済成長期、市民は長期返済の住宅ローンという画期的な仕組みのなかで、年間 100 万戸を超える「我が家」を確保してきた。マイホームの取得は、敗戦による荒廃の記憶を消し去り、一人ひとりに人権の自覚や、家族との一体感を生み出した。そして、何よりも将来必ず値上がりのする、人生のなかで最も「高価」なマイホームには、期待や夢が詰め込まれていた。

それが頂点に達したのが 1980 年代後半のいわゆる「バブル景気」である。当時は住宅地だけでなく、ゴルフ場やリゾート地、農地や林野など日本全土が「開発」対象になり、今日買ったマンションが半年後には倍の価格になる、全く値段のつかなかった「白地地域」が坪何十万円で売買されるなど、地価が跳ね上がっていった。東京 23 区の土地の価格で、アメリカ全土が買えると言われ、国民的大作家司馬遼太郎が、「之では日本が壊れる」と警告したのもあながち杞憂ではない。企業だけでなく庶民をも巻き込んだ、まさしく「土地狂乱」の状態となったのである。

さすがに政府はこれを放置できなくなり、一定の歯止めをかけようとして「土地基本法」を提案した。野党も対抗法案を提出し、実質的には対抗案が取り入れられて成立したのが、改元の「平成元年」であり、まさに時代の転換を象徴している。

基本法は、土地は所有者個人だけが利用や処分できるものではなく、社会的にも大きな影響を持つ「公共性」があるものとして、以下の 3 つの基本的な理念を掲げ、これに基づいて関連法の制改定等も行われた。

### **理念 1 土地の適正・計画的な利用**

国土利用計画法

都市計画法（線引き・用途地域の見直し）

公有地拡大法

### **理念 2 土地の投機的な取引の抑制**

国土利用計画法（監視区域制度）

不動産業向け融資の総量規制

### **理念 3 値上がり分の社会還元**

地価税法

などである。なかでも最も大きな効果をもたらしたのが、金融機関の土地融資の蛇口を占める「総量規制」である。これによりバブル経済は破裂し多くの企業が倒産、地価は大幅に下落したが、次第に需要と受給のバランスによって決まる「市場価格」に準じて落ち着くようになってきた。

しかし、2000 年初頭からの人口減少社会の到来とともに、地方商店街のシャッター化、限界集落や空地、空室の発生というような需要と供給の逆転、つまり需要は減少しているが供給は減らないという事態が目立つようになってきた。

現時点でこれを見ると、所有者不明の土地は九州の全面積を上回り、空き家は 1000 万戸を超える事態を生み出し、2040 年度までには自治体の半分が消滅するなどと言われるような異常状態が現出



するようになったのである。

そこで、今回の政府の「土地基本法改正」の提案は不可避となり、時代の大きな転換を象徴するかのように、2020年「令和」の下での制定がもくろまれるようになったのである。

## 第二 不明土地と土地基本法改正

2018年6月1日、「所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議」で承認された「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」によって、火ぶたは切られた。

- 1 所有者不明土地の利用の円滑化などに関する特別措置法（案）の円滑な施行
- 2 土地所有に関する基本制度の見直し
- 3 地籍調査などの着実な実施、登記所備付地図の整備
- 4 変則型登記の解消
- 5 登記制度の見直し
- 6 所有者不明土地の円滑な利活用、土地収用の活用及び運用
- 7 土地所有者情報を円滑に把握する仕組み

があげられ、「関連分野の専門家などとの協力」を得たうえで推進していくという。

これまでの基本法は、土地の「利・活用」に着目したものであり、「維持・管理」については何ら規定がなかったため、この方針は実現できない。そこで土地基本法を改正する必要があるとし、政府内部隊である専門家集団の「国土審議会土地政策分科会特別部会」は、改革案を提示した。

○土地の利用・管理に関して所有者が負うべき責務を定める。

○所有者が不明その他の理由で維持・管理が困難なときは「国や自治体あるいは地域住民」が関与できるようにする。

なお、「近隣住民」は「利用・管理による悪影響・受益などを踏まえ、自らの、あるいは地域の利益の観点から、必要に応じて利用・管理に関与する」としたのである。

## 第三 現代総有論の課題

土地基本法の改正は、利用の規制を目的にした土地所有権の制限と、利用の促進という観点からの制限で、従来のものとは正反対になっているが、ともに絶対的土地所有権に対する制限である。つまり相対化するという意味で、好ましいものだという点については大方の賛同が得られであろう。しかし、本当に改革が進むか、と言われれば疑問は大きく、論点が多数ある。

先に見たように空地は九州全土の面積を上回り、空室は1,000万戸を超えている。少子・高齢による人口減少は、これを加速することはあっても抑制することは極めて困難である。これを受けて、改正土地基本法は、「まずは土地所有者に対して維持管理の責務を課し、次いでそれでも埒が明かない場合は、自治体及び近隣住民が対応し、最終的には国が乗り出す」というスキームとなっている。身近なところから始めよ、という意味では正当であろう。

問題は、国や自治体の対応の程度と質である。そもそも「空地や空室」は所有者個人で解決策が期待できない、ということが出発点である。先の政府方針では、これに対して近隣住民は「草刈り」「伸びてしまった樹木の剪定」など、自治体は「倒壊などの危険性のある建物の除却」「公共事業用地の買い取り」など、近隣住民と自治体が対応不可となった場合に、国が「最終的な解決策として買い取り、あるいは所有権放棄を認める」というものである。これも一応は筋の通った論理である。

しかし、事態はもっと深刻かつ広範囲である。様々な原因や理由があるが、端的に言えば「個化」が急速に進展しつつある現在、住民は近隣関係について無関心であり、自分に悪影響が及ばない限り、積極的に動くとは考えられない。自分に不利益が生じる場合にのみ草刈りや樹木の選定をする程度の関心を持つにすぎず、その関与はきわめて消極的かつ限定的なものとなるであろう。国や自治体の関与についても、税金を使うため、国民が納得する「公共的な理由」が不可欠であり、介入を正当化するためには厳重に限定するが必要である。

圧倒的な空地や空室の発生、消滅という状況のなか、こうした限定的な対応が、どの程度の効果があるのだろうか。そもそも空地や空室は「市場価値」を失っているため、個人の放棄が生じているのである。自治体や国が取得するにしても、市場価値がないため、転用・活用の方法がなく、さらに買取した空地や空室の維持管理は誰が行うのであろうか。自治体や国が、維持管理に莫大な人員や費用を投入することは許されない。老朽化などによる危険建物の除去にも、莫大な費用が必要になる。つまりこの問題について、部分的に対応しようとしても、自ずと限界があることは明らかなのである。

ではどうすればよいか。ことは意外と簡単である。空地や空室解消の正攻法は、そこに人が住みたいと思われるようにすること、すなわち空地や空室を共同で利・活用することで地域が豊かで便利になり、その結果、文化的・自然的な価値を含む最も広い意味での市場価値を生み出すということに尽きるのである。

現代総有論は「人間と人間の繋がり」により、「個化」に歯止めをかけようというものである。この「繋がり」が、個別の絶対的土地所有権を越えた「現代総有」という「新しい所有権」によって担保されるのである。

## 現代総有研究所会報「現代総有」創刊号目次

### 現代総有研究所設立宣言

巻頭言 土地所有権は変わるか	現代総有研究所所長 五十嵐敬喜	1
----------------	-----------------	---

### 学術論文

政府の「所有者不明土地等」に関する施策の検証	宮崎 一徳	6
シェアリングエコノミーの現在事例	渡辺 勝道	12

### 投稿論文

江戸の長屋「近世の総有」	五十嵐敬喜	17
落語にみる「江戸長屋」の総有	川村 晃生	26
芭蕉の創作法と心の総有	佐藤 弘弥	35

### 事例報告

地方小都市における空き家再生と地域おこし	日置 雅晴	43
世田谷のまちづくりの現状と現代総有論への期待	岩井 篤	47
被災地における花壇づくり	野口 和雄	53

### 寄稿

「建築の公共性—誰のためにつくるのか」を考える	成岡 茂	56
書籍紹介「ティール組織」	中埜 博	61

### 研究所事業報告〈2018年度事業一覧〉

「現代総有研究所」開設式 挨拶	五十嵐敬喜	64
被災地復興とコモンズ	上村千寿子	67
「現代総有研究所」設立記念シンポジウム 「地域社会圏」と「現代総有」	渡辺 勝道	72
ルワンダの国際開発業界と総有	庄 ゆた夏	76
太子堂の修復型まちづくりと市民	佐藤 弘弥	82
グローバル社会的経済フォーラム参加とスペイン・モンドラゴン訪問から考えたこと	茂木愛一郎	88

現代総有研究所について	事務局	94
-------------	-----	----

入会申込書		97
-------	--	----

# 政府の「所有者不明土地等」に関する施策の検証

平成 30 年（2018 年）第 196 回国会の法律案を中心に

宮崎 一 徳（会員・参議院事務局）

**キーワード** 所有者不明土地等対策、低・未利用地等、現代総有論、所有権  
**本稿の狙い** 政府の所有者不明土地等に関する施策の位置づけについて検証する

## 1、はじめに

平成 30 年（2018 年）の第 196 回国会において、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案（閣法第 52 号）」をはじめ、いくつかの関連法案が成立した。これら政府が一定の方向性で行おうとしていると認識される施策を、本稿では、「所有者不明土地等」に関する施策と呼ぶことにする。後掲の政府の「所有不明土地等対策の推進に関する基本方針」（平成 30 年（2018 年）6 月 1 日）（以下、「基本方針」という。）を念頭に、そこには「所有者不明土地」についてのみならず、土地所有者が判明していても管理が不全のものも含まれていることに注目し、それらも含ませ、更に、空き家、空き店舗等の問題も含ませることとする<sup>注1</sup>。

少子・高齢化は、森林の荒廃、中山間地での限界集落、農村での耕作放棄、さらには都市部での商店のシャッター街化、マンション・団地・一戸建てでの空室や空地の発生等、土地や建物に対する需要を現象させ、生活や市場といったものを駆逐していく<sup>注2</sup>。五十嵐敬喜は、2009 年の『都市計画法改正 総有論の提言』（第一法規）で総有法の主張を提起した。東日本大震災（2011 年）を経験したことにより、生活や市場の再建、震災からの復興等に必要なのは、都市計画に限らず日本のすべての人々の生き方にかかわり、土地利用だけではなく事業も含む等の認識から、解決策として「現代総有論」（みんなで共同して土地・海面・森林、都市などなどの地域資源を利用して、その恩恵・利益を地域全員・全体に還元していく）の構築と強化を強く意識し、主張して来た<sup>注3</sup>。特に日本の「絶対的土地所有権」や、担い手である「主体」についての問題意識から、パラダイムチェンジを目指す「原理」と法改正等の具体策を有する。

こうした中で、政府の施策が、どのように位置付けられるかを本論では検証しようとするものである。

## 2、所有者不明土地等に関する政府の施策の分析

### 2-1、複数の施策の合流（平成 29 年（2017 年）まで）

政府の施策について、「一定の方向性」としたが、次のように複数の段階での施策の考え方が合流したものと考える。まずこの点が最初の分析である。

政府の空き地、空き家等に対する施策は、長年にわたり「低・未利用地（適正な利用が図られるべき土地



であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地」の総称）対策として扱われて来た。国土審議会土地政策分科会企画部会低・未利用地対策検討小委員会が、平成18年（2007年）7月に（中間取りまとめ）として「低・未利用地」対策の報告を出している<sup>注4</sup>。その概要部分の記載には、「低・未利用地の基本的な考え方を整理し、今後、低・未利用地の発生を防止し、縮小を図っていくためには、「新たな土地利用の主体」として期待される団塊の世代やNPO法人、市民団体などによる「公益的な利用」や「暫定利用」を重視することに加え、最も身近な「地域コミュニティの積極的な関わり」が重要であり、これらの取組を促進するためには、低・未利用地の利用に役立つ情報を共有・活用し、行政、地域、人、情報等の様々な連携、ネットワークを強化することが重要であることなどが提言されています。」とある。「主体」を企業にすることについては概要にはなく、中間報告本体の9頁に、「企業がCSR（Corporate Social Responsibility: 企業の社会的責任）を果たす観点から、環境保全活動等の様々な活動に取り組む事例が見受けられるところであり、今後このような意識が高まることにより、企業が本来的な土地利用とは異なる観点から、新たな主体になり得るものと考えられる。」とある。「暫定利用」の評価、「主体」としての企業については、後に取り上げる。

平成26年（2014年）、議員立法で「空家等対策の推進に関する特別措置法」（平成26年法第127号）が成立し、同法第5条第1項により空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（平成27年（2015年）2月26日付け総務省・国土交通省告示1号）が出された。「適切な管理が行われていない空家等がもたらす問題を解消するためには、（略）第一義的には空家等の所有者等が自らの責任により的確に対応することが前提」、「しかしながら、空家等の所有者等が、経済的な事情等から自らの空家等の管理を十分に行うことができず、その管理責任を全うしない場合等も考えられる。そのような場合においては、（略）住民に最も身近な行政主体であり、個別の空家等の状況を把握することが可能な立場にある各市町村が、地域の実情に応じて、地域活性化等の観点から空家等の有効活用を図る一方、周辺的生活環境に悪影響を及ぼす空家等については所要の措置を講ずるなど、空家等に関する対策を実施することが重要となる。」としている<sup>注5</sup>。

平成26年（2014年）には、「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法第136号）も成立。平成29年（2017年）12月22日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」には、「地域経済の再生の中心であり、地域の顔となっている商店街において、空き店舗の解消が大きな課題」、「空き店舗活用等を通じて、商店街の活性化に積極的に取り組む地方公共団体・商店街を支援するため、地方公共団体が計画を策定し定められた地域において、地域が一体となって進める商店街活性化の取組に対して、（略）関係省庁による総合的かつ重点的な支援を行うと同時に、計画達成に向けた利活用に協力が得られない居住実態のない空き家兼空き店舗等にかかる固定資産税の住宅用地特例を解除できる仕組みの構築を目指す。」等の記載がある<sup>注6</sup>。

このように、「空家」「空き店舗」等の政府方針が示されたのである。

## 2-2、「所有不明土地等対策の推進に関する基本方針」（平成30年（2018年）6月1日）

その後、所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議で「基本方針」が決定された。「所有者不明土地は、相続が生じても登記がされないことなどを原因として発生し、管理の放置による環境悪化を招くほか、公共事業の用地買収、災害の復旧・復興事業の実施や民間の土地取引の際に、所有者の探索に多大な時間と費用を要するなど、国民経済にも著しい損失を生じさせている。」「このため、国会提出法案の成立後の円滑な施行を図るとともに、別添工程表のとおり、土地所有に関する基本制度や民事基本法制の見直し等の重要課題については、2018年度中に制度改正の具体的方向性を提示した上で、2020年までに必要な制度

改正を実現する。また、変則型登記を正常な登記に改めるために必要な法制度については、次期通常国会に法案を提出するなど、期限を区切って着実に対策を推進する。」とされている。本稿で全体像を述べる余地がないので工程表を掲げる。(内閣官房 HP より (<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shoyushafumei/dai2/gjisidai.html>))

図表 1

所有者不明土地等問題 対策推進のための工程表(案)

資料2-2

課題等	2018年	2019年	2020年
<b>所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案&lt;国交・法務&gt;</b> ①公共的目的の利用を可能とする新制度 <small>不明土地の収用を合理化、公共的事業のため一定期間の利用を可能に</small> ②財産管理制度の申立権を市町村長等へ付与 <small>第三者に被害を及ぼす土地等を適切に管理</small> ③長期間相続登記未了土地を解消する新制度 <small>登記官が調査し、法定相続人の一覧表を作成するとともに、登記手続を促し、所有者探査のコストを削減</small>	新制度の準備 ・新制度の普及・啓発 ・事業認定や用地取得難航案件の支援、新制度の運用に関する助言など、地方公共団体への援助(協議会の設置・開催、士業関係者との連携等)に係る調整・実施 ・政令、ガイドライン等の整備 ・新制度に関する予算要求・税制要望 ・財産管理に関する新制度の普及・啓発(地方公共団体に対する周知や士業関係者との連携等) ・地域のニーズを踏まえた長期間相続登記未了の土地の解消に関する仕組みの円滑な運用の実施 ・土地収用法に係る所有者探査の合理化等(マニュアル等の作成、周知、運用合理化を通じた適正な運用の確保) ・共有私道ガイドラインの策定(ガイドラインの周知)	新制度の施行(①は公布から1年以内、②③は半年以内) ・新制度を活用した農地の集積・集約化、森林の経営管理の集積・集約化の推進	
<b>農業経営基盤強化促進法等の改正、森林経営管理法&lt;農水・林野&gt;</b> ○所有者不明農地・林地の利活用促進の新制度 <small>共有者の1人でも、探査・公示手続を経て、農地中間管理機構・市町村に長期等の貸付・経営管理の委託を可能にする。その際、探査範囲は公表の範囲に限定</small>	新制度の準備 ・政令、通知等の整備 ・新制度の普及・啓発(マニュアルの整備等)	新制度の施行(経営基盤強化法は公布から半年以内、森林経営管理法は2019年4月1日)	
<b>土地所有に関する基本制度の見直し</b> ・人口減少社会で、管理不全の土地が増加し、周辺環境が悪化し、有効利用が阻害 ・地籍調査について、一部の所有者が不明な場合などに、調査が進まず、進捗が遅れ	<b>検討の方向性を明示</b> ・人口減少社会における土地所有の在り方について、土地の管理や利用に関して所有者が負うべき責務や、その責務の担保方法を含めて検討 ・土地の適切な利用のための基礎データとなる地籍調査について、所有者が不明な場合を含めて調査を円滑かつ迅速に進めるための措置について検討	<b>制度改正の具体的な方向性を提起</b> 国土審議会とりまとめ(2月) ○土地の管理や利用に関する所有者の責務、その責務を担保するために必要な措置の具体的な方向性 国土審議会 (法改正に向けた作業) 研究会とりまとめ(2月) ○変則型登記の解消に係る法制的な措置(通常国会) ○左記の仕組みの構築に向けた具体的な方向性、検討課題を幅広く提示 法制審議会 (法案要綱の策定に向け作業)	<b>期限を区切って改正を実現</b> ○民事基本法の見直しとあわせて土地基本法等の見直し ○国土調査促進特別措置法の改正(10か年計画の策定)とともに、国土調査法等の見直し ○民事基本法の見直し
<b>登記制度・土地所有権の在り方等に関する検討</b> ・表題部所有者の記録が「A外〇名」となっている等の変則型登記が存在し、用地取得の障害 ・相続が生じても、登記が行われず、所有者不明土地が多く発生 ・遠隔地居住の相続人等が土地を管理することができず、環境悪化 ・所有者が一部不明な共有地は、合意が得られず管理や処分が困難	・表題部所有者の氏名・住所が正常に登記されていない変則的な登記(変則型登記)を解消するための方策の検討 ・相続が生じた場合にこれを登記に反映させるための仕組み(相続登記の義務化等)の在り方についての検討 ・登記簿と戸籍等との連携による所有者情報を円滑に把握する仕組みの検討 ・土地を放手することができる仕組み(所有権の放棄、その帰属先等)・みなし放棄の制度の在り方についての検討 ・民事における土地利用の円滑化を図る仕組み(相続関係、共有、財産管理制度等)の在り方についての検討	○左記の仕組みの構築に向けた具体的な方向性、検討課題を幅広く提示 法制審議会 (法案要綱の策定に向け作業)	○民事基本法の見直し
<b>所有者不明土地の円滑な利活用</b> ・法案の施行状況も踏まえつつ、円滑化のための更なる方策について検討	・地域福利増進事業の拡充、供託の活用、共有地の管理等を円滑化するための更なる方策等について検討		
<b>土地所有者情報を円滑に把握する仕組み</b> ・登記名義人死亡時に相続登記がされなければ、登記記録から直ちに土地所有者情報の把握が困難 ・土地に関する各種台帳の相互連携が不十分	・不動産登記を中心とした登記簿と戸籍等の連携による所有者情報を円滑に把握する仕組みの検討 ・自治体の協力による登記手続の促進、関係機関から自治体への照会による所有者情報の把握等 ・総務省研究会の中間報告も踏まえ、住民票等の除票の保存期間の延長について検討 ・各種台帳等の情報連携の高度化の検討	○戸籍の副本を法務局が管理するシステムを利用して、特定の行政機関等に対して戸籍情報を提供するために必要な法整備及びシステムの設計・開発等 ○上記を踏まえた登記簿と戸籍等との連携に向けた検討	○登記簿と戸籍等を連携するために必要な制度の整備
	・情報連携高度化のためのシステム整備に向けた検討		・システムの具体化・仕様調整

### 2-3、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案」等の提出の経緯

「基本方針」の1つ目は「国会提出法案の円滑な施行」で、既に国会に提出されていた「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案」(以下、「特別措置法案」という。)の他に、「農業経営基盤強化促進法等の改正、森林経営管理法」の記載が工程表にある。これら法案の提出の経緯を見てみたい。

#### ①骨太の方針 2017(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)

それまで、土地に関して与党内、政府内で様々に検討されてきたが、転機となったのは、平成 29 年(2017 年)6 月 9 日閣議決定の「経済財政運営と改革の基本方針 2017~人材への投資を通じた生産性向上~」(骨太方針)であると言えよう。その「第 3 章」に「所有権を特定することが困難な土地や十分に活用されていない土地・空き家等の有効な活用」として「公共事業や農地・林地の集約等において共通課題となっている所有地を特定することが困難な土地に関して、地域の実情に応じた適切な利用や管理が図られるよう、共有地の管理に係る同意要件の明確化や、公的機関の関与により地域ニーズに対応した幅広い公共的目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築、長期間相続登記が未了の土地の解消を図るための方策等について、関係省庁が一体となって検討を行い、必要となる法案の次期通常国会への提出を目指す。」とある。登記制度や土地所有権の在り方等の中長期的課題については、関連する審議会等において速やかに検討に着手するとする。不動産情報基盤の充実、法定相続情報証明制度の利用範囲拡大、所有者情報の収集・整備・利活用の推進と、土地問題への取組とともに、「官民連携による空き家・空き地の流通・利活用等を促進するため、地方公

共団体や不動産関連団体等の取組を後押しする」ことも掲げる<sup>注7</sup>。「官民連携」と言うと、企業の営利活動も排除しない印象があり、前掲の平成18年(2007年)の中間報告とは趣を異にするように感じられる。

## ②「国土審議会土地政策分科会特別部会」

「骨太の方針2017」を受け、平成29年(2017年)9月12日、国土審議会土地政策分科会第1回特別部会で、所有者不明土地問題に関する制度の方向性等について検討を開始<sup>注8</sup>。「喫緊の課題である所有者不明土地問題に関する制度の方向性等について検討を行うとともに、中長期的課題としての人口減少社会における土地制度の在り方について検討を行います。」この中間報告が、次の経済財政諮問会議での石井啓一国土交通大臣の発言につながる。

## ③平成29年(2017年)12月21日、経済財政諮問会議。

平成30年(2018年)度の経済見通しを踏まえ、経済財政諮問会議において、安倍総理(議長)は、「高齢化の進展に伴って大量の相続が発生し、今後、所有者不明の土地が更に拡大していくおそれがある。菅官房長官、石井大臣をはじめ関係大臣が協力して、総合的な対応策を作成し、実行していただきたい。」と話した。石井大臣は臨時議員として「(略)所有者不明土地を利用しようとする際、所有者の探索において、利用のメリットに見合わないような多大な時間・費用・労力を要すること、また、現行でも、利用を可能とする制度はあるが、手続に時間を要すること、制度の適用対象が限られるといった課題があり、解消が急がれている。このため、所有者不明土地の利用の円滑化に向けた法案を、次期通常国会へ提出する予定である。」「また、より根本的に、所有者不明土地の発生を抑制、解消するためには、法務省や農水省など関係省庁との連携が必要なので、これもしっかりと議論、検討していく。」等の発言をしている<sup>注9</sup>。

## 3、関係法律の分析

以上の経緯等を踏まえ、所有者不明土地等に関する法律を図表2に示す。空家等対策の推進に関する特別措置法を図表2の1に、図表1の工程表にあるものを2、3、4に掲げる。その他第196回国会に成立した法律を5、6、7に掲げたが、それらは、骨太の方針2017が掲げる「官民連携による空き家・空き地等の流通・利活用等を促進する」ためのものと言えよう。7の、期間終了後は生産緑地が所有者に返還されるので、安心して賃貸出来るという点は、前述の「暫定利用」の評価にも繋がると考える。

## 4、まとめ

以上のことから見えて来るものについて、論者の考えを次にまとめて示したい。

①政府の「所有者不明土地等」に関する施策は、複数の段階の施策が合流したものであり、結果として、今日においては、先行した平成27年(2015年)の「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」と平成30年(2018年)の「基本方針」が主たるものとなっている。五十嵐の現代総論が、土地を含む地域資源の利用の在り方を正面から捉え、「絶対的所有権」の問題解決等を主張してきたのに対し、政府は、空き家、空き店舗等の問題解決を、所有権の問題に極力近づかない形で行おうとしてきた感がある。「空家等対策の推進に関する特別措置法」の「特定空家等」のように、著しく危険、不衛生等のものについてのみ指導、勧告、命令等が可能としている点にも、所有権問題をできるだけ避ける姿勢が見られるが、この法律自体、政府は提案できず、議員立法で作られたものである。

制度の全般的な検討は、省庁の垣根を超えた骨太の方針のようなものに委ねられざるを得ず、所有権問題への政府のアプローチは、平成29年(2017年)の骨太の方針によって、初めて明確になったと言えよう。登記制度の改革等が先行しているが、工程表から読み取ると、2020年のパラダイムシフトを目指し検討が



図表 2 所有者不明土地等に関する法律による措置等（代表的なもの）

法律名	対象	措置等
1 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）	「特定空家等」そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態であると認められる空家等。（法第2条第2項）	特定空家等に対しては、除却、修繕、立木竹の伐採等の措置の助言又は指導、勧告、命令が可能。さらに、要件が明確化された行政執行の方法により強制執行が可能。（法第14条）
2 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）	「特定所有者不明土地」所有者不明土地のうち、現に建築物（物置その他の政令で定める簡易な構造の建築物で政令で定める規模未満のもの（以下「簡易建築物」という。）を除く。）が存せず、かつ、業務の用その他の特別の用途に供されていない土地。（法第2条第2項）	地域福利増進事業を実施する者は、特定所得不明土地を使用しようとするときは、管轄する都道府県知事に裁定を申請することができ、国、都道府県知事が事業認定した事業について、収用委員会に代わり、都道府県知事が裁定（審理手続を省略、権利取得裁決・明渡裁決を一本化）。（法第10条以降）
	「地域福利増進事業」次に掲げる事業であって、地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進を図るために行われるもの。（法第2条第3項、以下略）	都道府県知事は、（略）当該裁定申請に係る事業を実施するため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、土地使用権等の裁定（上限10年間）をしなければならない。（法第13条等）
		所有者の探索において、原則として登記簿、住民票、戸籍など客観性の高い公的書類を調査することとするなど、合理化を実施。（法第4章） 所有者不明土地の適切な管理のために特に必要がある場合に、地方公共団体の長等が家庭裁判所に対し財産管理人の選任等を請求可能にする制度を創設。（法第38条）
3 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成30年法律第23号）	共有不明農地等（共有に係る農地であって、共有持ち分の2分の1以上を有する者を確知することができないもの。）（法第21条の2第1項）	相続人の1人（固定資産税等を負担している者等）が農地中間管理機構に貸付けできるよう、農業委員会の探索・公示手続を経て、不明な所有者の同意を得たとみなすことができる制度を創設。（基盤強化法第21条の2～21条の4、農地法第32条） 共有持ち分の過半を有する者の同意（本法によるみなし同意を含む。）を得て、又は、知事裁定を経て設定される利用権の存続期間の上限を5年から20年に延長。（基盤強化法第18条第3項第4号、農地法第39号第3号）
4 森林経営管理法（平成30年法律第35号）	市町村は、その区域内に存する森林の全部又は一部について、当該森林についての経営管理の状況、当該森林の存する地域の実情その他の事情を勘案して、当該森林の経営管理権を当該市町村に集積することが必要かつ適当であると認める場合には、経営管理権集積計画を定めるものとする。（法第4条）	森林所有者の委託を受けて立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育等を行うための権利（経営管理権）を、森林所有者から市町村が取得できるよう措置。都道府県知事が経営管理実施権の設定を希望する者を募集し、応募した林業を営む者に対して、市町村が経営管理実施権を設定できるよう措置。（第4条～第9条、第35条～第41条）（他第33条）
	経営管理権集積計画（存続期間が50年を超えない経営管理権の設定を市町村が受けることを内容とするものに限る。）を定める場合において、集積計画対象森林のうちに、数人の共有に属する森林であってその森林所有者の一部を確知することができないもの、「共有者不明森林」。（法第10条）	一定の手続により市町村に経営管理権を設定することを可能とする措置を講ずる。（法第10条～第32条）不明森林共有者が期間内に異議を述べなかったときは、当該不明森林共有者は、経営管理権集積計画に同意したものとみなす。（法第12条）
		森林所有者は、その権原に属する森林について、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行わなければならない。（法第3条）
5 地域再生法の一部を改正する法律（平成30年法律第38号）	商店街活性化促進区域内の建築物又は土地の全部又は一部であって事業の用、住宅の用その他の用途に供されていないことが常態であるもの、「特定建築物等」。（法第17条の14）	市町村の長は、計画区域内の空き店舗の所有者等に利活用を促すため、指導・助言・勧告等の手続を整備。（法第17条の14）なお、地方税法上、店舗と住宅が併用されている家屋の固定資産税の住宅用地特例を、要請・勧告に応じない場合は、居住実態がないことを理由に解除する。（法改正を要しない措置・平成30年度税制改正）
6 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成30年法律第22号）	立地誘導促進施設協定への参加を承諾しない者	市町村長は、参加を求めることが特に必要であると認めるときは、あつせんを行うことができる。（法第81条第8項及び第109条の2～第109条の4）
	立地適正化計画に低未利用土地利用等指針が記載されているときの、居住誘導区域又は都市機能誘導区域内の低未利用土地の所有者等	市町村は、情報の提供その他の援助を行う。市町村長は、悪臭の発生等により住宅又は誘導施設の立地等を図る上で著しい支障が生じていると認めるときは、指針に即した管理を行うよう勧告することができる。（法第81条第9項、第109条の5）
	立地適正化計画に記載された低未利用土地権利設定等促進事業区域内の土地及び当該土地に属する建物	当該事業を行うときは、低未利用土地権利設定等促進計画を市町村は作成することができ、公告の後、その計画の定めるところにより地上権、賃借権もしくは使用貸借による権利が設定され、若しくは移転し、又は所有権が移転する。（法第81条第10項及び第109条の6～第109条の12）
7 都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）	自らの耕作の事業の用に供するため、都市農地（生産緑地地区の区域内の農地）の賃借権等の認定を受けようとする申請者は事業計画を作成し、市町村長に提出してその認定を受けることができる。（法第4条）	農地法第3条の農業委員会への許可申請は不要。農地法第17条の適用はなく、期間終了後には生産緑地が所有者に返還される（ので、安心して貸貸できる）（法第8条）（改正租税特別措置法第70条の6の5により、相続税の納付猶予の適用を受ける。）
	地方公共団体及び農業協同組合以外の者であっても、都市農地を適切に利用していないと認められる場合に市町村が協定を廃止する旨等を内容とする協定を都市農地の所有者及び市町村と締結しているものは、特定都市農地貸付けの用に供するため、都市農地の所有者から賃借権等の設定を受けることができることとする。（法第10条）	農地法第3条の農業委員会への許可申請は不要。農地法第17条の適用はなく、期間終了後には生産緑地が所有者に返還される（ので、安心して貸貸できる）（法第12条）（改正租税特別措置法第70条の6の5により、相続税の納付猶予の適用を受ける。）

※必ずしも条文そのものを掲げているものではない。また全ての施策を掲げているものでもない。法律、法案要綱、関係省庁がHPに掲げている法案の概要等の資料等を参考にしている。

なされていると考えられる。この背景には、平成29年(2017年)の国土審議会土地政策分科会特別部会で山野目章夫部会長が発言した、バブルの時代に、土地は富をもたらすという前提に、それをいかにコントロールするかという時代的要請で土地基本法が作られたが、30年近く経過する中で、環境は大きく変貌し、土地はしばしば重荷であって、所有者がわからないまま放置されることも珍しくないという認識が、政府の中でも広がり、所有権の在り方についても踏み込まざるを得ないということになったのではないかと思



われる。

②「主体」については、企業を「CSR」の主体から「官民連携」の主体として、取り入れている感がある。都市再生特別措置法案の反対討論では、「市町村が関与しながら住民参加で行われる創意工夫あるまちづくりの後押しとなる側面もあるものと考えます。一方、特に大都市では、2002年の都市再生特措法施行以来、民間事業者による開発が行政のお墨付きを得て、住民参加なく進められてきました。本法案は、新たな開発手法を提供し、規制緩和と優遇策で開発事業を更に促進させることとなりかねないものです。」と危惧された<sup>注10</sup>。民間活力の利用は、小泉内閣以降の自民党政権の政策の柱となっており、民を動きやすくするために所有権の問題に踏み込む、ということもあるかもしれない。ただ問題は、民が利益を上げられないため興味を示さないところでも生じるのであり、そうした時の「主体」は、地域の自治体や住民、NPO等が担わざるを得ない。

③「所有権」については、「暫定利用」の評価の考え方、施策がある一方、「基本方針」の工程表には、前述のとおり「土地所有に関する基本制度の見直し」や「民事基本法制の見直し」も掲げられている。法制審議会第183回会議（平成31年（2019年）2月14日開催）で、法務大臣から「民法及び不動産登記法の改正に関する諮問第107号」が発せられ、「民法・不動産登記法部会」（新設）での検討が始まった。その内容としては、「民法の共有制度」の見直し、「民法の相隣関係に関する規定」の見直し等が掲げられている<sup>注11</sup>。

「特別措置法案」の審議では、「長期間相続登記がなされないなどの事情により発生する所有者不明土地について対策が必要であることに異論はなく、本法案による地域福利増進事業の創設や所有者探索の合理化そのものに反対するものではありません。」としつつ、「（略）抜本的なこの所有者不明土地問題の解決については、今まさに検討が進められ、これからその方向が示されるという段階です。私は、本来は、この抜本的な解決の方向性示された上で利用促進についても検討されるべきではないかと考えます。」との発言がある<sup>注12</sup>。

所有権問題への躊躇、遅れを挽回し、対症療法ではなく、五十嵐の現代総有論が示す「主体」の在り方、「絶対的所有権」への問題意識も踏まえてのパラダイムチェンジというような展開がもたらされることが必要と論者は考えており、法制審議会での「民事基本法制の見直し」等の検討の行方を注視するものである。

注1 国土交通省のホームページ（以下、「HP」とする。）では、「未利用地」の具体例としては、空き地、空き家、空き店舗、工場跡地のほか、耕作放棄地、管理を放棄された森林などが挙げられ、「低利用地」としては、暫定的（一時的）に利用されている資材置場や青空駐車場などが挙げられます。」とされていることから、「地」に空き家等を含ませることとした。[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo\\_tk2\\_000022.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000022.html)

（以下、本稿で引用するHPは、全て平成31年（2019年）2月28日最終確認。なお、「空き地」、「空き家」の用字を基本とし、「くうち」等と読める場合、他の著作の引用、法律名となっているもの等は、「空地」、「空家」とする。）

注2 五十嵐敬喜編著『現代総有論』2016年、法政大学出版局、26、27頁より。

注3 五十嵐敬喜編著『現代総有論序説』2014年、株式会社ブックエンド、10頁等より。

注4 [http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo\\_tk2\\_000022.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000022.html)

注5 <http://www.mlit.go.jp/common/001126396.pdf>

注6 <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/honbukaigou/h29-12-22-shiryou1.pdf>

注7 <https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2017/decision0609.html>

注8 プレスリリース。[http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo02\\_hh\\_000102.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo02_hh_000102.html)

注9 <https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2017/1221/agenda.html>

注10 第196回国会参議院国土交通委員会会議録第10号（平成30年4月17日）、山添拓議員の質疑、討論。

注11 <http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500033.html>

注12 第196回国会参議院国土交通委員会会議録第17号（平成30年6月5日）、山添拓議員の質疑、討論。

#### 参考文献

1、五十嵐敬喜編著『現代総有論』2016年、法政大学出版局

2、五十嵐敬喜編著『現代総有論序説』2014年、株式会社ブックエンド

# シェアリングエコノミーの現在事例

## シェアとコミュニティについて

渡 辺 勝 道 (会員、法政大学非常勤講師)

**キーワード** シェアリングエコノミー シェアリングシティ 自律分散型社会

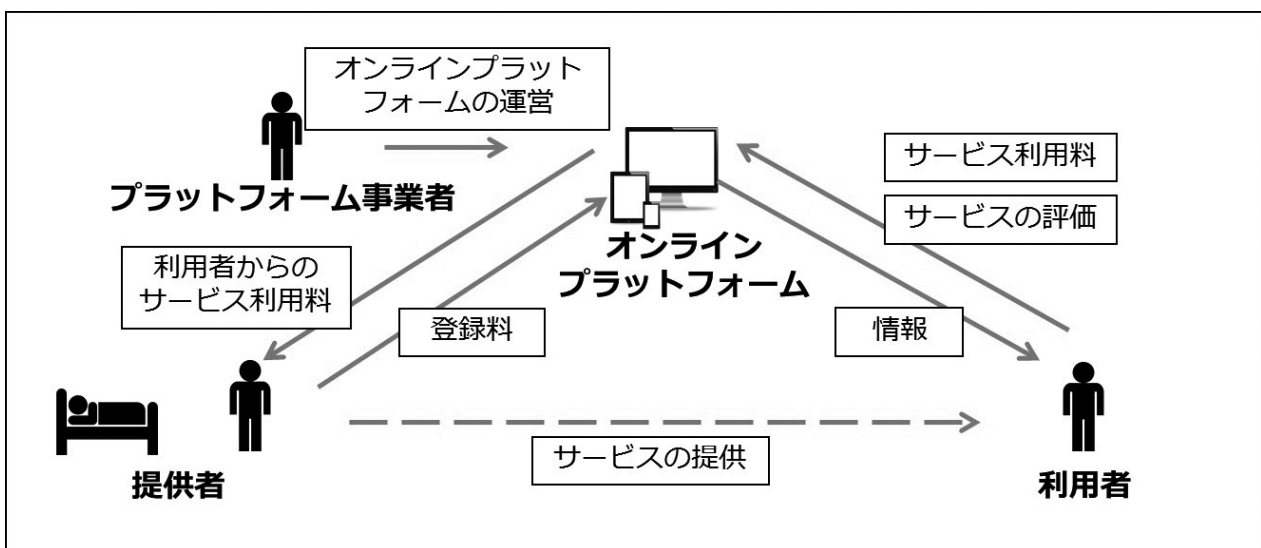
**本稿の狙い** 社会現象としても注目されるシェアリングエコノミーについて、システムと行政の対応、都市との関係、今後の課題について考察する。

### 1、はじめに

アメリカの評論家レイチェル・ボッツマンは2010年に“SHARE”を発表し、資本主義的な大量生産・大量消費社会へのオルタナティブな選択としてのシェアリングという概念がインターネットを通して社会構造を変革する大きな潮流となろうとしている事を示した。

スマートフォンが普及し、個人が自由にインターネットにアクセスできる環境の中で、これまで見えなかった個人等の資産や能力、活用可能な時間帯やその内容に関する情報をネット上で、リアルタイムに、不特定多数の個人の間で共有することが可能になった。また、実名登録のソーシャルメディアの普及に伴って、これまで顔が見えず、信用度を推し量りにくかったネット上の個人について、一定程度の信用度が可視化され、個人によるサービスも、選別して利用することが可能になった。このようなITの利用環境の変化によって登場したものが「シェアリングエコノミー」と言える。

これは個人の遊休資産や能力、余剰時間などを効率的に活用するためのIT利用技術の発展の成



シェアリングエコノミーのイメージ (経済産業省資料 2019)

果であると同時に、従来型の資本を投下した者が消費者にサービスを提供する（B to C:Business to Consumer）とは異なり、ネット上のプラットフォームを通じた、不特定多数の個人間の取引（C to C:Consumer to Consumer）、余剰資産により追加資本投下を必要としない者によるサービス提供を基本としたものである。

## 2、シェアリングエコノミーについて

近年、従来型の資本主義市場社会によってもたらされてきた大量生産・大量消費を見直す動きが一般化するとともに、消費スタイルは単独永久所有から必要な時に必要なだけの利用へと変化しており、この動きは個人の消費行動を越えて、「シェアリングエコノミー」として成立するに至っている。

アメリカでは10年ほど前から“Uber”<sup>注1</sup>や“Airbnb”<sup>注2</sup>などの新興企業が市場に参入し急成長している。これにより、「シェアリングエコノミー」という考え方が定着したといえるが、これは、車や宿泊施設など、あらゆるモノや空間などの稼働状況をネット上で可視化し、未利用領域に一時的に利用権を設定してシェアするという合理的な思考でもある。また、多くの企業などにおいても、自社所有としての本社ビルを断念し、工場を海外に移転するなど、「合理化」、「アウトソース」という考え方を実践している。リース、レンタル、アウトソーシングするというのは、合理的な選択として、企業も個人も同様に意識しているといえる。

また、消費者のニーズがより多様化、高度化し、そうした要求にスピーディに応えることが求められるようになり、シェアリングがネット上のプラットホームによって対応が可能であった事もシェアリングの拡大の一端であろう。

シェアリングエコノミーの現状を分かりやすく表現すれば、利用者優先のいわゆる「オンデマンドエコノミー」に近いのではないだろうか。

さてオンデマンドエコノミーの観点から「シェアリングエコノミー」を見るとそこにはいくつかのポイントがあることがわかる。それは、「稼働状況の可視化」、「信用情報の公開」、「多様なニーズと提供者とのマッチング」であり、これが各々のプラットホームの主要構成要素となっている。これらを活用することによってシェアリングエコノミーは、日本では人口減少・過疎化・高齢化と密接に関連した問題のソリューションとして認識されて行くであろう。誰も住まずに活用されることのない空き家は総住宅数の約15%、約1000万戸にのぼる、自動車の利用率は5%程度で年に20日程度しか利用されていないというようなデータが示すように、日本には様々な遊休資産が増え続けており、それらをシェアすることで膨大な経済が生まれる可能性がある。

一方で、これまでの資本主義的価値とは異なる価値観に「シェアリングエコノミー」を位置づけようという捉え方も、極めて重要なものとして見ておかなければならない。「シェア」によって、人のつながりや絆、経済的価値を超えた名誉欲や、お金ではない豊かさといったものが、人を動かす本質的な原動力になるという考え方である。より具体的にいえば、住まいやオフィス、モノ、スキル、時間、価値を共有するコミュニティ内で、人と人がつながる中で新しい価値観や新しい暮らし方、働き方を参加者にもたらすのではないかというものである。そうしたなか、こうしたシェアを街のインフラとしてまろごと浸透させることで街全体の経済効果と活性化を生み出そうとするものが「シェアリングシティ」である。

### 3、都市とシェアリング・エコノミー

シェアリングシティとは、イシェアリングエコノミーを都市問題の解決に活用し、都市の持続可能性を高める政策に応用する取り組みの事である。

21世紀は「都市の時代」といわれ続けているが、都市内部での人口過密や、農村部の衰退といった問題が顕在化するなかで、GAFA（グーグル、アマゾン、フェイスブック、アップル）などを代表とするデジタル企業が、ITやデータを駆使して、都市のシステムを高度化していく取り組みをしている、自動運転車や流通システムのシェア、電子決済などはほんの一例である。

世界に先がけて「シェアリングシティ（共有都市）」を宣言したのは、韓国のソウル市である。

2012年に市長主導で、政策として都市の将来像の中に「シェア」という考え方を位置づけ、「包括的であること」「都市の問題を解決すること」の2点をポイントとして、企業・地域社会・学校への導入を進めている。そのベースとしてソウルは、超高速インターネットとスマートフォンの普及が進み、ITとインターネットが発達しており、人口の密集度が高く、共有経済の発達に有利な条件を備えていることが前提となっている。さらに言うと遊休資源の活用性を高めることにより、少ない資源でも大きな利便性を引き出すことができ、少ない予算で市民に多様なサービスを提供することができるという財政的な目論見もあった。

2012年12月31日には「ソウル特別市共有促進条例」を制定し、企業や団体によってばらばらに存在していた共有のためのオンラインプラットフォームを、共有関連情報や共有プラットフォームに関する情報を一カ所に集めた「ソウル共有ハブ」（2013年6月）に開設した。（<http://sharehub.kr>）

このソウル共有ハブは情報の発信・蓄積（アーカイブ）・案内の機能の他にも、国内外の共有関連団体、企業、メディア、社会の様々な領域とのネットワークを作り、各機関との連携を支援する役割も果たすというものである。なお、現在実施されているシェアリングシティ（共有都市）・ソウルの主な事業は末尾（資料①）のように、オンラインプラットフォーム上でのシェアリング事業であるが、そのような事業の根底に「共有」は信頼に基づいた相互利益の経済が基盤になるため、共有文化が広まり、人々の交流が増え、断絶した関係の回復を図ることができ、さらには共同体の回復に寄与することができるの考えがある。それを具体化したのが、市が重点的に進めている「村共同体事業」との連携であり、これは、シェアリングを端緒としてコミュニティの再生を図ろうというものである。

「村共同体事業」とは、無分別な都市化と競争の激化に伴う市民の生活の質の低下、コミュニティの崩壊、加速する人間疎外などの社会的問題を解決し、持続可能な発展のために市民が幸せな村共同体が必要であるという認識の下、住民自ら村共同体をつくっていくことを支援する事業である。住民が共に集まり（コミュニティ・カフェ）、共に育て（共同育児）、共に健全なインフラを考え（エネルギー自立・安全）、共に仕事を設け（地域企業）、共に楽しむ（村祭り）などのすべての活動が「村共同体事業」の対象となり事業費などの支援を受けられる。アパート共同体などでは閉鎖的であったアパートが、住民が互いにコミュニケーションを行う場へと転換され、企業内部にも共同育児を行うなど共同型社会が定着しつつあるようである。さらに、近年では、協同組合の設立が増加し事業が進化していることにも注目していきたい。

日本でも「シェアリングエコノミー協会」<sup>注3</sup>がシェアリングエコノミーを公共サービスに導入し、シェアリングシティを実現させるためシェアリングエコノミーサービスを活用し、地域課題解決に取り組む自治体を「シェアリングシティ」として認定するようになったが、現在までに16の市町村が認定を受けるにとどまっている（シェアリングについての国の取組みについては末尾資料②参照）。



#### 4、シェアリングエコノミーの課題

ハンガリーの経済人類学者、カール・ポランニー<sup>注4</sup>的に言えば、資本主義市場社会は本来商品ではない“労働力”と“土地”を無理に商品化した特殊な社会であって、現在起こっているシェアリングやコモンズの再評価などの総有的な社会現象は、パラダイムシフトは社会を本来的なそれに戻す取り組みなのかもしれない。日本でも、資本主義社会の成立前、江戸の庶民は資産を所有せず生活のほぼ全てをシェアしていた。町内の長屋ごとに自治を確保（ただし奉行所のエージェントでもある）し、長屋住民の井戸、便所、ごみ等の共同施設を維持管理し、内部には稲荷神社を中心に祭り・祈りに携わるなど、最も広い意味での総有事業を行っていた。このような事実をみて、シェアリングエコノミーの観点から江戸の庶民の生活を再評価する論評が多い。

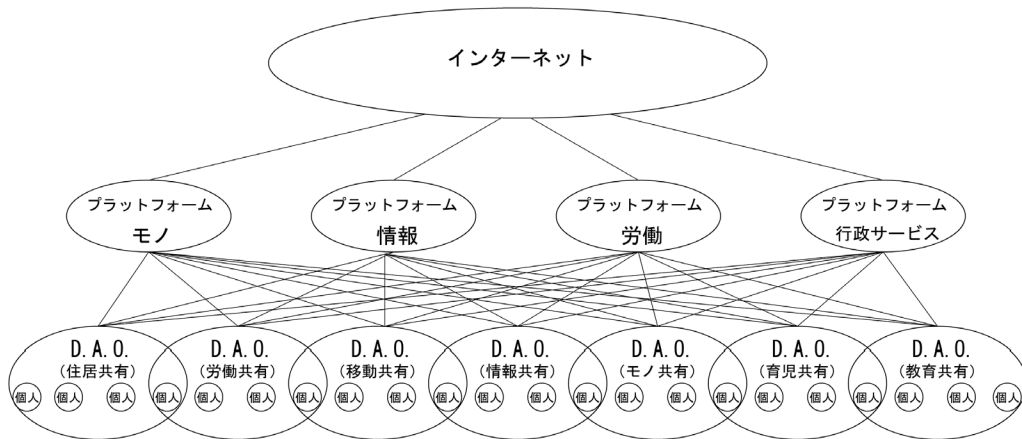
しかし、正確に言えば「現代の日本のシェアリングエコノミー」は、実は問題も大きい。

先に紹介したように、ソウルにおける実験は、シェアによる信頼に基づいた相互利益の共有文化が人々の交流と、断絶した関係の回復を図り、さらには共同体の回復に寄与することを念頭に置いたものであった。同時に発足した「村共同体事業」との相乗効果によって成果を現実化したものであった。ところが日本のそれは、単にモノの稼働状況を捕まえ、データをシェアしマッチングし効率的に使う、という部分だけが膨らんでいくオンデマンドエコノミーに傾斜しすぎているからである。

特にネット上のプラットフォームのテクノロジーに頼る事業に焦点が集まりすぎているという点に留意すべきであろう。このままでは、相互利益組織としての協同組合やコミュニティとしての町内会、コレクティブハウジングなどとは無縁になってしまう事が懸念される。テクノロジーありきのシェアリングエコノミーはテクノロジーによって消滅する可能性がある。

最後にこの日本の「特異」なシェアリングエコノミーの現実を超えて、将来の在り方を展望しておけば次のようになる。そしてこれこそが現代総有との結合を生み出す可能性を切り開いているのである。

シェアリングエコノミーの基礎となっているプラットフォームとAI（Artificial Intelligence）の発達は、「自律分散型組織（Decentralized Autonomous Organization）」が構成する「自律分散型社会」（下図参照）中に組み込まれ、シェアリングエコノミー以上の社会変革をもたらすことも予測されている。「自律分散型社会」とは概論すれば、個人が自律した複数のプラットフォーム（AIによって維持管理される）上で連帯して経済活動を行う社会であって、そこではネットワーク上の総有主体としての事業体やコミュニティが既存の社会的枠組みを超えて自由に繋がる事が可能となり、モノや労働、情報などがシェアされ効率的に共同利用される。ネットワークによって容易に利害関係や境遇の一致した個人がD.A.O.（自律分散型組織）さらには、プラットフォームを作る事が可能となり、これが実際のコミュニティにもなると考えられている。このような社会が現実となれば、シェアリングエコノミーはD.A.O.の1つに過ぎなくなるであろう。そして、D.A.O.が利害や境遇の一致した参加者による独立した組織となり、これらが相互に経済活動を行う事になれば、会社や自治体、さらには国家などの既存の枠組みの存在意義が再検討されていく事になるだろう。このような自律分散型社会というパラダイムシフトにおいては思想的、論理的なバックボーンの構築が必要となってくると考えられる。様々な組織やコミュニティの役割を考えただけで、特に所有から共同利用へというシェアの根底にある総有の観点からバックボーンを構築することが、このようなパラダイムシフトに向けて有効であり、この変革の端緒としての「シェアリングエコノミー」は、テクノロジーに偏る事のない広く総有の観点を持ったシステムにアップデートしていくことによって、スムーズな変革の中で主要な役割を果たしていけると考えられる。



- 自律分散型社会のイメージ -

注1 宿泊施設・民宿を貸し出す人向けのウェブサイトである。世界 192 カ国の 33,000 の都市で 80 万以上の宿を提供している。

注2 自動車配車ウェブサイトおよび配車アプリである。現在は世界 70 カ国・地域の 450 都市以上で展開している。

注3 一般社団法人、2016 年にシェアリングエコノミーの普及や発展を目的に設立された。

注4 (1886 年~1964 年) ウィーン出身の経済学者。経済史の研究を基礎として、経済人類学の理論を構築した。

(資料①: ソウル市の主なシェアリング事業)

- ・自家用車共用利用事業「ナヌムカー」(ライドシェア)
- ・共有書架書(本のシェアリング)
- ・工具図書館(工具類のシェア)
- ・子供服の分かち合い(子供服のリサイクル)
- ・駐車場の共有
- ・公共施設遊休空間の共有(公共庁舎の会議室・講堂など、使用しない時間帯を市民と共有。)
- ・一つ屋根の下の世代共感(住居空間に余裕のある高齢者と、住居空間が必要な青年が同居する。)
- ・外国人観光客を対象とした市内民宿の活性化
- ・ヒューマン・ライブラリー(人とのコミュニケーションを通じて、知識ではなく、智恵を共有。)
- ・ソウル e- プマシ(地域別のバーチャル貨幣)

(資料②: シェアリングについての国の取組み)

経済産業省は 2019 年 1 月 7 日、国際標準化機構 (ISO) で日本政府が提案したシェアリングエコノミーに関する国際規格を開発する新たな技術委員会の設立が承認されたと発表した。

経済産業省の委託事業である「シェアリングエコノミーに関する国際標準化」によるもので、今後、日本が主導して国際規格の発行を目指すとしている。

これによってシェアリングの利用者が個人の提供するサービスの安全性や信頼性に不安を感じることを無いうように、プラットフォームを運営する事業者には、適切な本人確認や苦情対応・トラブル対応など、利用者と提供者双方の安全性・信頼性を高める仕組みの国際的なルールとしてシェアリングエコノミーの国際標準化を進めるのである。これまでは、内閣官房主催の「シェアリングエコノミー検討会議」で、シェアリングエコノミーサービス事業者や「シェアリングエコノミー協会」をはじめとする業界団体、有識者、関係省庁が連携し、シェアリングエコノミー普及推進に向けた議論を進めてきた。その成果として 2016 年 11 月にはプラットフォーム事業者が遵守すべき事項を規定したモデルガイドラインを策定しており、2019 年 6 月頃にプロジェクト委員会の第 1 回国際会議を日本で開催し、国際規格開発を本格的にスタートさせるとしている。

## 江戸の長屋「近世の総有」

五十嵐 敬喜（会員、法政大学名誉教授）

**キーワード** 江戸の長屋 共同生活 家守 番屋 自治 集合住宅の未来

**本稿の狙い** 現代総有を研究するにあたっては、日本の、特に都市の総有の歴史的研究が不可欠である。この観点から見たときに「江戸の長屋」は近世の総有の状況をあらわす典型的な事例ではないか。そこには現代総有にとっても本質的な要素である「町人自治」がみられる。

### はじめに

「総有」（西欧のコモンズと類似）とは、法的かつ古典的に言えば、土地に属している資源（例えば森林の樹木、温泉、河川や海からの漁など）を、みんな（共同体、集落・地域など）、一定のルールの下で共同利用しながら、そこから生じる物的・金銭的・精神的な恩恵をみんなが享受する、慣行的な権利である（なお、最近はこの概念の中の一つの要素である共有すなわちシェアという部分が拡大され、情報、金融、交通などの多分野に広がっている）。

筆者らは必ずしも土地資源を有効に活用するとはいえなくなった現代都市社会の中で、総有、すなわち「みんな」（人と人のつながり）という視点から古典的な総有論を再構築するという現代総有論を提唱しているが、本稿ではこのような総有の歴史を巨視的に見る。つまり古代から中世、中世のあと現代をつなぐ「近世」、すなわち江戸時代の、「長屋」を対象にその総有を検討し、そのなかから現代と未来につなぐいくつかのキーワードを探ろうというものである。総有の歴史を概括的に見ると以下のようなになる。

### 第一 江戸の「総有」とは何か

1. 人は個人（一人）では生きることも死ぬこともできない。そのため、古代から現代までどのような時代にあっても、人類は家族と地域を作ってきた。ここを拠点に食料の確保、家の建築、さらには外敵や自然の災害から身を守るための砦や柵などを作り、みんなで生活してきたのである。青森県三内丸山遺跡の大規模集落跡は、縄文時代の生活形態をシンボリックに復元したものである。米作が始まった弥生時代以降は、農地という土地資源を活用した、土着的な共同生活がより強固になっていく。
2. やがて日本では、生産力や技術の発達などとともに、特定の共同体・地域を超えた権力（豪族、天皇・貴族）が生まれ、土着的な生活を離れて平城京や平安京などの都市が建設されるようになる。さらに、鎌倉、室町、戦国時代を経て、徳川家康が幕府を開いた1603年から15代将軍徳川慶喜が大政奉還を行った1867年までの264年間の江戸時代には、城下町＝都市が全国に広がる。また、江戸時代の最後まで「士農工商」という身分制度は維持されたが、遅くとも江戸の中期以降、日本史上初めて広義の意味での「町人」という新しい実態が生まれたということを直視しよう。

江戸時代以前、圧倒的多数の普通の人々は、物事を自ら決定する、という権能を持たず、常に時代の動向に左右される名前のない存在であった。それがなぜ江戸時代に顕名化したのか。

様々な説明が可能であるが、ここではその中の有力な根拠の一つとして「都市と所有権」に着目したい。言うまでもなく。土地や建物そしてその集合たる都市も、基本的には江戸幕府が支配するものであった。極端に言えば、幕府は都市を取り壊すことも、人々の土地や家屋の所有権（占有権）を奪って追い出すことも可能であった。しかし、政治の安定、都市における商業・経済の発展、そして町人の経済的な豊かさの確保や生活の基盤の樹立などによって、都市に住む町人にも、土地・家を所有・占有・利用する権利（以下、土地所有権という。）が認められるようになった。ただし、現代日本のように権利は不可侵であるという絶対的なものではなく、よほどのことがない限りその権限が保障されるという相対的なものである。<sup>注1</sup> 言い換えれば、町人に対する土地所有権の保障こそ、都市の充実をもたらすものであり、物事を主体的に決定できるようになる確実で堅固な基盤なのである。

堅固な身分制度、つまり封建制の下で、なぜ町人は主役に躍り出ることができるようになったのか。二つ目の根拠は、264年間国の内外で一度も戦争がないという、世界に例を見ない平和体制が築かれたことがあげられる。<sup>注2、注3</sup> 戦争がなかったため、幕府は、災害などの緊急時を除いて、町民の土地所有権を取り上げたり、住む土地や家から追い出したりすることは不必要になったのである。

さらに平和に関連していえば、そもそも「戦争」を前提にして身分制度の頂点に君臨してきた武士階級は、戦争がなくなって存在価値を相対的に弱体化し、多くは役人あるいは官僚に変質していった。それに反比例して町人の身分が向上したことも、付け加えておきたい。

18世紀半ばから産業革命を経験しつつあった、ヨーロッパ最大の都市イギリス・ロンドンの人口が57万人といわれるなか、平和体制の下で江戸のまちの人口は100万人という世界最大の都市となった。このような状況の中から、長屋は生まれ、幕末には、八百八町といわれるように1600もの町が成立していった。

3. 江戸のまちの人口100万人のうち、半分の50万人は武士及びその奉公人、残りの半分の50万人は町人である。土地の占有率を見ると、藩主などの武家地は69%、寺社仏閣は15%、町人地は16%である。町人地の総坪数約270万坪を町人数50万人で割ると、一人当たり5.4坪となる。ここから道路や空地の分を引くと、一人当たりおよそ6~7畳程にしかないといわれている。この超過密に適合するように建設されたのが、1棟の建物をいくつかに分けて住む「長屋」である。

長屋は、土地資源をみんなでも活用し分配する、いわば古典的な総有ではなく、空間を共同利用する総有であり、これは都市化とともに必然的な移行であった。この長屋で人々はどのように暮らし、自己決定することができるようになったかというのが本稿のテーマである「近世の総有」である。

注1 片倉比佐子「江戸の土地問題」（同成社 2004年）

注2 大石新三郎「江戸時代」（中公新書 2007年）は、「江戸時代とは、本当の意味で庶民の歴史が始まった時代である。歴史的に祖先をたどるものは江戸初期までである。江戸時代になって日本人は初めて。家族をつくり親子で生活をするようになった」としている。

注3 江戸時代、冒頭に見た人類発生以来の土地資源に依存した総有はどうなったか。そのためには都市だけでなく農村や山村・漁村を見なければならぬが、本稿では省略する。なお、田中優子「カムイ伝講義」（ちくま文庫2014年）や、若尾政希「百姓一揆」（岩波新書2018年）は、町民以下の身分とされていた「エタ・非人」がどのように生存していたか、また都市以外の農民はどのような状態にあったかを見るうえで参考になる。彼らは都市住民とくらべてはるかに反体制的であり戦闘的であった。

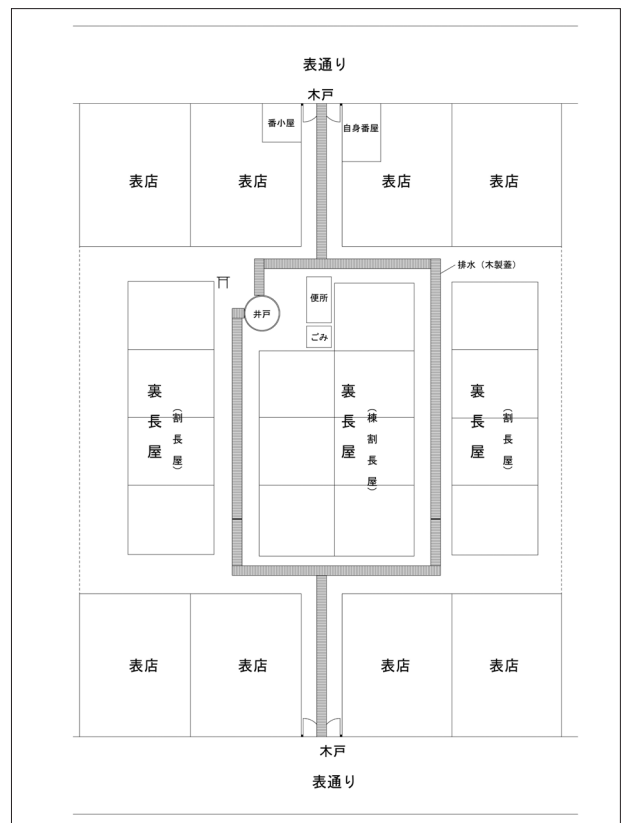
## 第二 長屋とは

現代的な感覚からいえば、家とは自分で所有または賃借し、家族とともに住み、そして後の世代に引き継ぐべきものである。町あるいは都市とはその集合体であった。しかし江戸時代は、現代の生活感覚



とはかなり異なっている。

江戸の町は、徳川家康の居城構築のために、人工的に作られた都市である。幕府が開かれた当初は、わずかな原住民と武士、あるいは全国から動員された工事関係者が住むだけであった。しかし18世紀になると、平和の下で生産力が上がり、商業が発達するとともに、各地から人口が流入し、豪商や豪農などが、その財を江戸の土地に投下し地主となった。<sup>注1</sup> 特徴的なことは、江戸に住んでいる豪商豪農は、居付地主の世帯数で見れば町方の3%程度だということである。彼らは、江戸の商人らに土地を地借（現代風に言えば借地権）し、表店や長屋を建設するようになった。こうして江戸の通り沿いには表店が、内側には長屋（以下長屋という場合はこれをさす）が立ち並び、町人のおよそ80%が長屋に住むようになっていく。現代との違いでいえば、江戸は「借家人」の町であり、これは第2次世界大戦前まで続き、家が所有権の対象となってくるのは戦後からである。



図版制作：渡辺勝道

それでは長屋とはどのようなものであるか、具体的に「図」をみながら見ていくことにしよう。

1. 町には、通りに面した表長屋（表店）と路地奥の裏長屋がある。表通りの表長屋は2階建ての店舗兼住宅などである。1棟は間口が2間、奥行き4間半とか、間口3間、奥行き4間など様々だが、3棟から5棟が連なって区画を作っている。当初、ここは小規模な商人たちが瀬戸物屋、八百屋、魚屋など長屋住民を相手に商いをしていたが、後には現代につながる三井などの豪商が大きな店舗を構えるようになる。
2. 表長屋の間に、奥へ入る路地が作られていて、路地の奥には1棟から複数の長屋が建設されている。これらの建物は、数戸から十数戸、それぞれ間口9尺（約2・7m）、奥行2間（約3・6m）で約3坪（約9平方m）の住戸に区切られていた。住戸には家主（ただし家主も売買やまた貸しなどによって変わる場合もある）から、棒手振りや職人<sup>注2</sup>などが店借（現代風に言えば賃借権）し、家族とともに居住した。長屋はほとんどが平屋（2階のものもある）で仕事場、居室・寝室が一緒になっていた。この住戸は入り口付近が土間・そのそばに台所・竈・水桶があり、居間（仕事場も兼ねる）はほとんど6畳間という狭いものであった。
3. 表店で囲まれた裏長屋周辺の空地には、長屋の居住者が共同して利用する井戸、厠、ごみ集積場、物干し場と、商売繁盛の神といわれる稲荷神社がある。
4. 借家人の内訳をみると、出職（外に出て仕事をする）の大工、左官、畳、木挽きなどと、居職（家の中で仕事をする）の鍛冶屋、紺屋、縫取り屋、提灯屋 傘張、鋳職（飾り）指物、袋物など職人<sup>注3</sup>

がいる。棒手振りという四季折々の物産や生活必需品を籠に入れ、天秤棒で担いで売り歩く人も多い。魚や野菜などの生鮮食品はもとより、呉服、帽子、煙草などの日用品、人形、金魚、植木の苗など、およそ生活に必要なものすべてを売り歩いた。

長屋とは、このように多様な人々が住む空間であり、現代に例えれば、同じ会社の人々だけが住む社宅、あるいはマンションのように、ひたすら居住することだけ成り立っている集合住宅とは、相当異なっていることを留意しておきたい<sup>注4</sup>。

注1 大岡敏昭「江戸時代の家」(水曜社 2017年)は、主として江戸時代の武家屋敷や農家を見たもので、江戸の長屋について詳しくないが、江戸時代の多くの「家」を見て、現代につながる「玄関、屋敷、茶の間、居間、納戸、湯殿、内便所」などの新しい空間が生まれたとしている。

注2 江戸時代の総有の本質を理解するには、長屋の主たる居住者である「職人」の実態を知らなければならない。乾宏巳「江戸の職人 都市民衆史への志向」(吉川弘文館 1996年)によると、「江戸の職人は、本来は、御国役と呼ばれ軍役の意味を持った江戸城への奉仕」と「武士と町民の生活に必要なものを供給」という、江戸の内部における供給を満たすために生まれ、やがて中下層町民を代表する存在となった。当初、これら職人は「独立自営」であったが、19世紀前後の頃から、「居職人」(自宅で仕事をする)と「出職」(出稼ぎする)に別れ、居職は、問屋の、出職は請負業者や店持ちの親方職人層の支配を受けるようになる。つまり、商人又は親方職人と手間取り職人とに職人階層が分裂するようになった。さらに一般職人の内仲間とは別に、職人親方層だけによる別の組織(組合)をつくるようになり、この組合が、時代の変遷とともに、幕府との関係、地方の職人や製品、手間賃、などを変化させていく。この江戸時代の職人組合の存在形態や機能は、現代総有論にとっても極めて重要な研究課題であり、特に、イタリア・スペインなど「総有・組合」が発展している国々などとの比較研究の必要性・重要性・緊急性を思い知らされる。

注3 職人の生き様や技術を紹介したのとして、中江克己「江戸の職人 伝統の技に生きる」(中公文庫 1998年)参照。  
注4 借家人たちの収入は、職人の中で最高給の手間取りであったのは、大工の年収約476万や棒手振りの年収約444万で、日当500文くらいであった。長屋の家賃は、文政年間(1818~1830)には800文から1000文なので、現在の価格にすると「2万から2万5千円」位とされている。町民だけでなく、武士や農民の収入や家計簿についても、近年、多数の研究がされている。

### 第三 自治システム

長屋の物理的形狀と、そこで暮らす人々などについて、ある程度想像できるようになったと思う。それでは、なぜ長屋が総有なのかを見ていくことにしよう。それは、総有の本質的な要素の一つである「自治」と関係する。

冒頭で見たように、総有は土地や空間を共同利用しながら、その恩恵を共同体のなかで還元していくものである。そのためには、内部の混乱や外部からの侵襲などを防ぎ、自分たちの生活は自分たちで守っていくという自治(あるいは自律)がなければならない。自治の在り方は、土地からの資源や地域の文化や風土、あるいはリーダーなどの資質などによって異なるが、そこには他の誰もが犯すことのできない確固たるルール(現在の民法ではこれを「慣行」としている)がなければならない。

さて長屋の自治については、後述する2点からの検討が不可欠である。一つはそれを担当する人的なシステムであり、もう一つはそれを担保する空間である。

#### 1. 番屋という人的システム

長屋は、表を店舗・住宅などのよって囲われたいわば中庭に、数軒から十数軒が建築され、囲われた中に厠やごみ集積場そして井戸が作られ、共同利用されていた。長屋の空間構造の中で特筆すべきは、「町」の入り口に「自分番」「木戸番」と言われる二つの「番屋」が設けられていることである。さらに、路地の奥の長屋の入り口には「木戸」がある。

「自身番」は、火の番や防犯をするための詰所で、当初、地主や家主が自ら詰めていた。その後地主や家主が町に住まなくなるようになると、彼らから委任を受けて長屋を管理する「家守」、あるいは町が雇った「番人」が務めるようになった。ここには防火・消火のための纏(まとい)、鳶口、竜吐水(放水ポンプ)、玄蕃桶(水を運ぶ桶)があり、そのほか治安維持のための捕り物道具が揃えられていた。

屋根上には火の見やぐらと半鐘がある。現代風に言えば、防火や治安を担当する役所などの出張所のようなものであろう。

「木戸番」は、町人が長屋に出入りする際の詰所であり、町内の番太郎といわれる警備員がいて、開門（明け六つ、午前6時）や閉門（夜四つ、午後10時）の管理を行っていた。ここは、人件費や諸経費を捻出するため、駄菓子、草履、箒など日用品などの売店を兼ねていた。

「防犯や防火」という社会秩序の最も根源的な分野について、現代のように警察署や消防署などの役所に一切をゆだねるというのではなく、江戸時代は、町人が町内という一つの単位を基盤として、「番」を自らで担うという点で、自治が構築されている、とみてよいだろう。



出典：中央区郷土史同好会のホームページ

## 2. 長屋の共有空間

長屋の自治の観点から、つぎに注目されるのは共有空間である。

長屋は、何所帯も入る大きな建物だが、一つひとつの住戸は6畳ほど間程度というかなり狭く、開口部は入り口しかない。両側面と背後は薄い壁で、このやや密閉された空間にたいていは夫婦と子供一人ないし数人の家族が一緒に住む。多くの長屋は、居間と仕事場が一体となったひと間だけで、夜は寝室となる居間と仕事場を屏風で仕切るだけの簡素なつくりで、日照や通風などの環境も良いとは言えない。隣の家のもの音や話し声などが筒抜けで、プライバシーはほとんどないと言える。その意味では、現代のワンルームマンションよりも劣悪な環境といえなくもないだろう。

しかし、これら長屋の周りには井戸、厠、ごみ捨て場、物干し場など共同で利用する空間や設備があり、また小さいながらも信仰される稲荷神社もあった。これらの空間は、井戸端会議という言葉があるように、コミュニティの原点であり中心であった。厠やごみ捨て場も共同で管理され、清掃や管理もみんなで行う。糞尿は肥料として有料で回収され、ごみもすべて資源として回収された。提灯、刃物、傘、履物などは、修繕されて再利用されている。江戸の町は、世界一のリサイクル都市でありエコロジー空間であったのである。

コミュニティの共同空間によって、居宅の狭さがカバーされ、現代のワンルームマンションに見られる、密室性や孤立化とは無縁であった。現代総有論でいう「個化」(人々の孤立あるいは地域の空洞化など)は、共同空間での共同作業、外部のリサイクルシステムとのつながりによって回避されていたのである。江戸とは、こうした長屋のコミュニティが集合した大都市であり、都市全体が大きなコミュニティとして形成・運営されたと見てよいのではないか。翻って、居宅部分は大きな意味での公的で共同的な空間から、唯一閉じられた私的空間であった。

## 3. 町の共有

人々のつながりは、日常生活を快適に、安全に送るうえで不可欠なものだが、長屋の中だけでは解決できず、外部に依存しなければならない「生活必需品」がある。代表的なものとして、一つは銭湯、もう一つは散髪、さらに生活する上で根源的な買い物を、ここでは見ていきたい。



長屋には風呂がない。では江戸町人は風呂に入らなかった、不潔かということ、正反対で、たぶん世界一清潔な暮らしをしていたと思われる。各町内の近くに必ず銭湯があり、ほぼ毎日ここで入浴していたからである。

銭湯は単に入浴する場だけでなく、当時は男女混浴ということもあって、「交流空間」となっていたことを強調しておきたい。

目につくのは、銭湯の2階に設けられた座敷（休憩場）に、武士が刀を預けていたが、次第に町民も2階に上がって、休憩したり、囲碁や将棋を行い、茶菓子なども出されるように変わった点である。銭湯は町民だけでなく、内風呂を持つ大名などを除いた武士たちにも利用された。つまり士農工商の頂点にある武士と、工・商たる町民人が「裸の付き合い」をする空間として、部分的にはあるが実質上「差別解消」として機能したのではないかと私は考えている。

このように人々が自然に寄り集まる場として、「髪結床」がある。この散髪屋も町内ごとに必ず設けられていて、恰好の社交場となっていた。

もう一つ、人々の交流を促進するうえで、絶大な効用を持った「買い物」を挙げておきたい。長屋の住民は、日用品などをすぐ目の前の「表店」で購入することができたが、それ以外の買い物はどうしていたか。目につくのは「棒手振り」「屋台」「露店」である。

棒手振りは、天秤棒に籠を下げて町中に売り歩く商人で、毎日江戸町内をくまなく歩きながら、新鮮な魚や野菜、日用品などを売っていた。そのため、町人たちは遠くに買いものに行く手間が省け、また棒振りの人たちとの会話によって、さまざまな情報を得ることができたのである。

江戸名物の「屋台」や「露店」については、言うまでもないだろう。周知のように屋台では、しるこ、団子、焼きイカ、てんぷら、水菓子、そばなどを、「露店」では、食材だけでなく簡単な調理品である販売した。

江戸は、現代の和食につながる一大「食文化の町」であり、町人もこれらを求めて長屋を出て町に繰り出した。このような情報、商品の交換や食の装置や仕掛けが、四季折々の「祭り」などとともに、「長屋の内部コミュニティ」を超えて、江戸のまち全体の人々のつながりを広め、深くしていったのではないか。

現代と比較していえば、江戸時代の買い物は、スーパーやコンビニのような「商品の購入」だけの目的で行くのではなく、人とのつながりを構築するためのものであった。

このように見ると、江戸という都市は、私的空間と公的空間のどちらもが共有空間として結ばれている、「有機的に一体」となった、巨大な家族のようなものであったのかもしれない。これは、まさしく「総有」そのものといってよいだろう。

ところで、物的な総有空間と人間の総有的な関係は、どのようにして築かれたのか。言い換えれば、総有は必ずしも物的装置や掛け声だけで機能するわけではなく物的空間と町人をうまく結び、かつ円滑に運営する仕掛けとしての「人」が必要である。

#### 4. タウンマネージャー

不在地主の多い江戸では、不在地主に雇われて地代や家賃の徴収などの仕事をする家守（やもり、大家ともいう）が活躍した。この家守の仕事が面白い。腕に自慢の職人や毎日出稼ぎをする一人親方としての棒振り、毎日おしゃべりをして楽しむ女性、老人から子どもまで様々な町民が生活している長屋を、まるで家族のように束ねるにはリーダー（世話人）が必要であり、リーダーがいなければ自治は育たず、毎日の秩序すら保てない。実は、「家守」がこのようなリーダーであった。

家守は、不在地主や家主に雇われて、地代や家賃を徴収する人である。これだけで見れば、お金を払



う側の町民から、家守は嫌われこそすれ、町のリーダーとして信頼を集めることなどありえないことが、世の常である。しかし、現代の地主や家主と決定的に異なり、家守には徴収業務を超える二つの仕事があった。仕事は公と私の二つに分かれる。

町人にかかわる公的な仕事は、江戸城の修理など幕府の仕事をする国役や公役の振り分け・分担、町人に対する負担金の徴収と管理、奉行からの「お触れ」の伝達、訴訟の願いや伺いの際の代筆と付添い、そして幕府役人の検使や見分の立会いなどのことであり、これらを家守が請け負った<sup>注1</sup>。

もう一つの私的な仕事は、言うまでもなく典型的な地代や家賃の徴収であるが、これだけにとどまらない。町内の喧嘩や口論の仲裁、出産、離婚、葬儀、捨て子や行き倒れ人の世話、夜まわり番、町内清掃から道の普請まで、様々な仕事を、家守が行うのである。このように、家守は町民の生活のあらゆる部分に関与、介入、世話するのであるが、その背景には町から「縄付き」と呼ばれる罪人が出たら、家守と町全体の責任とされていたため、長屋住民の一手一投足に気を付けている必要があったのであろう。

現在のように、公的な仕事と私的な仕事とが、厳然と区分されていない江戸時代に、家守が町奉行と町民をつなぎ、かつ町民のあらゆる悩みに答える職業人であったのである<sup>注2</sup>。

付け加えると、家守の収入は、地主や家主からからの「家守給」のほかに、新規の地借や店借の際の祝儀、糞尿やごみを販売する江戸ならではの代金を得ていて、いかにも職業人にふさわしい収入といえるのではないか。

長屋も江戸の町も、良くも悪しくもこの家守たちの力量によって動く。さしあたり現代ではこのような業務を行う職業として「タウンマネージャー」があるが、タウンマネージャーはあくまでも役所から依頼を受けて、まちづくりの計画を行うに過ぎない。家守と比較していえば、その仕事の重要さ、役所や住民との密着度、そして組織的な位置づけなどなどについて、天と地ほどの差がある。タウンマネージャーの存在があるにもかかわらず、市民の多くがまちづくりに無関心なのは、これらの差であり、なかでも住民との密着度の差が大きく影響していると考えられる。

注1 当時の秩序は、「まち触れ」をする町奉行を頂点に、「町年寄り」「町名主」「家守」の順の公的なヒエラルキーによって維持された。

町年寄りは、町奉行の下で江戸の町政をつかさどる筆頭の役人（奈良屋、樽谷、喜多村の3家が代々世襲）で、「町名主へのまち触れの伝達、商人間の名簿保管、物価統制、幕府の命を受け各種の調査答申や町民の紛争の調停の調査」などを行った。彼らは幕府からの給与ではなく、拝領した土地の地代を主たる収入源としていた。

町名主は、23組で構成されていた。家守の代表として町年寄の下に属し、まち触れの伝達、奉行所への願届、戸口調査、税務などを行う。これも世襲で専業。町から給料をもらう。

家守は、このヒエラルキーの末端組織として、町ぶれなどを実施する。

長屋ごとに存在する家守は、天保年間には、20,117人いたといわれる。江戸の人口の100万人から、武士を除いた50万人の町民のなかで、この人数は相当多く大規模な職業層であった。与力25人、同心100人、計250人という少人数の南と北の奉行所の治安維持能力を補っていた。

注2 家守によって、権力である町奉行権力の意志が町の隅々まで伝えられた。長屋の総有を維持するためには、家守の存在が不可欠であったが、もう一方では、権力の下請けとして、封建的な秩序を貫徹するための手段として使われたという側面を見逃すことができない。江戸のいわゆる「五人組」制度と家守の関係についても見逃すことができない。明治時代に近代社会に入った日本は、全国に総有的な役割をもつ「町内会」が組織されたが、やがて「軍国主義」の手先となって、旗を振って若者たちを戦場に送り込んだ事実を忘れるべきではない。今日でも「町内会」は行政の下請け機関となる例が多いが、「自治」を主張する組織となることが期待される。

#### 第四 現代総有への架橋

「戦争がない」ということは、実に幸せなことである。戦争の当事者である武士は、身分制の最上位の階級として、江戸時代に存続したが、戦争がなくなり役割が大きく変質した。最大の武器である「刀」は、工芸品としてはともかく無用の長物となり、本来の仕事を失った武士は、徐々に「官吏」となっていく。戦争に駆り出される恐怖から解放された町人は、商品経済の発達とともに「職人」としての収入を得て、自らの生活を設計し、誕生から死去まで、長屋の住民同士の助け合いつまり相互扶助のもと、安定した

生活を送っていた。そのため、大いに歌舞伎や見世物小屋、大道芸、相撲、落語、浮世絵、花火、稽古事などの「文化」に加えて、寿司、蕎麦、鰻、天婦羅などの「食文化」を発展させてきた<sup>注1</sup>。

さて、長屋の生活を、防火・防災上安全であり、清潔が保たれている衛生的かつ合理的に見えるマンションなど、現在の集合住宅と比べるとどうということがわかるか。

長屋は、長屋を形成する町内だけでなく、近隣ともつながっているのに対し、マンションは内部、外部とも遮断されている。従って、前者は人間関係が濃密であるのに対し、後者は孤立化（個化）する。マンションでは孤独死がおこるが、長屋ではおこらない。

長屋には、井戸、厠、ごみ捨て場など住民が共同で利用・管理する空間がある。マンションでは、水道、トイレ、風呂などはすべて内部化され、共同利用する空間は、玄関やエレベーター、ロビーなどがあるが、いずれも互いに協力して活用するというものではなく、たまたま居合わせるという程度である。また、持続可能性の観点からいえば、長屋の生活から排出される着古した衣類や生ごみ、糞尿などのほとんどがリサイクルされるのに対し、マンションではそのほとんどが廃棄・焼却される。

長屋には、自身番・木戸番など、自らの町は自ら守るという自衛措置があるが、マンションは、「管理人」が警察署や消防署などの「外部」に、防犯防災が委ねられている。

長屋では家守が、地代や家賃の徴収だけでなく、役所のお触れの伝達など公的な仕事のほか、町内の清掃、出産や冠婚葬祭、紛争の調停、夜廻り番など、生活にまつわる一切の仕事を引き受けた。マンションでは、これらの業務は、銀行や役所、裁判所、あるいは管理会社のガードマンなどに分解され、すべて外部化されている。

長屋の町人は、井戸端会議をしたり、近隣の表長屋や棒振りから食料などの生活用品を購入し、銭湯や見世物小屋、屋台などへ行く。つまり長屋内部だけでなく、周辺の人々とも交流がある。しかし、マンションの住民は生活用品を、スーパーやコンビニあるいは宅配便などに依存し、外部的な交流は少ない。

長屋では内部の業務だけでなく、町名主などを通じて、江戸全体の防火や道路・河川の清掃などの広く社会的な役割に、参加し、自治を行っている。これに対し、マンション住民は、マンション内部の清掃や管理、修繕、防災などの業務や、社会的な行事である町内会や祭りに一部参加することもあるが、一般的には、内部だけでなく地域社会との関係はほとんど見られず、総じていえば無関心になりがちである。

これら長屋とマンションの継続性についてみると、長屋が破損や老朽化した場合、大工をはじめ沢山の職人が居住しているので、修理や修繕、建て替えが容易である。マンションの場合は、多数の区分所有者が存在するので、合意形成に時間がかかるうえ、費用負担の重圧から、修復や再構築がほとんど不可能であり、最終的な姿として「廃墟」となる可能性が高いことを指摘できる。

もちろん、マンションの、防災防火は長屋の比喩にならないほど質が高い。ワンルームマンションやシェアハウスといったものもあるが、2-3LDKが主流で、6畳ひと間の長屋と比べて格段に広い。また台所、風呂、トイレなども清潔で合理的に揃えられている。

プライバシーの確保は、過剰すぎると思われるほど完璧である。ゲーテッドシティを想起しよう。総じて利便性や機能性に優れていることは言うまでもない。しかし、その行きつくところが個化と廃墟だとすると、利便性や機能性とは一体何なのか、と考えざるを得ない<sup>注2、3、4</sup>。

少子高齢化が急速に進んだ現代社会において、みんなが集まって相互に助け合い生活をしてきた江戸の長屋は、現代総有のひとつの未来モデルとして大いに参考にすべきだと考える<sup>注5</sup>。

注1 日本研究者であるアメリカのスーザン・B・ハンレー「江戸時代の遺産」(中央公論 1990年)は、「日本での肉体的な健康状態の水準は、西洋でも最も進んだ工業国であったイギリスに比肩するものであったし、比較してもそんな色はない。それ以外の多くの重要な点、例えば、識字率、健康的な住宅、適切な食事、寿命といったことについても、日本人は西洋人と同水準にあった。日本が明治維新の時点では「遅れていた」という考えは修正される必要がある」としている。

注2 竹内誠「江戸文化の見方」(角川選書 2010年)は、「長屋暮らし。井戸端会議に興じるおかみさんたち。元気でのびのび遊ぶ子供。なんでも教えてくれる知恵袋の御隠居。町内の誰彼構わずがみがみと小言を言う家主の幸兵衛さん。ギスギス・カサカサとした潤いのない現代社会の中にあつて、もはや忘れられてしまった暮らしの中の共同性や人情の機微。豊かさや便利さと引きかえにこの世から消えさったものを明らかにし、これらが暮らしのなかで果たしてきた役割を再認識する」ことの重要性を説いている。

注3 アメリカの環境建築の理論家クリストファー・アレグザンダー「パタン・ランゲージ 環境設計の手引き」(平田翰那訳 鹿島出版会 1988年)は、このような集合住宅について、特に相互的な人間関係について、「つながった建物、小さな人だまり、中心部の共域(どんな人間集団、家庭・学校・職場でもその成員間に形式抜きの触れ合いがなければ長続きしない)、会食(会食なしには、いかなる人間集団も団結を保てない)、腰を据えた仕事(腰を据えた仕事を体験してはじめて、晩年の心の平安が得られる)、コンポスト、炉火」などなどの数々興味あるパターンを提案している。パターンには、江戸の長屋に共通するものも多いが、「光の入る棟、入り口での転換」など、実現できていないものもたくさんある。

注4 山本理顕「脱住宅」(平凡社 2018年)は、建築家として、現在の過度にプライバシーを強調することや、画一的な「LDK」の空間を鋭く批判し、マンションなどへの店舗の併設や、共有部分の拡大と質的転換をアピールする、画期的な著作である。山本の提案は、現代総有を物的に構築し補強するものであり、しかもその意志ある者は、誰でも容易に実現できる提案だということを重視したい。

注5 個化していくマンションに対抗して、最近では育児室や食堂などマンション空間の一部を共同利用しようとするコレクティブハウスや、はじめからマンション空間を個別にしないで、互いに利用しあうというシェアハウスなどが出現しており、これらが将来どのように発展するか、現代総有の観点からも注目していきたい。

**参考文献** (誰もが読みやすく理解しやすい文献をあげる。ただし文中に引用した文献は除外している)

#### 1 時代

- 大石慎三郎「江戸時代」中公新書 1977年
- 鳴海邦碩編著「都市・集まって住む形」朝日新聞社 1990年
- 横山百合子「江戸東京の明治維新」岩波新書 2018年
- 中公新書編集部編「日本史の論点」中公新書 2018年
- 辻 達也「江戸時代を考える」中公新書 1988年
- 福本和夫「日本ルネッサンス史論」こぶし書房 2009年

#### 2 暮らし

- 青木直己「下級武士の食日記」ちくま文庫 2016年
- 石川英輔「実見 江戸の暮らし」講談社文庫 2015年
- 田村栄太郎「江戸時代 町民の生活」雄山閣 1994年
- 「もしも?」の図巻「江戸時代の暮らし方」実業の日本社 2013年
- 善養寺ススム「江戸の町とくらし図鑑 商店と養生編」廣済堂出版 2018年
- 北原進「百万都市 江戸の生活」角川ソフィア文庫 2014年
- 小澤弘・小林忠「『『熙代勝覧』の日本橋(アートセレクション)』小学館 2006年
- 波多野純「復元・江戸の町」筑摩書房 1998年

#### 3 文化

- 田中優子「江戸の想像力」ちくま学芸文庫 1992年
- 竹内誠編「江戸文化の見方」角川選書 2010年

#### 4 その他

- 江戸東京博物館、深川江戸資料館では「長屋の模型モデル」を見ることができる。



## 落語にみる「江戸長屋」の総有

川村晃生（会員、慶応義塾大学名誉教授）

聞き手：五十嵐敬喜、渡辺勝道

**キーワード** 落語、江戸文化、江戸長屋、町人、家守、大家、共同体

**本稿の狙い** 前掲五十嵐論文の「江戸の長屋」は、当時、江戸落語の中でも大きなテーマの一つであった。そこには長屋での町人の生活が生き生きと活写されている。それはどんなものであったか。国文学者で落語についても造詣の深い川村晃生慶応大学名誉教授から、五十嵐と建築家でユートピア論を研究している渡辺勝道がお話を伺った。（2019年3月26日 於：法政大学現代法研究所）

**五十嵐** 私は現代総有論を考える中で、日本の歴史の中での総有はどのようなものであったかを見なければならぬと思っていました。というのも総有というと、日本では入会、温泉、漁業権など、都市でないところの土地から生まれる資源を利・活用する集団（地域・共同体）に着目した研究というのがほとんどで、都市の総有がどうなっているかという点についてはこれまでほとんど関心がなかったということがまず挙げられます。

次いで、この都市の総有を考える場合には、ある程度独立した人格を持つ人々の集団が、一定のルールの下で共同生活しているという形態が要件になります。とりあえずこの要件に当てはまるものが、「江戸の町民」であり、かつその生活空間として「長屋」が注目されるのではないかと考えその研究の一端を今回「江戸の長屋 近世の総有」としてまとめてみました。

さて、これを研究している中で「長屋」は、建築や都市あるいは歴史論の中で語られるだけでなく、「落語」の中にもたくさん出てくるということを川村先生からお聞きしました。なるほど、それは総有論研究にも大きな刺激を与えると直感し今回のインタビューとなりました。

早速落語についてですが、江戸100万人都市の中に実は240の寄席があったというような話もありますので、落語は相当町人に支持されていたということがわかります。そしてそのなかで中心となるのが大家さんと店子の関係だと思いますが、その辺からお話いただけますでしょうか。

### 大家と店子

**川村** 落語の中からは大家の実態は断片的なものしか分からない。長屋を持っている人が大家だが、持っている人が常にそこに常住しているわけではなく、代わりに大家の依頼を受けて大家のようにふるまう人もいます。大家さんとしての役割は家賃などの徴収だけでなく世話役もやっている。

**渡辺** 大家さんから委任を受けて大家のように振る舞う人もいます。これを家守といいます。家守の収入源は第一にはもちろん地主や家主からもらう報酬ですが、そのほかに「糞尿」の農家に対する売買代金もあった。

**川村** 落語では家守という呼称はほとんど出てこない。両方ともたいてい大家さんとなっている。

落語は長屋が非常にたくさんの話の舞台になっていて、落語のタイトルで長屋が出てくるものがいくつかあります。「長屋の花見」というのが一番有名かもしれませんが、「粗忽長屋」であるとか、「慌て者」ですね、「三軒長屋」、三軒連続している長屋のことを材料としたもの、「お化け長屋」、お化けが出る長屋であるとか、色々長屋がつくタイトルのものがある。こうした多彩な長屋の登場は、簡単にいうと、庶民の生活がそこに集中していたということが基本的にあるのだろうし。日常的でみんなが共通してわかる素材、場所として長屋があったんだろうと思います。長屋の話で基本的に最もポイントになるのは、貧乏ということだと思う。

長屋の話には店賃の話がとてもたくさん出てきて、店賃を巡って店子が店賃を貯めている状況を語るケースが非常に多い。大家さんが来ると、「店賃の催促かい」というような言い方がよく出てくる。たとえば「一目上がり」という噺では、店子が大家のところを訪ねていくと「家賃でも持ってきたのかい」と言う、それに対して店子が「それが大家のいけないところだ。私の顔を見ると家賃、家賃といって、そんなものは忘れてしまえ。」と言ったりする。

一方、大家さんというのは、知識人として登場することも多い。何か分からないことがあると大家さんのところに相談に行くというもの。それから、「心中時雨傘」という落語があり、謝りながら「ここんど家賃を入れなくてすみません。晦日にはいくらか入れますからひとつ待ってください」という。すると大家さんばいんだよお前さんは堅いんだから。家賃のふた月や三月溜まったって俺はグズグズいうんじゃねえよ。」というようなことを言う。「ある時払い」という事が黙認されていたのかもしれない。

そういうような話を見たり聞いたりしていると、家賃というものに対して、必ず毎月1回きちんと納めなくてもよいという風な暗黙の了解があったんじゃないかと思う。

それはなぜかという、江戸の人たちは大体日銭で暮らしているので、ある時とない時がある。ある時に払えばいいんだという一種の信頼関係、お互いの信用がそこに生まれていたんだろうと思う。大家が店賃の催促に来たかと思うと、「こんな汚ねえ長屋に住んでいて家賃を威張って取れるのかい。」と言っていたり、基本的に底流として貧乏な生活をしていることによって、お互いに融通し合うとか、分かり合うとか、助け合うというような情感、人情みたいなものが出来上がっていたんじゃないかと思う。また家賃の話に貧乏が映し出されていると言えるかもしれません。とにかく「貧乏」は長屋を語る際のキーワードだと思います。たとえば「長屋の花見」というのは別名「貧乏花見」と言ったりもするんですが、お酒や贅沢なつまみが用意できないので、卵焼きの代わりにたくあんを持って行って卵焼きに見立てる、酒が用意できないからお茶を持って行って酒のように飲んでみる。最後はいいことがありそうだという時に、茶柱が立っているんじゃないかと、酒柱が立っているというのが落ちなんですけれど。そういう日常生活が貧しいということをお互いに前提としながら催しものをしたり、日常生活を送っているわけで、それが長屋というところを成り立たせている、人間関係を成り立たせている一番大きな原因ではないかという気がします。

ただ落語の中にも家賃について非常に厳しい話もあって、「大工調べ」という話では家賃を滞納しているので、店子の大工が自分の道具箱を滞納している家賃のかたに持って行かれてしまうという話もある。だから全部が全部人間関係の信頼性で成立していたかどうかは分かりませんが、ある種の払う払わないは、ある時払いでいいんだという信頼関係が出来上がっていたんじゃないかというのが、落語に出てくる長屋の基本線だろうと思います。

## 貧乏の意味

**五十嵐** 長屋の中の間人間関係が家賃を媒介にして信頼関係で成り立っているという話は面白い。ただそこを少し掘り下げて言うと、長屋の町人はいわゆる現代の感覚でいう貧乏というのとは少し異なっているのではないかと、思います。というのもこれがどのくらい信用できるのかわかりませんが、江戸町民の平均収入は今日の単位に合わせて言うと約400万円くらいあって、家賃は月2~3万円というぐらいでそう高いものではない。したがってかなり余剰金があるはずだ。しかし貯金はほとんどない。ではその余剰金はどこに消えたかということとそれこそ寄席、歌舞伎、大相撲、祭りあるいは食などに使われていて、これが「江戸っ子は宵越しの金は持たない」というような表現になっている。また同時に、江戸の文化の高さは経済的にはここからきている。したがって家賃が支払えないというのも、構造的な貧困による構造的なものではなく、いつかは支払えるという一時的なものである。店子と大家の信頼関係も根底的にはこうしたところから生まれているのではないかと。

**川村** 落語の場合はそういう形の貧乏を写しているのではなくて、一つの舞台設定として貧乏な状況を作り出しているということでしょうか？

**五十嵐** よくわかりませんが、ほとんどの人がその日暮らしだからある時もあるし、ない時もある、ということで、構造的な貧乏とは少し違うのではと私は思っているのですが。

**川村** 貯金をしていないから払えない時もあるということですね。落語を読んでいて感じるのは、貧乏だということを苦にしていないということです。我々からみるとすごい世界だなと思いますが、家賃が払えないということがそれほど精神的な負担になっていない。それは文化的な違いがあるのかもしれないですね。

**五十嵐** 長屋全体が一種の共同体になっていて、誕生から死亡までお互いに助け合って生活している。金がない人がいても、いろいろな方法で互いにカバーしあうという習慣ができています。大家に対する家賃滞納も、首をくるといったような深刻なものではなかったのかもしれない。大家、家守もその辺のことはよくわかっていて、大家は、家賃徴収人というだけでなく、町民全体の世話役だったということが重要なのでしょう。

**川村** 食っていけることは何とか不自由なく食っていけるけど、宵越しの金を持たないということは非常に大事なポイントだと思います。

**五十嵐** 江戸の暮らしを様々にみていると、子孫に家を残すとか、金を残すとかいう考えは殆どない。もう少しこれを広げて言うと、現在のように子供教育あるいは老後の生活のために日ごろ苦心して蓄えていくというようなこともない、というようなことに気が付かされます。国家が最終的にすべて面倒見るといような「社会主義」と異なって、江戸も一種の資本主義、つまり自分で稼いで生きていかなければならないという社会である。しかし、長屋では今でいうある種の「生活協同組合」といようなものが成立していて、そこでは子供の教育も老後の生活も何とかなる。そこに絶対的な信頼感がある、というような感じではないかと、思ったりしているのですが。

## 共同生活



**川村** 葬いについてですが、長屋の中で死人が出ると基本的には長屋で葬式をだすということを前提にして考えてよいのではないかという気がします。「黄金餅」という落語ですが、長屋に西念という坊主が住んでいて、病気になって隣人に回復のために餡ころ餅を食べたいと言って、餅の中に溜め込んでいたお金を入れて飲み込んで死んでしまうんですが、その時にやはり大家から葬いの手配というのが指示されている。死人が出ると大家さんが采配を振るって葬いを出すということが一般的にあったんだと思う。「らくだ」という落語では、非常に凶体の大きい馬さんという男がフグにあたって死ぬんですが、兄弟分の友人でヤクザまがいの男がきたけど、葬いを出すのに金がないと言って、クズ屋から金をせしめようとしたけどロクなものがなくて失敗して、月番という、毎月毎月大家さんの手下のような存在で、まとめ役みたいな役割を担っていた住人のことですが、その月番に香典集めをさせていたのですが、嫌われ者の男だったので香典も酒も集まらなかった。そういう風な話が出てくるので、これは一般的に長屋で葬式を出すということを前提にしていたから出来上がってきた話だろうと思います。「お化け長屋」という落語では、仕立物をしていた若い女が強盗に殺された時に誰も面倒を見るものがないから、長屋で葬式を出した。という風な話になっているので、これからも長屋というところでは大家が中心になって葬いを出したんだろうということが分かります。

或る意味でいうと長屋というのは大きな家族のような共同体であったんじゃないかと思います。落語によく出てくる言葉なのですが「大家といえば親も同然」という言葉があります。一方「店子といえば子も同然」なのです。これは「天狗裁き」という落語に出てくるのですが、こういう言い方が成り立ったのは、やはり長屋全体が一つの家族のような人間付き合い、共同体を持っていたからだろうと思います。そこにお金がなくとも助け合うような人間関係ができて行ったりしたのでしょね。

「粗忽の釘」という落語では、引っ越してきた隣人が箒をかける場所がないから箒かけ用の釘を売ってくれと奥さんに言われて、隣との境の壁に釘を打ったら隣の仏壇の仏様の頭の上に釘がとび出る、という話。こういう話を見ると、家と家の仕切りは非常に薄い構造でしかなかった。つまりある意味でいえばプライバシーというものが殆どない生活を送っていたんだろうと思う、それは一種の家族ですね。今はプライバシーを守るために個室にしていますが、江戸の長屋ではお互いにプライバシーを犯しても大丈夫、犯すのは当たり前だというような生活が、薄い仕切りだけでも分かります。そういう中だと、隣の家が何をしているか何の話をしているのかというのも筒抜けになっているんじゃないかと思う。そういう関係が家族みたいなものを作り上げて行ったんじゃないか、だから葬式を出すのも当然だし、店賃が溜まるのも仕方ない、というような人間関係が出来上がったんじゃないかと思います。

**五十嵐** 長屋を同じ集合住宅である現代のマンションと比べてみると大きな違い、というか決定的な違いがあることがわかります。それは一つはトイレや井戸が共通という点と、もう一つはこのプライバシーという点ではないか、と思います。長屋はこの共同という部分で現代の個別・分断された空間に対する優位性があると思いますが、このプライバシーの保護という点では、住居部分はもちろんトイレあるいは町の銭湯を含めて現代人には耐えられないものでしょう。しかし、長屋全体が「家族」というようなものであれば、この共用部分も忌み嫌われるものではない。井戸端会議などを想定すればわかるように、人付き合い、現代風に言えばコミュニティが増進される空間・場として大いに歓迎されたのかもしれない。

**川村** もう一つ、長屋ではありませんが、風呂と床屋、つまり髪結いが、人が集まる中心になります、人が集まって一つの瞬時の社会を形成するという場所として、重要なポイントになるのでしょうか。これは落語の世界だけでなく、「浮世床」とか「浮世風呂」という滑稽本にもあらわれてきます。

「浮世床」は床屋に集まる人たちが、次々に提供される実に多様な噂話だけで構成されているのですが、その噂話が、庶民の日常を極めて雄弁に語っています。女性や芸能、文学など話題は尽きないのですが、そういう庶民の日常を重ね合わせると、長屋の生活もいっそう立体的になってくるのではないのでしょうか。長屋を出ても、外に長屋の延長のような生活があった。

**五十嵐** 江戸時代は士農工商という厳格な身分差別があったといわれていますが、この風呂や床屋などこののを見ると面白いことがわかる。それは武士階級の中でも「大名」などは、自分の屋敷内に風呂などを持っていたが、多くの下級武士にはそのような設備はなく、町民と同じように町の風呂屋や床屋にいった。そしてそこでは「裸の付き合い」として、一緒に風呂に入るだけでなく、娯楽室では囲碁なんかも打っている。そこでは武士も町民もほとんど平等な関係ではなかったかと私は思っているのです。そのような一面を反映している落語というのもあるのでしょうか。

**川村** 長屋には武士(浪人)も住んでいて、落語にも登場していますから、厳しい身分制度があったとは思えませんね。江戸時代の士農工商という考え方は、身分差別という側面だけで考えると大きな過ちを犯すと思います。あれは職能制の側面も大きいのではないのでしょうか。身分制に変えてしまったのは、明治になって江戸時代を貶めるような意味合いで、つまり江戸時代を悪くしないと明治の新政治は成り立たないので、江戸時代の悪いところの一つに士農工商という身分差別があったんだということになったのだと思いますが、渡辺京二という人が書いた、「逝きし世の面影」という本の中に、大名行列の通っているところで子供達が毬つきをして遊んでいる、という場面が出てくる。全員頭を下げているなんてとんでもなかった。したがって士農工商は考え直さないと、大きく間違った江戸理解に繋がっていく可能性があると思います。

## 家守とは

**五十嵐** 浮世絵師の安藤広重もそんな絵を描いています。なおついでに紹介しておきますと、かの有名な建築家クリストファー・アレグザンダーの「パターン・ランゲージ」では、集合住宅の中でのコミュニティ形成にとって「会食」、つまりみんなで一緒に食事をするという行為や空間を不可欠なものとしていますが、長屋では祭りや花見などでは見られますが、日常的なレベルではそれはあまり出てこない。会食というコミュニティ形成の本質的な行為・空間は、もしかしたら風呂というものに代替されているのかもしれない。この風呂、みんなで一緒に入る銭湯というのは諸外国にはあまり見られない日本に独自なもので、この機能などについてもう少し深く掘り下げられたら面白いのかもしれない。

もう一つ長屋のコミュニティを考えるうえで、先ほどの家守という人の職務内容を外すことができない。家守は二つの顔を持っていて、一つは世話焼きと一つは奉行の御触書を長屋町民に伝える役目というものです。それを象徴化したのが木戸番と自身番という二つの番屋。この二つの番屋が、ものすごく上手く公と私を結びつけるものだったのではないかと。

**川村** 「二番煎じ」という落語がある。それは冬になって寒い時に火事が起こるといけないから、町内の人たちが番屋に集まって火廻りをするんですが、それが全員でやると時間ももったいないから、二組に分けて一の組が行って戻ってきたら暖かいところで休んで、二の組が出るというようなことをするんですが、やっているうちに調子に乗って酒が出たりイノシシの肉で酒盛りをしたりするようになる。そこに役人が来てちゃんとやっているかどうか監督にくるんですが、その時にみんな慌てて酒を隠したりするんですけどそれを番屋

をやっているんですね。

**五十嵐** 別な言い方をすると、自分たちのことは自分たちで守る。という自治の原点がここに見られる。現在は江戸時代に町民自らが行っていた仕事で、今は消防や警察というような町民の手が及ばない外部機関になってしまっている。

**川村** そういう意味では番屋は非常に重要な地点、場所ですよ。

**五十嵐** なお番屋は町ごとに置かれるもので、これは江戸八百八町といわれるが実際は1000町を超える、だから番屋も1000を超える。家守はさらに細かく長屋ごとにいるのです、これについて江戸全体100万の人口のなかで少しオーバーな感じもするのですが、家守は、約2万人を超えていたというような報告もある。彼らとその根底で江戸全体の治安や消防体制を支えていた。そのために南町奉行や北町奉行など現在でいう警察機構はわずか数百人という現在では考えられないような少人数です。このような数字は江戸時代とは何か、ということを考えるときに、従来の封建制度によってがんじがらめに固められた世界というものに対して、全く新しい見方を対置するものとなるでしょう。

**川村** 「大工調べ」という落語に面白い言葉が出てきて、大家が「棟梁だとか政五郎さんだとか、下手にでりやつけあがりやがって、豊大工じゃねえか、俺はこうやっていたって町役人だぞ」と言っている。だから大家は町役人なんです、官僚なんです。

**五十嵐** もちろん、このシステムは、5人組制度、その仕組みのなかで家守が重要な役割を果たすという、町民同志を互いに監視させるという巧妙な江戸の統治システムの一貫でもあることも忘れてはならない。全部が良いことであるわけではないのはもちろんです。

**川村** 落語に戻りますが、古今亭志ん生という長屋に住んだ噺家が、「三軒長屋」という落語の枕のところで、「向こう三軒両隣は本当に近い付き合いで」と言っていますから、家族同様の付き合いを自分でも体験していたんだと思います。親密な人間関係ができていたんだと思います。あと訴訟の話があるのですが、「大工調べ」という話では家賃の滞納で喧嘩になるんですが、家賃を取ろうとした大家と取られる店子の代わりになった棟梁の政五郎が出てくるんですが、ここでは願書を政五郎が書いているんです。訴える側が書く願書は、大抵の場合は大家が書くんだらうと思いますが、それも大家の仕事でその地域の知識人であったんだと思います。

## 長屋の構造

**渡辺** 資本主義と労働者という観点から長屋を含めた江戸の社会を考えると興味深いと思う。ヨーロッパでは同時期の資本家が生産効率を上げるために、労働者に住宅を提供した、初期の段階においては慈善的な意味合いも強かったが、後には労働者を個別（家族ごと）に隔離して連帯させないことが目的となった。ところが、江戸においては、五人組などの公的な監視のシステムはあったが、基本的にはコミュニティごとの自治であって、長屋も資本家（地主など）から与えられたものではないところが大きな違いです。長屋の住人の職人や小売人は独立した事業者であって、大工は現場ごとに棟梁から仕事をもらい小売人は個人と直



接売買をするという、昨今のネット取引などで注目される C to C 取引、つまり個人と個人が情報を共有して取引をするという、非常に効率的で無駄の出ない経済活動を行っていたと言えます。これは長屋のオープンなコミュニティがネット上のプラットフォーム的な役割をしていたと言えますが、このようなコミュニティが成立した要因は長屋の構造としつらえに拠るところが大きいのではないのでしょうか。

多くの長屋は 4 畳半と玄関と台所を兼ねた土間からなります、物理的にも大人数は住めません、農家は世襲でしたが、職人は世襲ではなく、子供は 10 歳になると丁稚に出されるのが普通で長屋には 10 歳以上の子供はいなくなります。また江戸時代には専業主婦はいなかった、女性も昼間は物売りをしていたりして子供は長屋の路地で遊んでいるとか、小さな子供は長屋全体の子供という感覚だったと思います。大きくなると町人の子供は寺子屋に行っていた。長屋にもいろいろな種類があって様々な人が住んでいたようで、これもコミュニティ持続の大きな要因だと思います。一般的な棟割長屋、少し広い一軒長屋などあって、大工の棟梁や三味線の先生などの芸人は少し広い部屋に住んでいた。普通の長屋は土間の上に煙出しの天窓を作っていたのですが、少数ですが 2 階建てもありました。

**川村** 「三軒長屋」は 2 階が出てくる珍しい話。三軒長屋の端には剣術の先生が住んでいて、稽古をしている場面がある。そんなに広い場所があったのか？真ん中に俗にいう二号さんが住んでいて隣がうるさくて仕方がない、なんて書かれている。

**渡辺** 剣術の稽古ができるような部屋は珍しかったと思います。長屋は火事になったら壊すという前提なので、2 階を作ったらもったいないというのもあったかもしれない。

また、長屋は町人の物だけでなく、足軽長屋などもあって、地方には保存されているものもあります。町民のものよりも多少広い作りですが、井戸と便所は共同です、地方の財政状況によって違うところもあるかもしれませんが、地方でも貧困ではなく豊かな地域もあったという話もあります。

**川村** 地方でも場所によって備蓄ができる余裕があるかないで、貧富の差が出てきたんだと思う。

## 江戸の文化と落語

**五十嵐** 落語について少し別な角度から見てみたい。それは寄席にいく町民は「落語」に何を求めていたのか、ということです。寄席は最高の時には 240 店もあったといわれている。そのほかにも江戸には歌舞伎や大相撲あるいは大道芸といった見世物、花火や花見あるいは各種祭りも多い。これらはいずれも大繁盛したといわれていますが、その大繁盛の背景には江戸町民の好奇心、文化の高さ、それを保障する経済や時間の余裕などなどがあったと思いますが、いかがでしょう。落語ではこのような江戸の文化はどう見られていたのでしょうか。

**川村** 好奇心や文化の高さというものを如実に示す例は、落語には顕著には見られません。むしろ店子が語源のような分からないことを大家に聞きに行くというような、大家の知識人ぶり（これもいい加減な面もありますが）を描くような形になっています。

落語だけでなく、講談や手品のようなものもあったし、色々なものがあった。しかし幕府批判の落語はない。歌舞伎の大スターの落語なんかも私は知らない。落語の数はどれくらいあるのかは分からないが、落語の難しいところはテキストがないというところ。皆な口伝でやっていく。数は落語研究者に確認した方が良

いかかもしれない。ジャンルはいくつかあると思う。長屋話も一つのジャンル。裁きものや、郭話も一つのジャンル。それらが重なり合うこともある、長屋話の基本は貧しいながらも日々の生活を楽しみ助け合うというのが、落語の定番。

演者によって話が全然変わる。今あるテキストのようなものは一つの形でしかないの、演者によってこの話はこういう風にした方が面白いと思えば変わる。日本の文学の一つの特徴ですが、源氏物語も100年くらいかかって成長していくわけです。その都度源氏を筆写していく人が話を勝手に入れてしまうと、読者からの要望などがあって変えてしまい、100年くらいかけて膨張していったとも言われている。だから、源氏物語の伝わっている原本はものすごく多くて、本によって長さも違えば内容も違います。我々が読んでるのは藤原定家のものだと言われているんですが、落語も同じような成長、変遷を遂げています。

**五十嵐** 当時、沢山の物語作家がいたと思いますが、その人たちの作品と落語の関係は？逆に落語以外に、この長屋の風景を描いたものはあるのでしょうか。

**川村** 落語と物語作家の関連はまだ研究途上のようなです。中国ダネをふくめて、落語は作者もタネ本も分かりませんから。

実態については、或る程度研究されてはいるものの、全貌は明らかではないようです。例えば烏亭菴馬（うていんば）という滑稽本の作者は、新作の落語を披露する「咄（はなし）の会」などを催しています。しかし、そうした詮索よりは落語の独自の口伝による展開や変容の側面を重視すべきなのではないでしょうか。

**五十嵐** 長屋の特徴の一つにトイレやゴミ捨て場あるいは井戸そして稲荷神社などが共同で利用されたり、維持・管理されたりしていたということがありますが、これに纏わるような落語はあるか？

**川村** 落語にそうした場が具体的に出てくることはあまりありません。井戸端に人々が集まるというようなことで、恋のきっかけになるといった断片的な話は出てきますが、これ以上のものはどうでしょうか。社会的なテーマとして言えば、トイレの共同化による糞尿の利用の簡便化や、井戸利用による水の過剰な使用の抑制などはあったでしょう。そもそも質素な生活がベースでしたから、大量のゴミは出ないし、土に戻るものばかりですから、大きな環境問題にはなりません。

「三軒長屋」の中で、「ゴミ入れがいっぱいだから掃除をしておけ。」と女房に言うセリフはあります。これは共同のゴミ入れのことで、住んでいる人たちが自主的に綺麗に掃除していたんじゃないかと思います。また江戸の一種のリサイクルを支えていたのは屑屋があったからだと思います。屑屋が成り立っていたのはリサイクル社会がちゃんとしていたからですね。

**五十嵐** 長屋はほとんどが職人や棒手振り（天秤棒を担いで魚屋や野菜、日用品などを売りに歩く人）が住んでいた。この人たちには居住と職業が密接していた。しかもみんなが店子、すなわち、家を持たないという特性があった。私の言葉でいう総有関係はこれを基盤に成立していると思います。これがそれぞれが家を持ち（戸建てあるいはマンション）、サラリーマンといういわば職と住が分離した社会では、本質的に個性が進み、このような総有関係の構築は困難になっていくと思いますが、こういう視点から江戸落語に出てくる「くまさん、はっつあん」を見ていくと面白いと思うのですが。

**川村** 長屋は狭い共同体だから良いのだと思います。向こう三軒両隣が近いというのが非常に大きいのではないかと。空間の大きさというか、顔が見える範囲の人たちで作っている共同体に住むか、顔が見えなくなる範囲にまで広がっていくかでは、まったく違った共同体にすむことになるのではないかと。

**五十嵐** よく言われるように、例えばイタリアなど1階を店（あるいは職場）にして2階に住む、という生活空間とスタイルは、ヨーロッパ中世の総有社会成立に大きく関係している、と思いますが、渡辺君、このような観点から長屋を見るとどうなりますか。

**渡辺** 最近のマンションの閉じられた空間は、権力から押し付けられたものであって、一般庶民が望んだものではなかった、これについては建築家の山本理顕氏も著書（『権力の空間 / 空間の権力』講談社選書 2015）で指摘しています。そして建築の持つ公共的空間をコミュニティに開放した「脱住宅」のように集合住宅の中に住戸ばかりでなく家業としての店舗を導入するというような試みも実践しておられます。また、コミュニティの共有空間を活用して、可能な家事を分担しながらも各戸のプライバシーも担保するコレクティブハウスなどの試みも各地で行われています。これらの発想の萌芽は江戸の長屋での生活にあったのではないのでしょうか。

**川村** プライバシーという観念の発達との関係の問題も大きいと思います。プライバシーを守ろうとすればするほど、総有という概念からは遠のきます。プライバシーに踏み込まれたり踏み込んでいく許容性を持つかどうかというところが非常に大きい。トイレも別、風呂も自分のところでなければ嫌だというようなこと。

**五十嵐** 長屋とマンションを見ていると一番大きい差はこのプライバシーというものでした。日本が戦後高度成長を遂げるにあたって、これと並行するかのようにプライバシーの尊重が言われて来た。これが空間にも反映されてきました。しかし、今後は状況は全く違う。例えば引きこもりや一人暮らしというのは数百万人という状態になっている。また、空地や空室も途方もない数となって出てきています。これらについてプライバシーの尊重というだけでは対処できない。昔のような「家族」とは言わないまでも、相互に助け合うという人間関係と空間の保障は必須になってくる。その際、このプライバシーの尊重という分野にも、もっと新しい光が与えられなければならない。江戸の長屋あるいはその暮らしぶりを反映した落語にも学ぶべき点は多くあるのではないかと。

**川村** とりたてて落語を研究しているわけでもなく、落語が好きでよく聞くに過ぎない私が、長屋という場所に焦点を当て、「総有」という考え方から長屋を対象として取り上げようとしている五十嵐先生や渡辺さんのご発言に接して、いろいろと刺激を受けることができました。長屋の学び直しが、現代社会の見直しや修正につながる可能性を知ることができました。現代社会は、やはり分断化が進みすぎたように感じます。その原因は、便利に過ぎる文明の発達や、多くを求め過ぎる経済の競争に求められるのかもしれませんが、そこに長屋的ライフスタイルの発想を持ち込むことで、少しは抑制をかけることができるのかもしれませんが。最も大きなテーマは、長屋の共同体的生活と現代の個別的孤立生活とどうミックスさせるかでしょうね。長屋を復活させる必要はありませんし、そんなことは不可能でしょうが、長屋の持っていた知恵のようなものを取り込んで、私たちの生活に生かすことはできるのかもしれませんが。今日はこのような機会を与えられて、私自身「総有」の持つ可能性を再認識することができました。ありがとうございました。



# 芭蕉の創作法と心の総有

## “古池や蛙飛びこむ水の音”の深層

佐藤 弘 弥 (会員)

**キーワード** 松尾芭蕉、古池や蛙飛びこむ水の音、蕉風、連句会、座、奥の細道

**本稿の狙い** 俳人松尾芭蕉の「古池や蛙飛びこむ水の音」の誕生秘話を辿りながら、蕉門と呼ばれる一門の宗匠であった芭蕉が日本中に散らばっていた二千人に及ぶ弟子たちとどのような交流を通じて、当初江戸庶民の言葉遊びに過ぎなかった「俳諧」を日本の古典詩歌文学（万葉集、古今和歌集、新古今和歌集等）に連なる評価を得るようになったのかを考える

### はじめに

松尾芭蕉の俳句に「古池や蛙飛びこむ水の音」というものがある。この句について、さまざまな解釈があるが、芭蕉が蕉風と呼ばれる作風を確立する上できっかけになった名句という評価が定着しているようである。そこで本論考では、まずこの十七文字に込められた松尾芭蕉の思いと作品の価値について、次にこの句を誕生させる原動力となったと考えられる芭蕉と門弟たちを繋いでいる連句会（座）が果たした役割とその社会的機能を見ていくことにしたい。

### 1 「古池や」の句の歴史的評価

#### 古池や蛙飛びこむ水の音

この句のどこにそんな魅力があるのか。江戸後期の農政家の大家である二宮金次郎（1787-1856）は、「この音は、只の音と思って聞いてはならない。有の世界から無の世界に入る時の音と心して聞くべきだ。木の折れる時の音、鳥獣が絶命する時の声と同じである。もしもこれを只の水の音と解釈するのであれば、称賛すべきところはない。」（「二宮翁夜話」続篇十三 1941 岩波文庫 現代語訳筆者）と語っている。

近代俳句の祖となった正岡子規（1867-1902）は、その著「俳諧大要」において、この句を「一字の曲折を成さざる処、この句の特色なり。」と「一字の変更も許さないところが、この句の特徴だ」と評している。つまりこの句については、一字を変更すれば、たちまち陳腐な句に成ってしまうということである。

又、子規は同著で、「（この句は）芭蕉が自ら俳諧の実作の中で悟りを得たと感じさせるような句である。それまで俳諧といえば堅苦しい題材や珍しいことを工夫して、何とか良い句を創作しようとした者も、この「古池や」句以降は、何でもない日常の平凡な出来事がそのまま句となることを芭蕉は発明したのである。」（筆者訳）

また本年（2019）二月に逝去した、日本文学の世界的な権威であるドナルド・キーン（1922-2019）は次のように評価している。

「芭蕉の名句の多くは、永遠なるものと瞬間的なものを同時にからめとっている。この場合、古池は永遠なるものであるが、人間が永遠を知覚するためにはそれをかき乱す一瞬がなければならない。蛙の跳躍、その一瞬の合図となった『水の音』は俳諧における『今』である。しかし『今』が感知された瞬間に、古池は再びもとの永遠に戻っている。」（『日本文学の歴史』7 近世編 11995 中央公論社）と、芭蕉が十七文字という短い文字の世界で宇宙を創造することに成功したと称えている。

## 2 芭蕉の創作における座の役割

では、「古池や」の句はどのようにして産み出されたのか。芭蕉自身の心の動きを中心に考察してみたい。この作品は、貞享3年（1686）の閏3月の春に発表された「可般図」（かわず）という句合集の一句である。時に芭蕉、四十三歳。この句会に参加した連衆（俳人）は、芭蕉を入れて合計41名。内訳は向井去来（京都在住）以外は、ほとんどが江戸在住の俳人であった。

作品は、「歌合（うたあわせ）」と同じ「句合（くあわせ）」という形式で、左右に分かれ句を詠み合って、優劣を判断し、勝ち負け（引き分けもあり）を判定するという形で進行している。通常の歌合では一人の判者が全部の判定をするのであるが、ここでは「衆議判」という形で、参加した連衆（俳人たち）の合議により決したのであった。

その句合せの座を再現してみる。

第一番で芭蕉が、

古池や蛙飛びこむ水の音

と詠むと、この「可般図」という句集を撰した江戸在住の門弟「仙化」が、

いたいけに蛙つくばふ浮葉かな

と応酬した。

これには判詞（句の意味や優劣を判定する詞書き）があり、これを現代語訳すると、

「このようにして、ふたつの蛙の句を並べてみると、次ぎに四つとなり、六つとなり、ついに全四十一の句（追加句1在り）が集まって一巻となった。座では自分の句が上に置かれたいとか、下はいやだとかの争いもなかった。」（二番から一九番まで略す）。

最後の二十番では、奥の細道で芭蕉に同行した曾良と基角の句が並んでいる。

うき時は墓（ひき）の遠音も雨夜かな 曾良

ここかして蛙鳴く江の星の数 基角

一番では、芭蕉の発した「古池や」の一句に対しての意見や共感については記されていないが、芭蕉の高弟である宝井基角（1661-1707）が、古典の素養を踏まえて「古池」を「山吹」ではどうかと意見を述べたことが、門弟の服部土芳（1657-1730）の蕉風の俳書として名高い「三冊子」の中にあるので引用する。

「基角は同席していると、一座の興を呼ぶような句を詠んで周囲の感動を誘うところがある。それに対し、私の句はそんなところはないが、後になって人にいいと言われてもらえることもある。これは、座の雰囲気によって一座が（興に乗ってしまい）よい句を取り損なうことが起こりえるということだ

ある。門人たちは、このことを句会の席ではいつでも心得て置くようにしなさい。基角は生まれつきの気質としてこの感覚を持ち合わせていない」（「三冊子」黒そうしより現代語訳）。

この芭蕉の基角評は、単に基角という才気走った門人を批判したエピソードではなく、芭蕉が俳諧を詠む（句作）という行為をどのように考えていたかを知る手がかりになる。それは宗匠である芭蕉を中心に一座として集った連衆が心を合わせて、よい句を創作しようと懸命に句作に励み、互いの句を判定するという芭蕉一流の作法に行きついたことである。こうなると、芭蕉が求めた俳諧の道というものは、日本人が敵味方となって殺し合う時代が去った後、大人の遊興という娯楽の領域を遙かに越えた高みをめざすものであった。

芭蕉は日本古来の詩歌の伝統を踏まえつつ、人生に対する深い洞察を織り込んだ作品を創作しようと考えていた。そんな芭蕉の思いは、「笈の小文」（1687—1688）という紀行文の中で、そのことをはっきりと記している。

「（いままでの私は）俳諧の道で出世のことを願っていたのだが、この為にかえって自分の思うようにならず、学んでは己の愚をしっかりと見詰めかえそうと思うのだが、やはりこの立身出世したいという雑念のために思いを果せなかった。でもついに無能無芸のままではあるが、俳諧というこの一筋の道に繋がっていることに気がついた。思えば、西行の和歌も、宗祇（そうぎ）の連歌も、雪舟の絵も、利休の茶も、それぞれの奥に通じている道はたったひとつである。しかも風雅の道というものは、やはり道の思想（老子や荘子が万物を創造する自然の流れに帰れと説く思想。道家または老荘思想と云う）に従って、春夏秋冬を友とすればよいのである。そのようにすれば、見るものが花でないということはない。また月でないものはない。（この世の些細と思える出来事も風雅の心をもって観察すれば詩歌の種となるのだ。）（後略）」（筆者訳）。

### 3 芭蕉と災害

では芭蕉自身、自らの目指すものがひとつの道に連なっているということを知覚することになったキッカケはなんだったのか。そのことについて芭蕉や門弟たちの遺した文書から探してみよう。どうも芭蕉の人生観の変化は、深川の芭蕉庵が焼失するという悲運にみまわれた天和の大火（1682.12.28）が原因ではなかったかと推測される。この大火事は駒込の大円寺より出火して本郷、神田、下谷、浅草と燃え広がり、ついに芭蕉庵も類焼してしまったのであった。この大火事は別名八百屋お七の火事とも呼ばれているが、十万人が焼死したとされる明暦の大火（1657）ほどの被害ではないが、江戸十大火のひとつに数えられる規模の災禍だった。この大火で、およそ800人から3500人の江戸庶民が亡くなったとされる。蕉門第一の高弟である榎本基角（1661-1707）「芭蕉翁臨終記」の中で次のように記している。

「（翁は）天和三年の冬に深川の草庵が急な火事に囲まれて、潮に浸って苦を頭にかぶって、何とか煙の中を生き延びた。これこそまさにはかなき命を知った初の体験だった。これで人がどこに住んでも煩惱の火に焼かれるという火宅の喩えを悟り、囚われぬ心（無所住の心）を発した。次の年の夏には甲斐国の麓に暮らし、富士山の残雪を見たいと（歩き）、真夜中には月光の下にいて無我の境地に入った。（筆者訳）」と語った。

芭蕉は大火に巻かれ、真冬の夜にも関わらず近くの隅田川に浸って頭に苦を乗せて何とか火を逃れていたのである。九死に一生を得るとは、このことである。こうした生と死の間で、命の儚さを知り、それまでいかに自分が煩惱に焼かれる火宅の人であったかを思い知らされたのである。



これと似たエピソードがある。宗教改革を成したドイツのマルティン・ルター（1483-1546）が、落雷の恐怖の中で神の告知を観想し、それまで目指していた法律家の道を断念し、修道士になった話である。芭蕉もルターと同様、生と死の間であって、ドイツの神学者ルドルフ・オットー（1869-1837）が言う「ヌミノース体験」（聖的な体験のこと。理性では説明しきれない不合理な体験を指す）ではなかったか。芭蕉庵には、軒先に小さな池があったとされる。

芭蕉は、災害に遭遇して自分という一人の人間がいかにか小さな存在であるか、そして自分がいかにか芥子粒ほどの小さな我欲や狭い視点で生活してきたかを痛感し、自分を弱々しい蛙と見て、その蛙が火事の最中に古池に飛び込んで生き延びた自分を戯画化して見せたのではないか。そこで生まれたのがこの「古池や」の句だったというのが筆者の仮説である。

門弟たちは、栖を無くした芭蕉を労った。焼け出された芭蕉は、甲斐谷村藩の国家老の要職にある高山麋時（びじ）の自宅に非難し、度々富士山を散策することになった。その間に杉風以下門弟たちは、篤志を募って芭蕉庵を一年後には再建してしたのであった。

#### 4 芭蕉と旅

芭蕉が大火によって九死に一生を得るという体験を踏まえて、西行などの過去の先人の跡に続くという意思を明確に意識したことは前節で触れた。これは言わば時間軸によるタテの連係（座）への意識であり、次には自身の門弟たちとの協働というヨコの連係（座）を築くという行為に移っていった。芭蕉にとって、漂泊の中に自分の身を置くことは全国に散らばっている門弟と連句会（座）という場を通して、大火の大災害の中で強く感じた風雅の道（タテの関係）の句作法を自分の門弟（ヨコの関係）に伝導し共有していくという作業であった。まさに自分を「無所住」の存在として全国へ旅をすることが、芭蕉の歴史的使命となったのである。

芭蕉には江戸、大阪、京都など全国に二千を超える門弟がいたとされる。さきに引用した基角は、「芭蕉翁臨終記」で芭蕉を以下のように評している。

「さてこの翁は、その人生を孤独と貧窮のうちに過ごしながら、その徳は限りなく高い。二千人を越える門弟を、遠くにある者も近くにいる者も分け隔てなく縁を結んでひとつにする力も不思議で、理解できないほどである。」

遠くにいる者とも、近くにいる者とも、分け隔てなく付き合うためには旅が必要だった。特に深川の芭蕉庵が先に見た江戸大火（1682）で焼失して以降、頻繁に旅に出ては門弟を訪ね歩き、盛んに連句の会を開き、蕉風（正風）と呼ばれるようになる新しい俳諧を創造するようになっていくのである。

主な旅を列記すると以下のようなになる。

1. 野ざらし紀行（1685:42歳、千里同行、伊勢、熱田、伊賀、奈良等を8ヶ月巡行）
2. 鹿島紀行（1687:44歳、曾良、宗波同行、船で千葉件鹿島宮根本寺半月程参詣）
3. 笈の小文（1687~1688:44歳—45歳、越人同行、熱田、伊賀、伊勢、奈良、大阪、須磨、京都等6ヶ月）
4. 更科紀行（1688:45歳、越人同行、笈の小文の旅から連なり大津、美濃、更科へ）
5. 奥の細道（1689:46歳、曾良同行、日光、平泉、尾花沢、金沢等6ヶ月）

この中で特筆すべきは、やはり「奥の細道」の旅ということになる。この作品は俳諧とか俳句というジャンルや時代を飛び越えて、日本文学の傑作として評価が高い作品である。この作品から芭蕉に出会った多くの者は、芭蕉個人の文学的な才能に敬服してしまい、この作品が創作されるようになった時代背景や芭蕉を取り巻く門弟（連衆）たちが日本中に張り巡らしていた分厚いネットワークの存

在を忘れがちである。

先の章でみたように、曾良のような門弟（連衆）を伴いながら、芭蕉は全国各地にいる門弟たちと同じ座に坐り、連句会を催し、蕉門風と呼ばれるようになる句作を続けた。例えば奥の細道の旅では、以下のように合計 19 回に及ぶ連句会を開いたことが分かっている。

1. 栃木県 計 3 回。（内訳→黒羽 1 回、須賀川 2 回）
2. 山形県 計 7 回（尾花沢 2 回、大石田、新庄、羽黒、鶴岡、酒田各 1 回）
3. 新潟県 計 2 回（直江津、高田各 1 回）
4. 石川県 計 5 回（金沢 1 回、小松 3 回、中山温泉 1 回）
5. 岐阜県 計 2 回（大垣 2 回）

この 19 回に及ぶ連句会が開催された地域の中で特に注目されるのは、山形県の 7 回と石川県の 5 回という座の開催回数の多さである。その理由として、この地に芭蕉の門弟たちかなり存在していたであろうと思われること、それともう一つ江戸時代も元禄期に入り、北前船による交易が盛んになり、山形や新潟、石川というような日本海側の交易ルートに港湾都市が形成されるなどの経済発展という背景がやはり大きかったと思われる。江戸や大阪などの都市が発展を遂げ、地方にもその恩恵が波及し、富裕な商人たちが増加し、風流な言葉遊びとしての俳諧が各地に拡がっていったのであろう。<sup>注1、注2</sup>

一方で日本海側の連句会開催の多さに比べ、東北の太平洋岸の地域である福島、宮城、岩手は開催ゼロである。奥の細道の旅の前半では、栃木の黒羽で一回、須賀川で二回の計 3 回。伊達藩の城下町である仙台では人口十二万を越える東北一の大都市であったが、連句会を開かなかった。

芭蕉が平泉を最後に奥羽山脈を越えて山形の尾花沢に入ると、清風（俳号）という人物が芭蕉の来訪を今か今かと待ち構えていた。この人物、本名を鈴木道祐、通称島田屋八右衛門という 39 歳になる紅花問屋の大商人だった。紅花生産農民や大名への金融業を営んでいたとされる。当時の尾花沢は、天領であり、最上川沿岸の要衝の地であったことも相まってこのような大商人が輩出したのであろう。この清風は、京都の俳人たちや仙台の三千風なる俳人とも交流があったといわれる。（尾形侑著「おくのほそ道評釈」角川書店 2001）

また「芭蕉年譜大成」（今栄蔵著 角川書店 1994）の記録によれば、芭蕉と清風は、「古池や」の発句が発表される 1 年前の貞享 2 年（1685）6 月 2 日、江戸小石川での古式句会（正式名称：古式之俳諧興行）の正客となり、嵐雪、基角、才丸、コ斎、素堂ら芭蕉のそうそうたる門弟に混じって七吟百韻（七人で百句を詠む句会）に参列している。また翌年（1686）つまり「古池や」の句の生まれた年の貞享 3 年 3 月 20 日には、七吟での句会があり、そこでは次のように芭蕉の上句に続き下句を付けている。

### 花咲きて七日鶴見る麓かな おじて蛙のわたる細橋

このようなことから考えると、どうも清風という人物は、芭蕉が自らの蕉風と呼ばれる作風の誕生の場所と時間を芭蕉の有力な門弟たちと共有していると考えて差し支えなさそうだ。それは芭蕉の上句に触発されるように、清風の付けた下句の「おじてわたる蛙（びくびくしながら細い橋を渡るの意）」が、「古池や」から浮かんでくる「弱々しい蛙」のイメージが色濃く漂っているからである。蛙が細い橋をヨタヨタと渡るというどことなく滑稽味がありながら、どこか枯れた味わいがある。ともかく、

第1節で考察した「可般図」の句合に参加した40名（芭蕉を入れて41名）の連衆の中には清風の名は無かったが、もしかすると「古池や」の句の誕生の瞬間をオブザーバーとして芭蕉やその連衆たちと同席していた可能性も捨てきれない。

さて尾花沢の芭蕉であったが、清風による歓待がよっぽど心地良かったとみえて、11日間（5月17日～27日）もこの地に滞在したのであった。

また、清風と同じく地方に住む門弟との深い交流を示すエピソードが、奥の細道「金沢の段」で語られているので少し本文を現代語訳で読んでみよう。

（本文）

歌枕にある卯の花山や古戦場の俱利伽羅の谷を越えて金沢に着くと、お盆の七月十五日であった。ここに大阪から来た商人で可処という名の者がいて、旅の宿をともにすることになった。また一笑という俳号の者は、俳諧の道が好きという噂が何となく伝わってくるほど、世によく知られた人物だったが、去年の冬に早世してしまったということで、その兄が追善供養の句会を催すというので、芭蕉は以下の四句を供養として捧げた。

### 塚も動け我が泣く声は秋の風

（意訳：一笑よ、塚を開けて起きて来なさい。君は何故そんな若くして逝ってしまったのか。私の慟哭の声は秋風となって塚も動けと響き渡っている。）

以下三句、略。

この文章の中に、二人の門弟（連衆）の名が記されている。一人は大阪商人でもある「何処」、それに商人として名を馳せていて、俳人としても芭蕉から将来を囑望されていた「一笑」である。一笑は金沢片町で葉茶屋を営む商人であったが、いくつかの撰集に入集するなど加賀俳壇の若手として期待された逸材だった。芭蕉の句はまさに芭蕉の絶句そのものである。後にも先にも芭蕉がこのような門弟の不条理な死に対し、自身の慟哭の心情をありのままに吐露したことは皆無である。

言ってみれば芭蕉のこの句にあるような門弟を思う心情というものが、全国にいる二千の門弟と芭蕉を結びつける「心の総有」の核心にある心性だったといえるかもしれない。それを別に言い換えるならば、吉本隆明（1924-2012）のいう「共同幻想」（「共同幻想論」1968）<sup>注3</sup> だったということもできる。この芭蕉一門という組織は、芭蕉と一人一人の門弟との関係性から発した「対幻想」が、さらに連句会（座）という増幅装置を媒介して増幅し、ついには芭蕉一門・蕉風という大きな共同幻想を形成していたということになる。定式化すれば以下のようなようになるであろう。

### 芭蕉（自己幻想）⇔門弟（対幻想）| 連句会（座）| →芭蕉一門（共同幻想）

連句会（座）は座で創造される句が西行や宗祇などのタテの歴史的創造者との関係で正統な価値を持ったものであるかどうかを、ヨコの関係（座の参加者全員）の中で、民主的に衆議し確認する場として機能したのである。このタテとヨコの微妙なバランスと連環こそが「蕉門」という組織体が俳諧世界でひとときわ輝いた理由ではなからうか。またこの座における創作の過程で芭蕉と門弟たちの心に生じる一体感というような感覚を「心の総有」と呼ぶことも可能だろう。

しかし松尾芭蕉という異能な人物が構築した蕉風俳諧はその没後、分裂し機能不全に陥った。原因



はなんだったのか。仮に芭蕉が組織を強固にして自らの没後も存続をさせたいと考えたのであれば、茶道「千家」や華道「池坊」、歌道（冷泉家）のようなピラミッド型の組織を作り上げただろう。蕉門をリードする後継者を指名し、次ぎに俳諧作法（規範）を設ける策である。しかし芭蕉は、あえてそのような決断をしなかった。なぜか。芭蕉はそんな息の詰まる組織では蕉風俳諧はいずれ廃れてしまうと直観していたからではないか。最後にこの点を考えてみたい。

## 5 芭蕉の最期

芭蕉終焉の地は、江戸ではなく大阪であった。芭蕉の晩年は旅また旅の連続であり、それは一門が俳諧の道に励み、より優れた句作を産むための連句会（座）開催の旅であった。元禄七年（1694）五月江戸を旅立った芭蕉は、名古屋や故郷伊賀上野で過ごした後、奈良を越えて九月大阪に入った。一説では門弟の之道と酒堂の諍いを仲介するためだったと言われている。この二人を連句会に呼び、幾度も座を共にしたが、二人の仲を取り持つことはできなかった。

この時の一連の句会で芭蕉が詠んだ句に次の二句がある。

この道やゆく人なしに秋の暮れ

秋深き隣は何をする人ぞ

この第一句の「この道や」の句の裏に、自分が旅路の果てに連句会という座を催して懸命に実践してきた蕉門という組織の行く末についての芭蕉自身の無念の思いが潜んでいるのではないか。

同年十月、自身の死期を覚った芭蕉は辞世とも言える句、

旅に病んで夢は枯野をかけ廻る

を詠む。そして三通の遺書を書く。深川の芭蕉庵を提供した杉風宛ての遺書には、次のようにあった。「杉風に申します。これまでずっと長い間とても尽くしてくれて感謝します。そのご好意は死後までも忘れることはできません。思いがけない場所であい果てることになり、さようならの挨拶も出来ないこと、互い無念ではありますが仕方のないことと思います、これからは益々俳諧を勉強されて、老後の楽しみになるようにしてください。」（岩波文庫「芭蕉書簡集」より筆者現代語訳）

連句会（座）を通じ、門弟（連衆）の結束と連帯をもって蕉風俳諧を世に広めた芭蕉一門であったが、芭蕉自身は自分が中心となって産みだした蕉風一門の存続には固執しなかった。それどころか、高弟の杉風宛てた遺書で「俳諧を老後の楽しみとして」云々とあるのをみると、春の原野を駆けぬけるそよ風のように感じてしまうのである。

## 6 まとめ

現代において松尾芭蕉は俳聖と呼ばれるようになった。俳句の世界の聖人という訳である。芭蕉の生涯における転換点は、先に見たように明らかに天和の大火（1982）という災害に遭い、川に浸かって九死に一生を得るというヌミノース体験（聖的な体験のこと）であった。そんな体験が、「古池や蛙飛び込む水の音」の名句として結晶したのである。言ってみればこの句こそが、今日俳聖と呼ばれるようになる人間芭蕉の出発点となった。人生の無常を知った芭蕉は一念発起し、敬愛する歌人の西

行や連歌師の宗祇の後を追うように残り少ない生涯を旅に捧げたのである。芭蕉はその災害体験で閃いた人生観（思い）を伝えるために全国各地を旅し、次々と連句会（座）を開催していった。芭蕉にとって、最初の旅は「野ざらし紀行」（1685）であり、最大の成果は「奥の細道」（1689）であった。この間わずか5年の出来事である。芭蕉にとって門弟たちと催す連句会の場（座）こそが創造の源泉となった。この創作の過程において芭蕉と門弟たちの心に生じた一体感すなわち「心の総有」は、座は消滅したとはいえ、三百数十年たった今日でも持続しているようである。

注1 俳諧について、芭蕉研究者の田中善信は次のように語っている。

「当時の俳諧は言語遊戯に類するものであったから、それを楽しむにはどうしても複数の人間を必要とした。遊戯というものは1人でやっても面白くもおかしくもない。複数の人間が集まってやってこそ面白さが生まれるのである。こうした初期俳諧の性格から、俳諧は社交の具となり、俳席は談笑の場となった。社会的機能という点からいえば、当時の俳諧は今日のゴルフに似ている」（「芭蕉 = 二つの顔 俗人と俳聖」1998 講談社）。

注2 江戸研究者の田中優子は、「俳諧のネットワーク」に着目し次のように語っている。

『俳諧』は古代から和歌の滑稽の側面をになっていた。十六世紀に『俳諧』というジャンルとして独立する。そして近世にはいると同時に、貞門俳諧はわずか数十年の間に、会所・取次所を使った俳諧組織を全国に築き上げる。この結果、俳諧師とか俳諧点者といった職業が発生する。身分にかわりなく、俳諧で食べれるようになったのだ。芭蕉も西鶴も、この全国組織と職業の確立の上にこそ、生まれ出た。さらにこのネットワークの形は俳諧だけでなく様々に応用されて、江戸三百年間の文化に深く関与した。」（田中優子「江戸の創造力」1986）

注3 吉本隆明が、その著「共同幻想論」（1968）において提起した概念。国家をも含め、ひとつの共同体の文化諸制度そのものを、個人幻想から対幻想、そして共同体全体の共同の幻想として増幅され成立したものとする。天皇制についていえば、日本という国家の中で、自己幻想が共同体内である天皇祭儀（大嘗祭など）などによって増幅され、天皇制を永続的に補完存続させる社会規範（共同幻想）として日本人の無意識の中に刷り込まれたものと考えた。

#### 参考文献

- 1、萩原泰男校注 芭蕉書簡集 岩波文庫 1976
- 2、阿部喜三男 松尾芭蕉 吉川弘文館 1961
- 3、穎原退蔵・尾形仂訳注 おくのほそ道 現代語訳 / 曾良随行日記付き 角川ソフィア文庫 2003
- 4、尾形仂 座の文学 講談社学術文庫 1997
- 5、小宮豊隆校訂 芭蕉臨終記 / 花屋日記 岩波書店 1935
- 6、中村俊定校注 芭蕉紀行文集 / 付嵯峨日記 岩波書店 1971
- 7、外山滋比古 省略の文学 中公文庫 1979
- 8、中山義秀 芭蕉庵桃青 中公文庫 1975
- 9、大内初夫・櫻井武次郎・雲英末雄校注 元禄俳諧集 新日本古典文学大系 1994
- 10、尾形仂 おくのほそ道評釈 角川書店 2001
- 11、飯野哲二編 芭蕉辞典 東京堂出版 1959
- 12、横浜文孝 芭蕉と江戸の町 同成社 2000
- 13、田中優子 江戸の創造力 筑摩書房 1986

## 地方小都市における空き家再生と地域おこし

### 富山県南砺市城端における社団法人による総有的空き家所有と地域再生の試み

日置 雅 晴（会員、弁護士・早稲田大学・立教大学・上智大学法科大学院講師）

**キーワード** 社団法人 城端 曳山祭 山宿 総有的所有

**本稿の狙い** 本稿の狙い 歴史的な景観とお祭り文化を持った地方小都市南砺市城端において、空き家の保全と活用の際に社団法人制度を活用して、全国からの資金を集めることにより新たな動きをもたらし、地域の伝統継承にも貢献を果たしている事例を紹介し、日本における総有的所有概念の具体化による地域おこしの可能性を考察する。

#### 1、城端の歴史と現状

城端は市町村合併により富山県南砺市城端となっているが、江戸時代以前から善徳寺の門前町、五箇山の絹や塩硝（火薬の原料）の中継による市場町として栄えてきた地域である。毎年5月に開催される城端曳山祭（以下、曳山祭 ひきやままつり）は、2016年にユネスコ無形文化遺産「山・鉦・屋台行事」の一つとして登録された地域を代表する伝統的祭事である。旧町内の6つの山町がそれぞれ数百年の歴史を持った御神像と曳山と庵屋台を所有し、宵祭では各地区の山宿に御神像が飾られる。山宿を引き受ける（山番）のは当該山町の住人にとって一生に一度のこととされており、暁をはじめ家の内装を新調して御神像をお迎えし、近隣に披露する。かつては山宿を自宅で行える様式の町屋であることが重要であったので、新築する際には山宿のための座敷を設けることを念頭に置いたという。昨今でも、山宿を引き受けるために座敷を模様替える家が少なくない。店の商品を片付け、書院造りの座敷や庭を仮設し、あたたかも伝統的な座敷のような空間を演出して山宿のお飾りを行う商家もみられる。その創意工夫が、山番の腕の見せ所である。このような文化的歴史をふまえて城端の伝統的な家屋は山宿が出来るような構造が受け継がれてきた。

本祭では、山町を中心域に御神像を乗せた曳山と、中に地域の若者が入って江戸端唄の伝統を引き継ぐ



写真1 山宿に御神像をお迎えする宵祭り



写真2 庵屋台と曳山と町並み



庵唄を奏でる庵屋台が巡回する。住民は地区内の所望宿<sup>注1</sup>で正装して庵屋台を迎え庵唄を昼と夜に鑑賞する。

城端町としての人口は大正9年の11,081人が、平成22年に9,185人へと減少している。地方都市の例にもれず、高齢化が進むとともに空き家も増加しており、南砺市全体では平成20年に4.7%だった空き家率は平成25年には10.2%と増加している。城端地区の平成29年のデータでは世帯数3021に対して、空き家が166、高齢者が3413人となっている。<sup>注2</sup>

## 2、筆者の城端への関わりと空き家取得の経緯

2013年頃から曳山祭に参加してその魅力にとりつかれた筆者夫婦は、継続して城端に関わり始め、毎年の曳山祭に都市部の仲間と通っていたが、城端旧町内には宿泊施設がないことから、空き家を借りて宿泊せざるを得ない状況であった。そのような状況の中で、城端の地元で町おこしなどの活動をしてきた3人の有志がメインストリートの空き家を2013年に共同出資により取得して、「じょうはな庵」として活用を始めた。ちなみに「じょうはな庵」は2016年に登録有形文化財となっている。

2014年の夏、筆者等が打ち合わせのため城端を訪問していたところ、町の中心部の家屋「米田邸」が売りに出されている現場を通りかかった。曳山の巡回ルートにもあたり、景観的にも重要な位置にある建物で、明治時代に建築され元お茶屋として使われていた。土地建物合わせてわずか200万円で売りに出されており、おそらく第三者が購入すれば建物を解体して駐車場にされるかもしれないという危機的状況であった。

地元では前年に「じょうはな庵」を取得したこともあり、直ちに買い取るなどの対応が難しいという状況であったが、地域の人たちとも相談してなんとか「米田邸」を買い取る資金を集める方策がないかと考え、主に東京の筆者夫妻の知人に、出資を呼びかけることとした。一人20万円の何ら見返りのない出資依頼であったが、城端における景観保全と伝統的な祭りの環境維持のために必要だと言うことを伝えてお願いしたところ、たちまち200万円以上が集まり、とりあえず保全のために地元の方の名前を借りて売買契約を締結し買い取ることが出来た。

## 3、社団法人設立による長期保有と活用体制

「米田邸」を取得後、長期的な保有と活用策を検討することとなったが、まずは長期的な維持保全に資する制度を考えていった。様々な選択肢の中から社団法人制度を利用することとし、2015年5月に一般社団法人城端景観・文化保全機構を設立して、7月に不動産の名義を社団法人に移転した。

設立時の役員は理事8人のうち5人が地元の者、3人と監事が地域外の者という内訳となっている。

社団法人形態を選択した理由は、①この種の事例でよく見られる有志個人の名義だと、名義人の個人財産との混在や相続の発生によるトラブルが想定され永続的な保有が難しいこと、②今後、建物の維持・保全・活用などの活動を拡大していく上で、その受け皿となるプラットフォームとしての法人組織が必要となること③非営利法人形態の中で、NPO法人は社員の加入を拒否できないことから、資産の保有主体としては乗っ取りなどの不安要因を排除しきれないこと等である。

社団法人が不動産等を保有する場合、社員が剰余金や残余財産の分配を受けることは法律上出来ないこととされており資産分散の恐れが少ない。<sup>注3</sup>

この種の事例では資金を出してもらった人の共有名義とすることも見られるが、昨今のマンションなどの区分所有者の行方不明問題を見ていると、そのような方法は将来の権利者の不安定性につながり対

応困難に直結する方法といわざるを得ない。

ちなみに、法人税上非営利型の社団法人とする場合、社団法人が解散する場合には、その資産は同種の法人または地方自治体に帰属させる必要があり、当該法人においてもその旨が定款で定められている。このように社団法人制度を活用することでお金を出した出資者（法制度上社団法人には資本概念はなく出資ではない）には一切の財産的な権利はないこととなっている。買い取りにあたって出資をお願いした賛同者には、出資金は社団への寄付となること、不動産にいかなる権利も生じないこと、解散等に至っても払い戻しが無いことを明確にして了解をいただいている。社会共通資本的な位置づけで不動産を保有・活用していくために現行法制度の中で活用できる手法とすることが出来る。賛同者は希望すれば社団の理事となり運営に関与することが出来るが、関わりたくない場合はなんらの義務もないし、いずれにしても経済的な見返りは無い。しかし、地方の不動産を相続した人がその処分に苦労している話なども聞かれる今日においては、資金だけ出して一切権利を持たないが義務も負わないという割り切った権利関係は資金を集める上で決してマイナスではない。都市部では未だ空き家であっても不動産価格が何千万円もすることが多くこのような形での不動産保有は容易ではないが、地方都市においては地域の景観保全やお祭りの維持などについて共感を得られる賛同者を一定数集めることが出来れば、不動産の取得も無理ではない時代になりつつあると言えよう。

#### 4、 補助金活用による補修と有形文化財登録

このような経過で取得した「米田邸」であるが、10年以上空き家として放置されていたこともあり、シロアリによる浸食や腐食等の傷みが進んでいたため、保存のためにも活用のためにも早期の改修が不可欠であった。とはいえ、改修にはかなりの費用を要することから、直に出資等により全額を調達することは容易ではなかった。この頃、空き家再生に対する国の補助事業制度<sup>注4</sup>が作られたことから、社団設立後の2015年7月に南砺市の空き家再生等推進事業の補助金申請を行なった。この補助事業は、必要額の6分の5の補助が得られることから、総改修費1300万円のうち1000万円を補助金で、300万円を社団の追加寄付金による自己資金でまかされた。

社団への寄付は、この間曳山祭への参加を呼びかけた都市部のメンバーと地元で趣旨に賛同した人たちを中心として行い、中には全く城端に来たこともない人からも寄付が集まり2016年3月には無事改修を終えることが出来た。

現在では出資者は40名を超えるに至っている。

また、この種の行政からの補助を受ける上で、個人所有ではなく社団法人が所有しているということは補助対象としての可能性を広げることにもつながっている。

改修と同時に、文化庁に対する「米田邸」の登録有形文化財の申請を行い、2017年3月に登録が認められ、社団では旧町名にちなんで「荒町庵」と命名した。なお今後はクラウドファンディングの活用やふるさと納税制度を活用した資金確保の仕組みを自治体へ提案すること等が検討課題となっている。

#### 5、 その後の建物活用と空き家活用により広がる人のつながり

2016年の曳山祭から、社団への出資者を中心に「荒町庵」は2階を宿泊に活用し、1階は所望宿として曳山祭にかつての花街の雰囲気をも蘇らせることが出来た。実に半世紀ぶりの所望宿の復活である。

このような社団法人の設立による空き家の保有と活用は、必然的に組織的な運営を行う必要が生じることから、関わったものの相互の関係性を拡大することにつながる。理事会などを通して、都市部の理



写真4 「荒町庵」にて庵唄を所望する人たち



写真5 「じょうはな庵」における交流会

事と地元の理事、それぞれの周辺の人的関係が深まり、社団法人の存在価値は地元にも波及し始めた。曳山祭りに都市部から参加する人たちと地元の人たちは毎年「じょうはな庵」で交流会を催し親交を深めてきたが、それもこのような関係に影響したとすることが出来る。

その結果、山町の一つから、地元の空き家を社団法人で取得して保全してほしいという話が出てきて社団法人ではこれを受け入れて2017年に新たな建物を取得することとなった。

新たな建物は「東町庵」と称しているが、この取得費用は曳山祭の際に山宿として使用できることを条件として、地域の居住者中心に出資をいただいた。ちなみに山番は少なくとも数百万円の費用を負担することになると言われており、地域で共通の山宿となる建物があることは山番の住民の負担軽減にもつながっている。

都市部の有志による出資で始まった社団法人による空き家所有であるが、多くの賛同者が資金は出しつつ所有権は社団法人にあり、賛同者は何ら不動産に対する権利を持たない、という総有的性格が、地域の人にとってもお祭り維持のための山宿となる建物を地域共通材として確保するという新たな存在意義を見いだしてその活動範囲を拡大したのである。ここまでの活動拡大は社団法人という制度を利用して社会的共通資本となり得る不動産を総有的に保有しようとした試みと、城端のお祭り文化と歴史的伝統保存への強い共感とが、うまくつながったことが大きい。

「荒町庵」「東町庵」はその後、地域の会合や出資者の関係者の宿泊、町おこしイベントでの活用など利用が拡大しつつあり、町おこしにも一定の貢献をしている。社団としては、更なる活用策として、宿泊施設として一般公開することを考えているが、民泊法による民泊あるいは旅館業法による簡易宿所とするためには、古い建物であることもあり、形態を一定保存することを考えると避難施設等の防災・構造上の問題がある。こういった問題を克服し、更なる運営資金を拡大し、安定的な所有と維持管理を継続できる体制の確立が、現代総有に求められる課題であろう。

注1 所望宿 庵歌を聞きたい住民は、あらかじめ庵歌所望を申し出ることにより所望宿となることができる。

注2 「南砺市空き家等対策計画」 南砺市 平成29年9月

注3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律11条2項

注4 国土交通省「空き家再生等推進事業活用事業タイプ」

#### 参考資料

「城端町史」城端町 昭和34年

「空き家再生を目的とした資金調達における出資者増加の経緯と要因」 花田脩之 新潟大学修士論文 平成29年



## 世田谷のまちづくりの現状と現代総有論への期待

現代総有論は「住民参加のまちづくり」の形骸化を解決する手段となりうるか

岩井 篤 (会員)

**キーワード** まちづくり、住民参加、住民自治、公共事業、私権制限、エコロジカルデモクラシー

**本稿の狙い** 住民参加の先進自治体と言われた世田谷区の現場において、どのような形で住民参加が無視されてきたか、いくつかの事例から実情を明らかにし、住民参加という発想の限界を論じる。それに対して現代総有論が何らかの解決の方向性を示すことができるのかを検討する

### 1. はじめに

東京都世田谷区では行政への「住民参加」が提唱されてきたが、現場では住民参加が形式的なものとなってきている。区民が意見を言う機会は増えてはいるが、区側は意見を聞くものの施策に反映することは少なく、単なる「聞き置く行政」になっているのが現実である。近年、「住民参加」の形骸化が進んできており、区政に関心のある区民の間には失望感が蔓延している。

本稿では筆者が長く住んでいる世田谷区で過去20年以上にわたり関わってきた地域の諸問題<sup>注1</sup>について、いくつかの事例を取り上げ「住民参加」の実態を紹介する。加えて、形骸化している要因は何か、本来の住民参加はどうあるべきかについて、個人的な価値観に基づいた意見ではあるが、筆者の実際の経験を踏まえた考え方を述べる。

そのうえで、地域の諸問題の解決にあたって、本来の「住民参加」が実現するための基本的な発想の転換として、「現代総有論」が何らかの解決への糸口になるのではないか、近年注目されつつある「エコロジカルデモクラシー」という考え方も含め、筆者の期待について述べてみる。

### 2. 自分が関わったいくつかの地域問題について

#### 2-1. 小田急線高架化事業 - 自分の周りの環境を変更する事業決定には参加する権利がある。

1964年、小田急線の梅ヶ丘駅から成城学園駅までの複々線連続立体化事業が、都市計画決定された。騒音や振動、景観など地域に大きな影響をもたらす問題として、沿線住民が都市計画事業認可の取り消しを求める行政訴訟を起こした。地裁では住民の訴えを認める判決がなされたが、2015年最高裁で敗訴するという、これまでの住民訴訟の多くの事例と同様の経過をたどった。高架化事業は、登戸駅から代々木上原駅までの10.4kmの区間が、50年以上の年月をかけて2018年4月ようやく完成した。

筆者は本件訴訟に直接関わっていないが、当該事業区間にあたる千歳船橋駅を通学・通勤に利用し、徒歩10分圏内に居住する者として、騒音、景観等を含む地域の環境に多大な影響を及ぼす事業が、地元との十分な意見調整も無く、中央省庁が机上で決定し実施されたことに大きな疑問を抱いた。裁判では原告適格が一つの争点になり、最高裁では事業地に権利を有しない者についても原告適格を認めるという新しい解釈

がなされ、現代総有論の理念に近づいたことは評価される。

しかし、地下を掘削機で掘り進めるシールド工法が実用化されている時代に、住宅を立ち退かせ、既存の2車線の二倍の幅の用地を確保して、その上にコンクリートの巨大な高架線を構築することが、経済大国日本の首都東京にある閑静な住宅地に相応しいとは思えなかった。地下工法の方が工事費は安いと言う専門家の意見もあるなかで、用地買収にかかる時間と費用などを考慮したら、線路を地下にして上部の敷地を公園や緑地等にした方が、地域の住民にとって望ましいものであると考えた。

行政や司法は、鉄道事業者と建設会社の利益を優先した形になり、膨大な時間と建築費を費やして高架化事業は完成した。その結果、遠距離通勤者は新宿駅までの所要時間が大幅に短縮されたが、周辺の地価が上昇し、不動産業者(鉄道会社の関連会社等)が沿線の住宅地を開発し、販売を拡大した。建設会社も工事費による巨大な利益を得たが、立退きをせざるをえなかった者は居住環境の変更を強いられた。また周辺住民は日照権を制限され、騒音や振動、景観の悪化を受忍させられ、地下にした場合に得られたであろう、騒音排除と緑地や公園の拡大という良好な環境は、享受できなくなった。

ここには、高架化事業の決定過程において住民参加はなされたのか、住民の範囲はどこまでか等の問題がある。言い換えると、小田急線とは誰のものかということになる。もちろん、鉄道事業を行う小田急電鉄(株)という法人の所有物ではあるが、当該区間の開発については、駅を利用する者や所管する世田谷区も意思決定に参画できるようにすべきではないのか。そのためには、事前の情報公開を徹底的に行うべきであり、当該区間のステークホルダー全員の総有物だと筆者は考えている。

さらに、地域の環境に大きな変更をもたらす事業の決定過程には、周辺に住む住民に参加する権利があるというエコロジカルデモクラシーの考え方が適用されるべきではないか。司法は、この点を社会の現実に照らしてどう判断するべきか、という問題が提起されていると考える。

## 2-2、千歳船橋駅前広場整備 - 駅前広場は周辺住民の総有財産である

小田急線高架化事業に伴って、沿線各駅の駅前広場の整備も課題となった。そのため、区の主導のもとに町会や商店会及び千歳船橋駅の北側地域の住民が集まって、1995年に「千歳船橋駅北側街づくりの会」が設置され、駅前広場の整備や狭隘な周辺道路の拡幅等の計画について議論が開始された。

当初、区から提案されたのは、バス停やタクシー乗り場を含む駅前広場を整備し、それに必要な面積を確保するために、広場に面して駅前ビルを建築してその中に周辺商店をテナントとして入れ込む再開発計画だった。

しかし、安全安心のまちづくりへの意識が高まっていた時期で、駅前へのバスやタクシーの乗り入れは、住民の反対意見が多かったことから、大型駅前広場は実現しなかった。

また、再開発ビルの建築については、新たなビルの中で各商店の配置が1階なのか2階なのか、階段から遠い近いによって集客効果が異なることなど、店主の利害関係が対立して合意がまとまらず、これも実現しなかった。そこで、駅前にあった商店のいくつかは、高架化事業の用地やホームの建築用地を確保するために立退きさせられ、駅前広場は広くなったものの小規模で中途半端なものとなった。

商店街にとってみれば、千歳船橋地域の魅力が大幅に増大することにはならず、また住民にとっては、バス停が従来通り駅から離れた場所にあって、不便さが改善されたとは言えない。商店街の売り上げ拡大や賑わいの創出、利便性という点では期待に沿ったものとはなっていないのが現状である。

そもそも、駅前広場というのは、その街の玄関口という性格を有し、商店街にとっては街の魅力を高めて集客数の増大に繋がることが期待されるものである。駅を利用する周辺住民にとっては、電車を降りた時の景色が街の印象の良し悪しを決め、自分の住む街の価値が決まるものでもある。不動産業者にとっては、

当該地域の住宅や土地の価格を決める重要な要素となる。もちろん、バスやタクシーの乗り入れを街の発展に繋がるとみるのか、安全への脅威とみるのか、また駅ビル建設による再開発を街の玄関口としての魅力アップと考えるのか、「ちとふな」の原風景の破壊とみるのかは、人それぞれの価値観によって異なるものであるが、少なくとも関係ステークホルダーが集まって議論をするというプロセスは街づくりに不可欠である。

再開発ビルについては、住民参加という方法は取られることはなく、利害関係者のみがエゴと個別利益の視点から意見を主張しあっただけであろうと思えるし、街の魅力アップ、地域の発展、街の価値の向上という視点からの議論が関係者全員の間で行われたわけではなかった。行政の立場からすれば、土地の所有者の私権を制限することはできない、所有者がノーと言うのであれば、関係住民が何を言おうとそれを実現することはできないと言うのみである。

なお、駅前広場の土地は形式的には世田谷区の所有であり、区道という位置づけでその利用や占有については区役所や警察の許認可などが必要な公共性格の強いものである。しかし、駅前広場をどのように設計するのか、またどのように利用するのかという点では、商店、サービス業者、不動産業者、周辺住民等多様な関係者が存在し、それぞれの立場から多様な要望が出されるものである。この意味で、駅前広場は現代総有論でいう「総有」の対象と言ってよいであろう。

当時「千歳船橋駅北側街づくりの会」では、駅前広場の利用、活用を担うNPOを創設して、安全安心、ゆとりと潤い、地域の賑わい創出などに向けた管理の主体になって、駅前広場の運営を行うとの案も出された。これが実現していれば、ある意味では協同組合的な形で、関係者全員が参加して管理運営を行うことができたのではないかと考えている。現代総有論の具体化においては、管理運営する組織形態も重要な課題となる。

### 2-3、保存樹木が伐採された—みどりは区民の総有財産である。

世田谷区には保存樹木という制度がある。緑の維持と保存、拡大を狙って、2032年には緑被率を33%にしようという「みどり33」という政策目標の下にある施策の一つである。区内の貴重な樹木や街のシンボルとなるような樹木については、所有者の申し出に基づき保存樹木に指定して看板をかけ、保存のための費用の一部を助成している。

我が家の近くには、保存樹木のメタセコイアの高木があったが、その木がいつの間にか伐採されてしまった。噂に聞くと、近隣の人から、自宅の庭に落ち葉がたくさんたまって掃除が大変だという苦情があり、仕方なく所有者が伐採することにしたという。

まずは、大木ゆえに落ち葉の量も多く、清掃の手間は大変であろうと察することはできるが、苦情を出す人と所有者、保存樹木のみどりを楽しんできた近隣住民、そして行政が話し合い、何らかの解決策を見出して、伐採を回避できなかったのか疑問を持たざるを得ない。それにしても、「みどり33」という政策目標を立てた区役所は、どのような対応をしたのだろうか。みどり政策課という素敵な名前を持つ部署の職員が、なぜ保存樹木の伐採を黙認するしかなかったのか。

保存樹木を伐採する場合には、みどりの基本条例に基づいて区長に届出をすることになっており、『必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該保存樹木等の保全を図るため、必要な措置をとるよう要請することができる。』（第12条4項）とされている。区は所有者に対して苦情を出した近隣住民と協議をして、保存樹木の保存のための努力を求めることが考えられるし、区が苦情者と協議をして、伐採の要求の取り下げを納得してもらうなどが考えられる。しかしながら、区は私権の制限はできないという立場で、所有者が伐採するというのであればそれ以上の介入はせず、黙認することになったのではないと思われる。ここでも、行政が公共目的のための私有権の制限に後ろ向きで、必要な一步を踏み出せない状況がある。

保存樹木などのみどりは、地域の環境にとっては住民の総有財産と言えるので、たとえ樹木の所有者であっ



でも、独自の判断で伐採することはできないという考え方を取れないだろうか。世田谷区の「みどり33」という政策目標を達成するためにも、私的財産権に対して一定の制約を課することができないものか。環境問題がこれだけ注目を浴びている時代に、地域におけるみどりの位置づけは、住宅地の景観と潤い、安らぎの源泉である。また、鳥などの動物たちにとって生活の拠点としての機能も持つ樹木は、人間のみならず動植物を含めた生物全般の利益と密接に関わっており、それがもたらす物理的・精神的な利益、メリットを周辺住民は享受できる。そういう意味で、地域全体に還元されるものであるから、「現代総有論」でいう総有の対象となるべきものと言える。

#### 2-4、世田谷区本庁舎建替え問題 - 本庁舎は区民全体の財産 = 総有財産である

現在の区役所は、「1957年に実施された区民会館設計競技(コンペ)」において、前川國男建築設計事務所(現：前川建築設計事務所)が設計者として選定されて建てられた。近代建築三大巨匠のひとりで建築群が世界遺産になっているル・コルビュジエの弟子の前川國男は、モダニズム建築家として戦後日本の建築界を牽引し、国立西洋美術館新館などの設計によって国内外から高い評価を受けている。

『世田谷区民会館と第一庁舎、そしてそれらをつなぐ低層棟のピロティから中庭にいたる「広場」を中心にした施設構成は、世田谷区の多様な文化活動を受け入れることに成功し、また世田谷区民もこの広場を有効活用し親しんできた。注<sup>2</sup>』

竣工から50年以上経過して、区民サービスや災害対策、環境対応面などで様々な課題を抱えるようになり、2004年以降に建替えの議論が進められてきた。リーマンショックや東日本大震災などによる紆余曲折を経て、2016年4月から区民13名、学識経験者7名により構成される「本庁舎等整備基本構想検討委員会」が設置され、オープンな議論が幅広く行われ、同年12月に「本庁舎等整備基本構想」が策定された。これが現在の「基本設計案」の基礎となっている。

「基本構想」では本庁舎整備の基本的方針の第一として、『区民自治と協働・交流の拠点としての庁舎 - 区民自治の拠点として、行政サービスの提供に留まらず、幅広い区民がふれあい、交流することのできる場所として、区民が気軽に立ち寄り、多様な情報の共有や憩うことのできる区民に親しまれる庁舎を目指す。また、区民自治・交流を育んできた現庁舎等の空間特質を継承していく』という点が明示された。これは現代総有論が理念とする「共同利用と地域還元」という考え方と一致する。すなわち、区民全体が共同利用しながら、区民と行政、議会が交流、協働し、かつ楽しみ、その成果とそこから生まれる利益を全員で享受する、そしてその結果として地域全体の活性化と発展を築き上げていきたい、という発想である。

この「基本構想」をベースに、コンペやパブコメ及び区民が参加したリング会議を経て策定された「基本設計案」を見ると、前川建築の保存として区民会館は残るが、第一庁舎や低層棟のピロティは建替えられて、高さ45m・10階建ての議会棟が高くそびえる。周辺の低層住宅地の中に、高度制限ぎりぎりの都心のビル街に似た議会棟が出現することになる。また、敷地内の緑被率は34%で、「みどり33」の目標の33%を言い訳的にわずかに上回るに過ぎない点や、建築基準を満たしてはいるものの、斜面地に建つ西側住宅に対しては日照を大幅に阻害する建物となっており、空間特質を継承しているとは言えず、公共建築としては後世に禍根を残すのではないだろうか。

区民自治と交流を育んできた今までの庁舎の空間特質は、総有論の理念である「個化社会の到来の中で、新しい絆を構築する」ための場そのものであったと思うが、残念ながらその意味が行政及びそのトップにある区長や設計会社にきちんと理解されないまま、現行の基本設計案がまとまりつつあるのは、誠に遺憾しか言えない。

さらに、「基本設計案」が策定されるプロセスの中で、区民の意見を反映すると言いながら実際はこれまで

の住民参加の経緯と同じように、区民の意見を聞く場、説明する場として設定はされたが、実際は聞き置くのみという形で終始した。また、会議の場における区民の意見について、行政の意向に沿わないものは無視するとか、行政の意見を通すために賛成しそうなメンバーに個別に事前説明が行われるなど、既定路線の大きな変更を回避する意図が明白であった。要するに、庁舎とは本来は区民の交流と自治のために区民の税金を使って建築する公共建築でありながら、公共事業の名のもとに事業そのものを正当化するための方法論としてのみ住民参加が利用されたということは否定できない。

また、区民を代表して政策を監視する区議会には、庁舎整備特別委員会があり、そこでの質疑を傍聴したところ、委員の質問に対して行政ははぐらかしの答弁に終始していた。議員の側も勉強不足もあるようで追求しきれず、最後は善処を要望するだけであった。行政が議会を軽視しているという雰囲気の中で、実質的な議論は行われないうまま、議会は行政の既定方針を追認する場ではないという印象であり、人口90万人の世田谷区というコミュニティーの最高意思決定機関として、十分機能していないという現実を見せつけられた。

### 3. 現代総有論に期待するもの

#### 3-1、期待の背景

これまで関わってきた地元のまちづくりの問題の一部を紹介したが、上記以外にも多くの問題があり、世田谷区に70年近く住んでいる筆者が、地域の在り方として望んできたことが実現されていないことを再認識させられている。

小田急線は地下化されて、従来の線路敷地部分は緑豊かな公園として子供らの遊び場や散歩道となつてほしい。駅前広場には千歳船橋の原風景を思い出させる柳か水場があつて、「ちとふな」らしさを感じられる魅力ある広場として、他の地区からも人が集まる場所になつてほしい。地域にある保存樹木や、少ないながらも残る竹やぶや庭木や生垣が、住民にとって癒しの源泉となり、鳥たちにとつても回遊の拠点となつてほしい。みどりと動植物が豊かな世田谷区を形成し、地域の価値を高めるものとなつてほしい等の期待はことごとく裏切られてきた。

このような現状をもたらした要因は何なのか、期待が実現されるには、いかなる考え方やプロセスが必要になるのかという点に思いを致すとき、『土地や建物について全員で利用し（組合で所有する場合もある）、その利益を全員あるいは地域に還元しよう』という、現代総有論の考え方が非常に魅力的なものに見えてくる。

#### 3-2、まちづくりにおける現代総有論とエコロジカルデモクラシー

2.で記したように、鉄道およびその敷地や駅前広場、地域のみどりの利益を享受するのは、地域に居住する住民全員である。従つて、現代総有論の考え方からすれば、これらの土地や建物、みどりなどにより形成される空間は、そこに居住する人々全員で利用しその利益を地域に還元するべきものと言える。これらの空間は、地域の住民にとって居住環境を形成する重要な要素であり、毀損されることは居住環境の質の低下をもたらす、地域の価値の低下につながる。その意味ではエコロジカルデモクラシーという発想から、鉄道の立体化、駅前広場整備、みどりの伐採等の事業については、地域住民がその決定に参加できようにするべきである。

すなわち、現代総有論という考え方が、まちづくりにおいても必要不可欠であるとともに、その実行を担保する発想としてエコロジカルデモクラシーの考え方があるべきといえる。また、まちづくりにおいて、私有財産権は絶対であるという行政の姿勢は、まち全体としての利益の実現にあたっては大きな障害となる。憲法第29条第3項（私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる）の趣旨を生かして、現実に則した運用を行うためにも、現代総有論がより広く理解されることが必要だろう。

### 3-3、住民参加と現代総有論 - 住民参加から住民主体へ

自分の住む地域の環境の改善を求めるのは、住民として当然の欲求であり、それを支える理論的基盤として、現代総有論とエコロジカルデモクラシーがあるととしても、実際に機能するには何が必要か。

行政は、これからのまちづくりを進める際の基本原則として「住民参加」を唱えてきたが、実際の運用は「聞き置く行政」「聞き置く民主主義」であり、行政が策定した政策や事業を正当化するための道具となっているに過ぎないことは、既に見たとおりである。背景としては、首長や行政に携わる職員に、住民参加を時間のかかる面倒な手続きとして、忌嫌う習性があることは否めない。住民の側も、原発問題や沖縄問題などの国政については、テレビを見ながら談論風発に乗ることはあっても、地域の問題にはほとんど関心がないということがある。それは、国政選挙に比して、区議会議員選挙の投票率が低いことにも表れている。行政が圧倒的に優位な立場を維持しており、主権者であるべき区民は統治と支配の対象でしかないのが現実である。

住民自治という言葉も多く語られるが、そもそも仕事と育児の忙しさの中でコミュニティとは何かについて考える時間もないというのが実情である。一方で行政の側には、国や都が策定する基本計画や建築基準法などのルールに従う上意下達によって、区は与えられた狭い権限の中で、まちづくりを担当するという仕組みそのものにも原因があるように思える。

健全なコミュニティ形成のあるべきプロセスとは、身の回りの在り方を自らが考えて、それを積み上げながら地域や上の行政区に広げていくとともに、必要があればルールの変更や新たな立法など制度そのものの改正にまで広げていくという、修身齊家治国平天下という発想が必要と考える。

この意味で、「住民参加」とはいうものの実情は「行政のやり放題」「行政主体」という現実を改めて、「住民主体・行政参加」、すなわち地域のことを決めるのは地域の住民であり、行政はそれを支援するために専門的知識を使って支え、最適な答えを見つけるための手助けをするという姿が理想であり、また現代総有論がその理論的基礎を提供してくれることを期待したい。

### 3-4、現代総有論への今後の期待

今後、現代総有論が理論だけに終わらずに実際のまちづくりプロセスにおいて実効性を持つようになることが期待されるが、そのためには、総有組合法、都市計画制度等改革基本法、建築基本法などの提案が政治プロセスとして、議員立法等を通じて具体的な立法過程にまで進む必要がある。また、こうした現代総有論の具体化を進めるには、その主体となるべき市民が現代総有論の意義を理解し、多くの市民がその実践に向けて自ら運動するようになることが必要となるが、そのためにはどのような条件が必要でどのような方法論があり得るのか、特に現代の若者たちが、自らの地域の将来について関心を持ち、地域の街づくりに積極的に参加するようになるにはどうしたらよいか、議論を深めることが必要だろう。

空き家対策や所有者不明の土地問題、地方都市の崩壊等への対応から出発した現代総有論が、その対象をより発展させて、みどり、駅前広場、鉄道、公共建築物なども含めたコミュニティそのものについて、「総有」という概念を当てはめて、ステークホルダー全員がその運営に関与できるような制度的枠組みを構築し、現実のまちづくりに生かされていくことを強く期待している。

注1 千歳船橋・世田谷に関わる活動経緯 <https://chitofuna1.jimdofree.com/>

注2「世田谷区本庁舎等整備基本構想」2016年12月 [http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/107/157/722/730/d00150209\\_d/fil/kihonnkousou.pdf](http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/107/157/722/730/d00150209_d/fil/kihonnkousou.pdf)

#### 参考文献

- 1、「現代総有論」五十嵐敬喜編著、法政大学出版社 2016
- 2、「環境のEU, 規範の政治」白井陽一郎著 ナカニシヤ出版 2013



## 被災地における花壇づくり

野口和雄（会員、都市プランナー）

**キーワード** 総有事業、協働事業、花壇、コミュニティ、希望のシナリオ

**本稿の狙い** 東日本大震災の被災地で「花壇づくり」を支援しているグループがある。被災者と支援者との協働作業による花壇づくりは、被災者自身の復興の力をインスパイアする事業となっている。被災地をコンクリートで復興していく事業とは真逆な方向で、ワークすることによって生まれる「共感」と「協働」による希望づくりの小さな試みである

東日本大震災後、「花壇づくり」を通して現地を支援しているグループを紹介する。その中心人物は、花壇づくりの専門家で、NPO 法人 Green Works 代表の牧野ふみよさんだ。筆者は、はじめのうちは Green Works の「花壇づくり」を「ボランティア活動のひとつ」としか感じていなかった。しかし、頻りに東北地方へ通い、被災者とともに花壇を作る体験談を聞くうちに、次第に興味を持ち始めた。「被災者やボランティアとともに公有地私有地を問わず小さなパブリックな空間として花壇を作り出す作業」（ここでは仮に「協働事業」という）から始めようとする試みに引き込まれていった。

「被災地では、被災者自身による協働事業によって、内発的に希望の持てる仕事としての復興事業」が必要だと筆者は考えているが、Green Works の活動は、まさしく協働事業そのものではないかと思えてきた。牧野さんの話から、花壇づくりの過程で、被災した場所も被災者も、そして支援者自身も「共にワークすることにより生き生きとしてくる」姿が次第に鮮明になってきた。

### 「はじめは不安だった」

「2011年5月に岩手県陸前高田市を訪れた時です。瓦礫の山を見て、ここで私は何をすべきなのか、花なんて植えていいのだろうか、被災者は花どころではないはずだろうと、花壇づくりを躊躇しました」と、牧野さんの話は始まる。不安があったものの、プランターに花を植えて被災者に配ってみたところ、被災者からの次の一言が、Green Works のその後の「花壇づくり」活動のきっかけとなった。「花を届けた仮設住宅でお会いした女性から、こんなことを言われたのです。『被災前はいつも花がそばにあったけれど、この状況で花がほしいとは言えなかった。そんな時に花を届けてもらい、とても嬉しかった。』」この言葉に安心し、本格的な活動が開始された。

花壇づくりやその支援を行う、Green Works の代表を務める牧野さんは、グリーンアドバイザーとして、地域や自治体、各種団体からの支援の依頼に応じて、全国を飛び回っている。

2011年7月、全国団体の公益社団法人・日本家庭園芸普及協会から、「花と緑の復興支援」の運営を依頼され、被災地での本格的な事業が始まった。活動資金と人手は、(社)普及協会会員の企業が出してくれるが、支援は資金と人手だけで、活動する場所の選定などが白紙の状態から始まった。Green Work が場所を探して、花壇づくりが可能かどうかの交渉を行い、プランターや花苗、道具などの一式



現地での「紙芝居的」作業の説明



幼稚園での花壇づくり



仮設住宅での花壇づくり

をセットにして被災地に届けた。被災者に声をかけ集まってもらい、支援者と一緒に花壇づくりやプランターづくりをしていった。

「2011年度は、岩手県、宮城県、福島県の23か所で活動を行いました。仮設住宅だけでなく、病院、保育所、小学校、商店街、自治会と色々な地域を回りました。植えたら終わりではないので、どうしても気になって、数か月ごとに、アフターケアもしています」と語る。「その後、協会の会員となっている企業や銀行からも資金援助があり、8年経った今でもずっと続けている」ということだ。

### 花壇づくりで生まれる「井戸端会議」

牧野さんが語ってくれたエピソードを紹介しよう。

「2011年8月、岩手県釜石市での出来事です。東京の(社)普及協会会員である企業から、資金の支援だけでなく社員も出して頂けるということで、仮設住宅に支援に入りました。場所の手配をしてくれたグループからは、『被災後の新益明けなので、静かに作業をしてほしい』と注意されました。支援企業の社員が、仮設住宅を廻り花壇づくりの案内をしたところ、沢山の住民が参加してくれました。顧客対応が担当の社員だったので、声掛けがとても上手でした。私がいつもの紙芝居で手順を説明した後、作業に入ったところ、びっくりすることがおきました。私たちは静かに作業していたのですが、あちらこちらで笑い声やキャピキャピした会話が始まったのです。耳をそばだてて聞いてみると、発災時や避難場所での出来事を語り合っていました。みんなで手を動かしながら、いつの間にか遠慮なしに口も動き始めました。私たちの花の支援は、ある程度の復興が終わった後の仕事と思っていたのですが、暮らしの中にあつたものを取り戻すことの重要性に気が始めたのです。」

### 協働作業から発展した活動

「花壇づくりの協働作業をしている皆さんからは、いろいろなビジョンが飛び出します。300人が暮らす宮城県気仙沼市の仮設住宅では、ボランティアの支援者を含めたみんなでハーブガーデンを整備することになりました。整備後しばらくして再訪すると、いつの間にかフェンスが出来て、ハーブの名札が付けられていました。ハーブが育ったところに訪れると、今度は仮設住宅の集会所でハーブを使った料理教室が始まっていました。ハーブソーセージなんて絶品です。」

「宮城県南三陸町では、ハーブづくりから『お茶っこの会』が生まれ、そこではピザ窯が作られ、ハーブをトッピングしたピザが焼かれています。こんなことも、花壇を作る協働の作業の中から生まれた取り組みです。花壇をつくる協働作業から、次々と新しい活動が生まれたのです。」

「気仙沼市の幼稚園では、どうしたら子どもたちと一緒に花壇づくりができるか、みんなで悩んでいましたが、そこから『たねだんご』が生まれました。皆が子どもの頃にした『泥だんご』作りの発想です。小さな『泥だんご』の中に、いろいろな種を入れ、周りに肥料をつけて、花壇に植え込みます。暫くすると、芽が出て花が咲いてきます。育てている間、子どもたちは、水やりや見守りを楽しくしてくれます。こんなことは、防潮堤や三面護岸からは生まれませんよね。」





花壇づくりで「フラワーロード」へ



被災者により始まった「海の運動会」



花壇づくりの後は手料理を持ち寄って打ち上げ会

## 新しいコミュニティづくりが始まる

「被災地の住民から、荒れたままの道路などの公共用地を使った、ゲリラ花壇の提案がありました。行政は、住民の取り組みを黙認してくれました。私たちが、東京で被災地支援として実施したチャリティイベントで集まった資金を使って、現地の生産者から花苗を購入し、道路で花壇づくりを行いました。そしていつしか、フラワーロードになっていました。その後は、花壇づくりを行った住民の方々による自主的な運営が始まり、住民から毎年のように招かれています。各地の仮設住宅、道路用地、集会所の庭、さらには私有地でも、同じようなことが起きるようになりました。私が驚いたのは、花壇づくりのグループの人が、何時しか自治会のリーダーになっていたり、写真のように“海の運動会”というイベントを始めたりして、コミュニティが活気づいてきたことです。」

牧野さんは言います。「花をきっかけにするとごく自然に仲間づくりができる。知らなかった人とでも、一緒に何かをできる場は楽しいし、それが『花』に関わることだと、もっと楽しい。」

## 協働による場づくりから見えてくる地域社会

まちづくりは、道路や公園を整備すれば終わりではない。自治体行政による管理運営には限界があることから、市民による持続的な管理運営が必要である。そのためには、施設整備への市民参加だけでなく、利用者が修復していく継続的な協働作業が必要だ。区画整理事業の主体の多くは、そのことを理解し始めている。政府も「官民連携事業」や、道路・公園利用に関する規制改革を行っている。

こうした時代の要請に基づいて、都市計画事業を通してまちづくりやコミュニティづくりをしたいという、ある区画整理組合からの依頼で、筆者は、エリア・マネジメントの仕事をしている。その一環として、公園のコモンズ化業務を Green Works に依頼をしている。公園で様々なイベントを行いながら、花壇などの修復の協働事業をコーディネートする仕事だ。これらの活動を通して公園のコモンズ化を行うこと、そしてコミュニティづくりの担い手を増やすことが、大きな目標である。

現代社会では、一人ひとりが孤立している。情報化社会の中で、遠くの人との薄い結びつきは増えるが、地域の中では、人の孤立化、私化（個化）が進んでいる。東日本大震災後、「絆」が叫ばれている一方で、自治会・町内会活動は衰退化し、それに代わるあるいは補完する新しい社会組織も未成熟だ。

被災地では、外から見ると土木工事によって経済が活発に動き、人々は明るさを取り戻したように見えるが、生き生きとした「内発的発展」の動きは少ないように感じる。そのような中で、公園や広場、道路、河川、公開空地など、パブリックな空間での市民による花壇づくりは、市民によるパブリックな空間を生き返らせる試みである。花がある空間づくりという共感を背景とした活動が、被災者をインスパイアし、その取り組みの中で被災者自身による気づきやビジョンが生まれる。筆者には、その気づきやビジョンを実現する、Green Works の花壇づくりのような協働事業を通して、地域福祉や地域活性化など、多様な地域再生グループが出現するのではないか、という期待がある。実際に私の関わるいくつかの地域で、そのような希望のスパイラルが生まれている。

※ PHOTO 提供：牧野ふみよ



## 「建築の公共性—誰のためにつくるのか」を考える

成岡 茂（非会員、特定非営利活動法人建設技術監査センター、成岡建築設計・技術士事務所）

**キーワード** 建築の公共性、建築基本法、CABE、ブリーフィング、自治事務、建築基準法3条1項3号その他条例  
**本稿の狙い** 建築は、発注者からの要請によって設計されるが、地域の景観や歴史や文化との関係を考慮することで、評価が高まる。未来の住人に引き渡されるマンションは、どのような視点で建築すればよいのか。2019年3月28日に建築会館ホールで開催されたシンポジウムを通じて「建築の公共性」について考える。

### 1、シンポジウムの概要

テーマ「建築の公共性 - 誰のためにつくるのか」

主催 日本建築学会 社会の信頼に応える建築の設計者・施工者の選定方式を検討するTF  
プログラム

「開会挨拶」古谷誠章（日本建築学会会長 / 建築家）

「基調講演」山本理顕（建築家 / 名古屋造形大学学長）

「パネリスト」司会：藤村龍至（日本建築学会会誌編集委員長 / 建築家）

古谷誠章、山本理顕、赤松佳珠子（建築家 / 法政大学教授）、五十嵐敬喜（弁護士 / 法政大学名誉教授）、小野田泰明（東北大学大学院教授）、北山恒（建築家 / 法政大学教授）、木村草太（首都大学東京法学部教授）、塚本由晴（建築家 / 東京工業大学大学院教授）

#### 1-1 開会挨拶

古谷会長が、「設計者は社会の信頼に応える建築、市民に真に受容される建築を目指すべき」と挨拶された。

#### 1-2 基調講演

山本は、「建築は誰のためにつくるのか」とシンポジウムの趣旨を提起し、それは発注者のため、そして使う人のため、さらに周辺地域社会に住む人たちのためであるとの考えを話した。建築は長くそこに存在するという意味で未来の住人に引き渡されるものである。しかし今、設計者と発注者そしてその利用者、周辺住人との関係は対立しているかのように見える。それは設計者が専門家としての役割を十分果たしていないからである。公共・民間を問わず、多くの建築があまりにも私的に作られている。設計者の責任は極めて重い。あなたは誰のためにその建築を設計しているのか、設計者の一人ひとりに改めて聞きたいと訴えた。設計者には建築を空間化する役割がある。その建築空間が如何に公共性をもつものにできるかが問われている。日本建築学会では、社会の信頼に応える建築の設計者・施工者の選定方式を検討するタスクフォース (TF) を設定し検討している。この中で社会が受容する「建築の公共性」に関する検討ワーキンググループを立ち上げている。

#### 1-3 パネルディスカッションでの発言

最初に木村が、法律の専門家として、各パネラーの著作や発言を引用して建築の公共性について論じた。塚本の「建築と言葉<sup>注1</sup>」、赤松の「背後にあるもの先にあるもの<sup>注2</sup>」、山本の「建築の可能性<sup>注3</sup>」に書かれている、未来のために建築をつくる考え方などを紹介した。そこに長い時間存在するという意味で、建築は地域への影響が大きく、地域に“強制力”を与える。公共性とは公共性を目指したプロセスではないかと、木村は考えている。さらに木村は、利用者や地域に開かれた設計やそのプロセスを利用者や地域に公開するなど開かれた仕組みが大切だと強調した。さらに、小野田の「プレ・デザインの思想<sup>注4</sup>」を紹介し、建築の裏方の仕事の大切さを話した。

次に北山が、現代の都市を論じた。再開発資金は保留床<sup>注5</sup>から捻出される。現代都市で資本ゲームが繰り返されている。まるで軍隊 (market)vs 民兵 (common) であり、market は常に暴走する。新自由主義 vs インフォーマルコモンズであるともいえる。ミニ開発といった短いベクトル→と大規模開発の長いベクトル→が現代都市に共存し都市は混乱している。建築は金儲けの“商品”の集積ではないかと指摘した。

司会の藤村は、これまでの建築は行政主導だったが、今は政治主導の規制緩和の時代だという。1970年に総合設計制度ができ、2002年には都市再生特別措置法が制定され、タワーマンションが300本を超えた。2013年には国家戦略特別区域制度ができた。総合設計は特定行政庁の許可だが、あとの二つの法と制度は内閣府主導の政策だ。東京の将来像はあるのかと疑問を呈した。



北山恒氏のプレゼンテーションから

小野田は、建築設計業務委託の進め方について話した。全国営繕主管課長会議<sup>注6</sup>では、「建築設計業務委託の進め方 - 適切に設計者選定を行うためのマニュアル<sup>注7</sup>」を公表している。誰かのための椅子が置かれる場所を積極的に作る。すなわち、公共圏の発生装置としての公共施設を適宜配置することが大切だ。

また、公共施設とは公共圏の発生装置なのだから、フランスのMOP法<sup>注8</sup>やイギリスのCABE<sup>注9</sup>、RIBA<sup>注10</sup>、スイスの建築の専門家集団SIAのプレ・デザインの仕組みに学べという。

塚本は、フルオープン・メンバーシップについて語った。私 Private、公 Public、共 Common の役割は、20世紀は私 > 公 > 共の順だったが、21世紀の今は、共 Common の役割を拡大し重視すべきであるから、私 > 公 < 共と考えられるとした。

五十嵐は、現代は建築士はいるが、果たして“建築家”は存在しているのかと提起した。憲法29条【財産権の保障】<sup>注11</sup>の絶対的所有権が強く、建築基準法と相まって、「建築の自由」を許し、開発業者などの利益追求の道具になっている。建築士法もまた、乱脈開発を担保しかつ促進している。民間機関で、建築確認ができるようになったため、全国どこでも確認処分が受けられるようになり、建築と地域や自治体との関係が切断されてしまった。今や国や自治体は、建築を全くコントロールできない状態である。さらに言うと、建築士会の役職者が、建築を唯一チェックできる市民を指して、「住民はエゴばかりである」といった声を聞き悲しくなった。

現在は、従来の開発万能から抑制の時代となり、建築を取り巻く環境が質的に異なってきた。その象

徴が空き家や空地の問題で、有効な活用方法を考えなければならない。また、九州の全面積を超えている所有者不明の土地や、全国 1,000 戸といわれる空き家も、大きな問題である。

政府は、土地や都市の憲法ともいえる土地基本法などを 2020 年までに改正して、これらの問題に対応すると公表しているが、実効性については大いに疑問だ。地域に暮らす住民も、問題は肌で感じているが、解決するための方策を考えること、行動することはほとんどしない。建築士には、このような現状を打開するために、技術に加えて未来への理念や信念、さらには責任を持って欲しい。建築確認を自治体の許可制に変更する都市法改革や、建築士法に替えて建築家の理念や役割をうたう建築基本法の制定について、関心を持ち参加すべきだ。現在のところ、これらの法律を作る当事者の国会議員が、ほとんど関心を持っていない。それは、国民の現実を反映しているのだろう。

司会者は、「最低基準の建築基準法でよいか。技術者の役割は何か。」と課題を投げかけた。この後、登壇者の意見交換や、会場の参加者との質疑応答があった。

#### 1-4 運動論が見えない

今回の議論の中で、建築基本法の制定運動について、建築学会の関係者は誰も触れなかったのが残念だった。それぞれのパネラーが、建築は事業主や建築士だけのものではないのだから、広く地域や住民と連携する必要があるということで一致しているようには思えた。では具体的に、どのように運動を展開していけばいいのかは、見えなかった。今回のシンポジウムには、建築家だけではなく、木村や五十嵐など法律の専門家を入れたことで、議論が公共性や法律論にも及び、参加者の問題意識の視野を広げたのではないかと感じた。

## 2、設計条件の精査とデザインレビュー

私は長い間、県行政に携わってきた。現在は技術士事務所と設計事務所兼ね事務所登録を行っている。伝統木構造の会や建築基本法制定準備会、南房総 CCRC 研究会など新たな時代に対応した制度改革等の運動に取り組んでいる。その経験の中から、シンポジウムに参加して感じたことを以下に指摘しておきたい。

私が所属する、特定非営利活動法人建設技術監査センターでは、市町村の工事監査を行っている。市町村行政では設計の発注時に、条件を十分精査せず設計事務所に委託し、基本設計や実施設計を進める中で内容を詰めていくことが多い。役所の担当課や地域住民の要望をまとめて、ある程度の設計条件を満たした建築方針を行政が作成したとしても、空間化する段階になると、設計入札等で選ばれた事務所の設計内容を、担当部署のスタッフ（技術者がいない場合も多い）は的確な検証ができず、その要望事項が建築空間に的確に反映されていないように思われる。

### 2-1 ブリーフィング

新たな施設を整備するには、設計条件を精査し建物の設計仕様書（ブリーフ）を整備する必要がある。ブリーフとは、建築主の責任で作成される設計発注文書である。建築の目的、機能、性能、各種制約（時代的・空間的背景、財務的・社会的・環境上の制約、ライフサイクルを通じての建築の運用・維持保全の方法とこれらに関わる財務上の制約）条件などを含む建築物のあり方全体について、建築主としての考え方を設計者に示す業務文書でもある。建築の意図と内容、設計のための諸条件を明確に示すことから、建築主と設計者の双方にとって、必須の文書である。欧米では設計発注において、不可欠のものとされている。



この設計条件を策定すること（ブリーフィング）は、発注者内部のコンセンサスづくりや、設計者の設計内容の精査などにも有効である。また、建設後の評価における基準としての機能も持っている<sup>注12</sup>。

## 2-2 設計条件を空間化するための仕組み—デザインレビュー

住民からの要望や役所の整備方針がまとまり、建築の機能や目的が明確になったとしても、空間化する方法が適切でなければ、目的にかなった建築は実現しない。そこで、設計条件を踏まえた建築空間へ移行するための仕組み、システムが求められる。今後は、建築設計を進める建築事務所だけではなく、建築計画やデザインの質を検討する専門家や住民の参加を得て計画を進める方策を構築したい。良質な建築・美しいまちづくりのための協議調整システム（デザインレビュー）を行う組織として、2018年にJCAABE(一般社団法人日本建築まちづくり適正支援機構)が設立された。建築・まちづくりの事前調整の段階で、認定まちづくり適正建築士等の建築の専門家が活躍できるようにするなど、より良い建築が実現できるよう、様々な取り組みを試みる必要がある。

## 2-3 適切な設計者選定システム

日本学術会議では「公共調達における知的生産者の選定に関わる法整備<sup>注13</sup>」を検討し、平成29年に設計者選定方式について関係法令（会計法や地方自治法）の改正を提言している。これによれば、日本のように、対価のみによって知的生産者を選定している国は、世界ではほとんどない。日本では価格競争入札における談合や、話し合いという受注調整により仕事を獲得してきたため、設計者のプレゼンテーション能力の向上が、諸外国に比べ著しく遅れているという現実もある。品質の側面が重要な知的・芸術的業務などは、価格競争入札に馴染まないため、企画競争方式やコンペ方式、プロポーザル方式など、品質を公正に評価できる方式を採らなければならない。価格競争ではなく、企画競争方式等を原則とする特別法を制定すべきであると、提言している。

公共施設が、市民に使いやすく、より魅力的な建築になるように、発注者が、これらの提言の観点を踏まえ、設計者の選定方法を変更することを期待している。

また、設計は基本的に意匠設計事務所に発注されるが、構造はほとんど下請けの構造事務所に再委託されている。構造を分離して構造事務所に発注することで、意匠設計者との対等なコラボにより、構造設計者の主体的な構造計画を引き出すことが可能となる。

## 3、自治事務と民間建築の課題

自治体での特定行政庁として、自治事務の整備状況は未だの感がある。また、民間建築、特に集合住宅マンションでの手抜き工事や仕様違反や建材不正など建築界での課題は多い。

### 3-1 自治事務の整備

2000年に施行された地方分権一括法の改正法により、建築基準法の運用が機関委任事務から市町村の自治事務となったが、自治体が独自に条例をつくり建築の法運用をしているところは少ない。しかし、建築基準法第3条1項3号<sup>注14</sup>にある「その他条例」の制度の運用について、先進自治体の京都市、神戸市、横浜市、鎌倉市、藤沢市、川崎市などでは「歴史的建造物の利活用に係る研究会」を立ち上げ情報交換を行っている。国も平成30年3月に「歴史的建築物の活用に向けた条例整備ガイドライン」を設け、その動きを後押ししている。これらの動きが手掛かりとなり、地域の歴史文化を踏まえた自治体の取組みが、建築確認制度の抜本改革の手掛かりとなることを期待したい。

なお、兵庫県芦屋市では、全域が景観地区に指定されており、景観計画の認定には景観アドバイザー会議が協議を行った上、申請書を景観認定審査会が審査し、承認を得ることが必要となっている。景観

条例に基づく認定証の交付と建築確認が揃って、はじめて建築着工が可能となる。この事例が広がることで、建築理念を掲げた建築基本法の制定と相俟って、自治事務が有効に機能し、建築確認制度が許可制に移行する大きなうねりとなることを期待している。

### 3-2 民間建築の課題と建築界の対応

近年、民間建築において様々な問題が発生している。マンションの一部の住棟の工事で、杭が支持層まで達していないことが判明した結果、全面建て替えとなった三井不動産レジデンシャルの事例やレオパレス問題<sup>注15</sup>、ダイワハウス<sup>注16</sup>の事件などだ。杭の問題は、請負会社三井住友建設(株)が下請け〔一次下請(株)日立ハイテクローズ、二次下請け旭化成建材(株)〕に任せきりにしており、施工管理が十分でなかったこと、工期が決められており支持層に合わせた杭の製作が間に合わず、無理に工事を進めたことに原因があった。レオパレス問題やダイワの事件は、営業が優先され社内の建築士のコンプライアンスが発揮できなかったのではないか。

何より、これらの建築が建築確認や中間・完了検査のハードルを通り抜け、エンドユーザーに提供されたという現実が問題である。特定行政庁や確認検査機関の責任も問われる。建築学会など建築関係の諸団体は、これらの事件が報道されても、明確な意思表示をしていない。建築界は経済の論理に翻弄され、専門家としての倫理観を貫き通せない実態を真剣に反省しなければならない。

注1 小池昌代、塚本由晴「建築と言葉-日常を設計するまなざし」河出書房新社 2012年

注2 小嶋一浩、赤松佳珠子「背後にあるもの 先にあるもの(現代建築家コンセプト・シリーズ)」LIXIL出版 2016年

注3 山本理顕「建築の可能性、山本理顕的想像力」王国社 2006年

注4 小野田泰明「プレ・デザインの思想(TOTO建築叢書)」TOTO出版 2013年

注5 再開発等により施工者に床のことで、それを売却し資金に充当する。

注6 国土交通省、都道府県、政令市で構成

注7 国土交通省 <http://www.mlit.go.jp/common/001236353.pdf>

注8 公共工事発注およびその民間設計等との関係に関する法律 1985年制定

注9 Commission for Architecture and the Built Environment 英国建築都市環境委員会

注10 Royal Institute of British Architects イギリス王立建築家協会

注11 財産権は、これを侵してはならない。

注12 建築基本法制定準備会主催 第3回国議員勉強会「ブリーフが必要とされる背景と国内外の動向」友澤史紀東京大学名誉教授の資料参照

注13 日本学術会議法学会委員会・経済学委員会・土木工学・建築学委員会合同知的生産者の公共調達検討分科会提言「公共調達における知的生産者の選定に関わる法整備-創造的で美しい環境形成のために会計法・地方自治法の改正を-」2017年9月29日

<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t252-2.pdf>

注14 文化財保護法第百八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物であって、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの

注15 界壁の遮音性能不足や外壁耐火性不備等のマンション違法建築問題(2017年に発覚)

注16 界壁の防火遮音仕様の不適合(2016年に発覚)及び柱や基礎の仕様不備(2019年に発覚)

## 書籍紹介 「ティール組織」

### 新しい働き方のスタイル

中 埜 博（非会員、合同会社 CEST 代表）

キーワード ティール組織、中動態、パタン・ランゲージ

本稿の狙い 技術評論社より 2018 年 11 月に出版した『[イラスト解説]ティール組織—新しい働き方のスタイル』を紹介する。



皆さんは、「ティール組織」という新しい組織チームの形式が、今小さなブームとなっているのをご存知ですか？

私は、技術評論社から「イラスト解説 ティール組織」という翻訳本を、去年 11 月に出版させていただきました。イラストの解説本（本編は英治出版で同タイトル）ですが、昨今の課題である「働き方改革」の新しい組織の形の提案となっています。

著者のフレデリック・ラルー（Frederic Laloux）は、1969 年生まれ。ベルギー出身です。彼は、フランスのビジネススクール「INSEAD」で MBA（経営学修士）取得後、マッキンゼーのアソシエート・パートナーとして 15 年働いた後、現在は、アメリカ合衆国でコンサルタントとして独立しています。

「ティール組織」とは、12 人くらいの自主管理のコンパクトにまとまった自立型組織グループのことで、「会社のトップがマネジメントをしなくても、組織の目的実現に向けて進むことが出来る、

独自の工夫に溢れた組織」のことです。この「ティール組織」という新しい組織づくりの運動がささやかなブームなのです。

フレデリック・ラルーは組織の歴史的特徴を、色分け分類し、2010 年代の世界中の組織改革を調査研究しました。その結果、全く新しい構造の組織の成功例が生まれつつあることを発見しました。そこに、不思議なパタンの存在をみいだしたのです。社長のいない水平構造にコンパクトな組織がネットワーク構造を持ち、指導者は、コーチングするサーバントリーダーだったのです。

この組織の例として、オランダの地域包括介護組織「ビュートゾルフ」をあげています。オランダでは、この少数の組織チームのネットは 6,000 人のサイズを築き、国家福祉予算の 3 分の 1 の削減に寄与しているのです。詳細は、ぜひ本編を読んでください。

私は、著名な建築家であり街づくり思想家であるクリストファー・アレグザンダー教授<sup>注1</sup>に学び、彼のプロジェクトに参加してきました。また、彼の書籍や考え方を日本で紹介してきました。私が、「イ



ラスト解説 「ティール組織」翻訳に携わった理由は、クリストファー・アレグザンダー教授による建築や街づくりの手引書である「パタン・ランゲージ」の考えに非常に親和性が高いと思ったからです。「パタン・ランゲージ」は、建築、街づくりの領域を超え、今や、IT コンピューター技術グループの中、アジャイルやスクラムといったソフトのプログラムの世界で見直され小さなブームになっています。

もうひとつ小さなブームがあります。國分功一郎教授<sup>注2</sup>の提起している「中動態」ということばの哲学のブームです。これは新しいメンタルケアの治療の世界に警鐘を鳴らしています。

この3つのブームが、既存パラダイムの危機を、全く同じ思想基礎から主張しているのです。T・クーン<sup>注3</sup>の科学革命の変革期に起こる既存パラダイムの危機現象が、多様な分野で同時に生じるという予想に全く当てはまるのです。「ラスト解説 ティール組織」を翻訳しながら、「ティール組織」、「中動態」、「パタン・ランゲージ」の関係性について、ぼんやりと考えているところです。「現代的総有」を実践する組織論を検討する際にも参考になるのではないかとも思っています。

注1 クリストファー・アレグザンダー (Christopher Alexander, 1936 年生まれ)

ウィーン出身の建築家。ケンブリッジ大学で数学を学んだ後、アメリカに渡り、ハーヴァード大学大学院で建築学を学び、カリフォルニア大学バークレー校教授になる。現在は退職し英国に居住。建築・街づくりの理論としてパタン・ランゲージを提唱したことで知られる。日本ではその理論を元に、盈進学園東野高等学校 (埼玉県入間市, 1984 年) を建設した。「パタン・ランゲージ」(鹿島出版会、訳者平田翰那)。

注2 國分功一郎 (こくぶん こういちろう, 1974 年生まれ)

哲学者。現在、東京工業大学リベラルアーツ研究教育院教授。著書に、『中動態の世界』『暇と退屈の倫理学』『ドゥルーズの哲学原理』『来るべき民主主義』他がある。

注3 トーマス・サミュエル・クーン (Thomas Samuel Kuhn, 1922 年 - 1996 年)

アメリカ合衆国の哲学者、科学者。専門は科学史及び科学哲学。

# 研究所事業報告

## 2018 年度事業一覧

■現代総有研究所開設式 2018 年 7 月 15 日 於：法政大学大学院棟

- ・現代総有研究所設立宣言
- ・不明土地法等都市法改正の状況と課題

■エクスカージョン・フォーラム 2018 年 8 月 3 日～5 日 於：宮城県仙台市、石巻市

- ・「事前復興への標：被災地に新しい commons の可能性を探る」
- 主催：東北学院大学・河北新報社 共催：現代総有研究所

■シンポジウム 2018 年 9 月 1 日 於：法政大学大学院棟

- ・現代総有研究所設立記念シンポジウム
- 「地域社会圏」と「現代総有」—個人・社会・空間をつなぐ新しい考え方—  
講師：山本理顕（建築家） 仲俊治（建築家）

■シンポジウム 2018 年 10 月 27 日 於：法政大学大学院棟

- ・ルワンダの建築現場から「総有」を考える
- 講師：庄ゆた夏（セラキユース大学建築院准教授）

■座談会 2018 年 10 月 28 日 於：三軒茶屋「たんや」

- ・太子堂の修復型まちづくりと市民 - 木造住宅密集地域からの脱却 -
- 講師：梅津政之輔ご夫妻（世田谷区太子堂在住）

■シンポジウム 2018 年 12 月 1 日 於：法政大学大学院棟

- ・グローバル社会的経済フォーラム 2018、モンドラゴン協同組合訪問報告
- 講師：茂木愛一郎（立命館アジア太平洋大学）

■会報「現代総有」掲載論文公募開始 2019 年 1 月 4 日

■研究所事務局定例会議 各月開催

# 「現代総有研究所」開設式 所長挨拶

---

2018年7月15日  
現代総有研究所所長  
五十嵐 敬喜

現代総有研究所の開設にあたり、ご挨拶申し上げます。

私は2014年に法政大学を定年退職してからは、のんびり好きな研究だけを自由にしていこうと思っていました。しかし、急速に人口減少社会へ向かう日本は、政治経済などの問題だけでなく、社会の根源である「人と人の関係」が希薄になるなどの課題が山積するようになり、法整備や制度設計が追い付かず、若い皆さんとの共同作業によって、社会の需要に応じていく必要があります。そこで、新しい形の「総有」の研究と実践を、時代を切り拓く一助にしなければならないと考え、研究所を立ち上げることにしました。

法学の分野では、物権法に間接的な言い回しで「総有」が規定されていますが、「入会権」など古典的な「総有」が紹介されるだけで、現代の都市型社会での位置づけは全く議論されてきませんでした。

私が提唱する「現代総有論」とは、土地や建物、空間などを、コミュニティや共同体のみんなで共有し、一定の合意のもとで利活用し、成果を広く社会に還元していく行動と思想を言います。さらには、知識や情報なども、個人所有から社会的共有財産へと移行し、それらを集合させることによって、将来の豊かで文化的な社会が築かれていくのではないかという希望を持っています。

## 「総有」研究の個人史

「現代総有研究所」設立の動機と経緯について、私の個人史から始めさせていただきます。私は、1968年に弁護士となったばかりの頃から、日照権などの都市問題に関わり、たくさんの地域を見て歩きました。当時は高度経済成長期の真ただ中で、政権は55年体制による保守のものでしたが、東京を頂点に次々と革新自治体が生まれ、地域住民も生き生きと活動していました。

高層建築物によって日陰になってしまう人達が、陽の光にあたる権利を求めて戦った裁判で勝訴し、日照権が人権として認められました。勝訴しただけでなく建築基準法が改正されて、全国で等しく日照権が保護されるようになったのは、ダイナミックな社会全体のエネルギーが加速していた時代であったからだと思います。私はこの法制化を機会に、個々の建築だけでなく、地域やまち全体を美しくしようと考え、今日の「現代総有」につながる事件や仕事に手を広げていくようになりました。

私が「総有」に初めてリアルな興味を持ったのは、富士吉田市の米軍北富士演習場です。もともと地元農



民の入会地だったため、土地を守ろうという「忍草母の会」の代表天野重知(当時)から相談を受けて、着弾点に座り込みを行う「総有」の農民たちの強い意志を学びました。

バブル経済の時期には「土地基本法」の制定に参加し、土地だけでなく都市法全体の構造や機能、これに関係する省庁の縦割り行政や利権の実態、そして立法の可能性と限界を体験しました。

引き続き、神奈川県真鶴町で「美の条例」の制定に加わり、「美の基準」の確立に努めながら、個々の土地所有権を超えて町全体でリゾートマンションなどの乱立を制御するため、「自治」の法的確立に尽力しました。

「神の国」の沖縄県久高島では、既婚女性が神職者となる通過儀礼の「イザイホー」と最高神職の「ノロ」、あわせて、土地を自治会である「字」名義で登記して「総有」する、「久高島土地憲章」を調査しました。

高野山大学で学ぶ機会を得た一年間は、真言宗や宗教民俗学を学習し、寺がすべての土地を所有する「高野山総有」を実感しました。

京都では、ある大学院生の博士論文を審査しながら、祇園や寺内町などが「都市の総有」として現実的で有効な機能をしていることを知りました。

現代総有論の確立の決意を決定的にしたのは、2011年に東日本大震災が発生し、政府の復興委員会に参加した時です。被災地には所有者不明の土地が極めて多く、所有者がわかっても相続や権利関係が複雑で、復興の妨げになっていました。安全で美しいまちの構築には、土地所有権を超えて、被災者が地域全体の空間を共同利用できるようにし、人々が協働して、得られる利便性や利益を地域還元していくことが不可欠です。これが、美しい都市を形成し、ひいては少子高齢を克服していくための有力な方法であると痛感しました。

長野県白樺湖畔には、住民が管理している「財産区」があり、まさに「総有」が実践されている地域ですが、別荘の放棄、高層建物の廃墟化など、危機に瀕している状態と回復の手詰まりを思い知らされました。

このように、さまざまな地域で多くの当事者たちと無数に語り合うなかで、課題を共有ながら生まれてきたのが「現代総有論」なのです。

## 絶対的土地所有権への疑問

日照権から被災地、「現代総有」まで、そこに一貫してあった思いは、日本を幸福で美しい国にしたいということです。しかし、日本には世界に例を見ない「絶対的土地所有権」があり、原則的に自分の土地をどう使おうと自由であるとされているため、雨後の筍のように超高層ビルなどが建築されています。これらは、表面的にはいかにも旺盛な活力を誇るように見えながら、内部では孤独死に象徴される「個化」という社会病理の要因となり、社会全体に急速に広がっています。市民憧れのタワーマンションが将来的には、建て替えの合意が得られないまま廃墟となっていくでしょう。

そして、本質的で根源的な問題は、廃墟だけでなく空地や空室などの続出を知りながら、当面の欲求の満足のために見ないふりをする、あるいは問題の先送りする日常を重ねていることです。まさに、人々の意識が病んでいるということではないでしょうか。このままでは個々の家だけでなく、地域も都市も、ついには国も衰退し崩壊していくのではないかと暗澹たる思いです。

そこで、こうした問題意識を多くの方と共有し、解決策を考えたいと思い、志を同じくする研究者や市民などとともに声をあげたのが「現代総有研究所」です。これまで、「都市計画法改正-『土地総有』の提言」(第一法規 2009年)、「現代総有論序説」(ブックエンド 2014年)、「現代総有論」(法政大学出版局 2016年)の共著作を出版し、併せてコモンズや現代総有に関する国際的研究機関との交流をしてきました。

私たちの問題意識は、法学や政治学だけでなく経済学、哲学、建築、都市計画、社会学など多くの分野に、多少なりとも影響を与え始めつつあると実感しています。

## 「現代総有研究」の課題と展望

「現代総有」は、今後の日本の難儀に立ち向かう、ひとつの思想であり方法論です。個人の生き方を充実させ、ひいては社会全体を秩序化し豊かにできます。一方で、課題もたくさん見え始めました。高度経済成長期以降、社会が成熟し豊かになったように見えますが、政治や国の官僚組織の劣化が目立つようになりました。地方分権や自治が言われながら、自治体は国への従属関係を深め、市民は無関心派が膨大な層となってきました。経済はグローバル化し、国際的な大企業が市場を独占するようになり、地域経済の自律は困難になってきています。スマートフォンに代表される情報化は、ますます「個人の空間」を加速させ、「個化」を進めています。これらの社会的な構造の下で、「便利さや機能性」あるいは「経済」などの価値が、人と人を結びつける愛（恋愛、郷土愛、奉仕など）や文化（祝祭、儀礼）などを圧倒し、国民の無関心・無責任、他人任せなどの現象を大量に生み出していると思われます。残念なことに、哲学や思想、道徳なども、人と自然とのつながり、人と人との関係を取りもどすことができにくくなっています。

「現代総有論」は、これらに抗し反転させようというものです。そのために、空地や空室の増大、地域や団地の崩壊の大きな原因となっている絶対的土地所有権を相対化し、大手デベロッパーだけが開発するのではなく、地域住民の合意のもとで土地の利活用ができるような仕組みを、早急に立ち上げなければなりません。

また、空間の総有も大切です。とりわけ個化が進行している集合住宅の内部を開放し、周辺地域と結びつけるために、共同で育児や会食をする空間の設置や機会を増やしていく必要があります。あるいは空地や空室を事務所や商店、集会所、介護施設などとして利活用する。そして、土地や建物、空間だけでなく、心の総有も不可欠の条件です。人々の思いが繋がらなければ、現代総有は成り立ちません。四国遍路にある御接待のような人々の親切心や、NPOによる援助などをベースに、日本の伝統的な地域の祭りや文化的行事を活性化させていくことで、心の連帯を深めていく必要があります。

現代総有の考え方と関連するものとして、最近「シェア」の概念が、各分野で注目をあびていることも視野に入れておきたいと思います。

最後に、現代総有の方法論を付け加えておきます。現代総有は、これらことを可能な場所や地域から自発的に実践していく試みであって、画一的に強制するものではありません。全国各地の自発的な取り組みやプロセスを確実にし、普遍化していこうというものです。その実現のために、個別に分断され高度に専門化された学問を総合化することや、国や自治体・企業、マスコミなどと連携し活動することが必要になってきます。

私たちは広く同志を募り、連帯していくための拠点として「現代総有研究所」を立ち上げることにしました。ともに研究し実践を積み上げていきましょう。

※本稿は、2018年7月15日法政大学で行われた、「現代総有研究所」開設式のスピーチを、加筆・修正しました。

## 被災地復興とコモンズ

### 伝統的な住民のつながりを分断する復興の現状

上村千寿子（会員、景観と住環境を考える全国ネットワーク）

**キーワード** 東日本大震災、復興計画、防潮堤、嵩上げ、公共事業、漁業、農業、商店街

**本稿の狙い** 2018年8月3~4日、現代総有研究所は東北学院大学、韓国済州大学、研究者、市民などともに東日本大震災の被災地を視察（エクスカージョン）し、5日に視察を踏まえて東北学院大学と河北新報社の主催により「事前復興への標 被災地に新しいコモンズの可能性を探る」というフォーラムを開催した。本稿では、その概要を報告する

#### はじめに

現代総有研究所は、現代社会における個化現象の増大を克服すべく、人と人の繋がりによる社会の再建を研究・実践する研究所であり、それは最も身近にはこの震災復興の在り方に結び付くものであった。東北学院大学は、被災地の大学であり震災当初から、総合的な学問の場としての「震災学」を発刊するなどして一貫して復興に取り組んできた。済州大学（「共同資源と持続可能な社会研究センター」）は、分断されつつある社会の諸問題を解く一つのキーワードとして長年「コモンズ研究」に取り組んでおり、日本の復興のあり様は、このコモンズ論にとっても重要かつ切実なテーマであるとして韓国より来日し、私たちとともに現地視察やフォーラムに参加した。その成果を後述の「震災学」(2019年3月、第13号)に発表した。フォーラム参加者の清野聡子、阿部聡史及び千葉一は、それぞれ研究者あるいはコンサルとして現地復興に深くかかわってきた研究者であり、マイケル・フィッシュもまた今回の被災を我が事として研究しているシカゴ大学の准教授である。その他、このフォーラムには震災と復興にかかわる多くの市民と研究者が参加した。震災後8年たった現在でも震災の爪痕は深く、様々な思念が人々の心の中に、また現地に残されている。今回訪問した多くの地では、被災者たちはたくさん困難を抱えながら、不条理な復興の現実と闘っていることを知らされた。復興の現実はずしも順調というわけではない。今回、私たちは被災地へのエクスカージョンとその後のシンポジウムを通して、

エクスカージョン & フォーラムスケジュール

	訪問先	概要	
8月3日(金)	9:30	仙台駅近くのレンタカー店に集合	
	10:30	東北学院大学会議室 フォーラムに向けた事前勉強会(ランチミーティング) 趣旨説明:五十嵐敬喜氏 報告:菊池慶子氏、平吹喜彦氏	
	12:20		
	12:30		
	13:00	→仙台市新浜	車窓から歴史、土地利用の変化、被災と復興状況を見学、解説を聞く
	13:10	→新浜海岸	平吹喜彦氏(砂浜エコトーンと土地利用、復興事業(多重防御)と自然環境配慮)
	14:00		菊池慶子氏(愛林碑及び八大竜王碑・貞山堀)
	14:00	→県道10号線経由荒浜地区	車窓から、県道嵩上げ、農地整備、新浜ピオトープなど
	14:30		→仙台市 新浜地区
	15:00	→新浜・みんなの家	町内会役員遠藤一郎氏(震災前の集落と震災の状況、復興街づくりの経過について)
16:00	→国道45号線経由、石巻市内	途中松島から海岸沿いを走り、野蒜地区などを視察	
17:30	石巻市内宿泊・夕食	阿部聡史氏(石巻市南浜地区復興公園検討案作成についての報告)	
20:00			
8月4日(土)	8:30	→石巻市 日和山	阿部聡史氏(3.11最大の被災エリア南浜・門脇地区など俯瞰解説)
	8:50		
	9:00	→石巻市 南浜地区	阿部聡史氏(湿地の確認、北向き地藏、聖人堀、善海田稻荷社、濡れ仏堂)
	9:35		
	9:45	→石巻市 渡波地区	阿部聡史氏(長浜防潮堤、黒松防潮林、二線堤など)
	10:00		
	11:00	→石巻市 北上町 十三浜地区、相川コミュニティセンター	佐藤清吾氏(十三浜地区の震災・復興、相川地区の防災集団移転視察)
	9:35		
	12:30	→南三陸町志津川、歌津	南三陸・海のビジターセンター、燦燦商店街、歌津の河川防潮堤などを視察
	13:30		
13:45	→気仙沼市、本吉町、小泉地区	解説:平吹喜彦氏、清野聡子氏	
15:00	→前浜マリンセンター	島山幸治氏、千葉一氏(前浜マリンセンター、前浜・椿の森PI、大谷防潮堤、沖ノ田側)	
16:30			
16:30	→追分温泉、宿泊	勉強会、フォーラム打ち合わせ、懇親会	
20:30			
8月5日(日)	10:00	→石巻市防災センター フォーラム「事前復興の標:被災地に新しいコモンズを探る」	挨拶:阿部重樹氏、趣旨説明:五十嵐敬喜氏、事例発表:清野聡子氏、マイケル・フィッシュ氏、阿部聡史氏、千葉一氏
	13:00		



復興への道筋を模索した。(敬称略)。

## セッション1. エクスカーション

日程の1～2日目(前頁図参照)は被災地を訪問し現地で話を聞いた。

### 1) 伝統的なコモنزから現在への繋がり

#### 新浜クロマツ海岸林

東北学院大学教養学部平吹喜彦教授、同大学文学部菊池慶子教授から、東北の海岸地帯において17世紀中頃から組織的な植林によって作られたクロマツ海岸林は、潮風、飛砂、高潮から人々の生活を守るだけでなく貴重な燃料として松葉を、食料としてキノコを供給してきた。また、海岸林は漁場を豊かにする魚付き林としての役割ももっていたという。このクロマツ海岸林利用のコモنزは300年続いたが、震災で多くが失われ、一部は市民の運動もあって復興事業の一部として再生されているとの報告があった。地域の生活と海岸林が一体となった暮らしぶりが見える。(写真2、3)

#### 前浜マリンセンターの再建

千葉一(東北学院大学非常勤講師)は、被災地気仙沼市の出身である。海外在住時、報道によって東北大震災(2011)を知り直ちに帰国。津波に破壊された故郷の悲惨な状況と遭遇した。千葉は地元の仲間たちと共に直ちに緊急避難所を立ち上げ、避難生活をする地域の人たちに食料や日用品などの支援物資を供給し続けた。千葉らは次に地元のコミュニティの拠点であった「前浜マリンセンター」の再建事業にとりかかった。資金は気仙沼市に一切頼らず国内からの支援金や海外からの補助金が充てられた。千葉らには再建する「前浜マリンセンター」再建に対し地域コミュニティによる「自主再建」という強いこだわりがあった。再建される建物は、地元の樹木を地元の住民が伐採し建築されたものだ。敷地は地元の人々が提供。材木の伐採は住民みんなで行った。そしてついに2013年9月15日、木の香りのする集会所「前浜マリンセンター」は完成した。現在は、年間300回以上利用され、住民の交流と暮らしの拠点として蘇っている。

この「前浜マリンセンター再建事業」について、計画立案から建設さらに運営までを一貫して地元のコミュニティが管理していることについて、被災地の現代総有による復興事例のひとつとみることができる。(写真5)

#### 石巻市十三浜の苦悩

石巻市十三浜の元漁協組合長で郷土史家でもある佐藤清吾(77歳)から、大震災以後の十三浜での苦悩について伺った。佐藤は津波で妻(当時58歳)と孫(当時7歳)を失った。十三浜では300人の住民が亡



写真1 東北学院大学での事前勉強会



写真2 海岸を分断する防潮堤(新浜海岸)



写真3 海岸林を共有する村人の名前が刻まれた碑



写真4 十三浜で佐藤氏に話を聞く



写真5 前浜マリンセンター

くなり、ほとんどの住民が家を流され、家族も生活の場も失った。比較的被害の少ない漁師はすぐに漁を再開できる状態だったが、震災前と同じように、みんなで一緒に漁を再開できるよう道具などを整備し、流されて足りない船は共同で使うよう取り決めた。あまり被害の大きさに漁業を続けるかどうか決めかねていた仲間にも漁業権を保障し、戻った時には漁を再開できるようにした。これらは昔からの浜のやり方、すなわち漁業権の総有である、総有による漁業は奥深くあたたかい。昔から組合は、漁の事故で一家の稼ぎ手を失った家族には、子供が大きくなるまではワカメや昆布のとれる場所を割り当てるなどの手当てをしていた。また、組合員が結婚する時には優先的にアワビのとれる場所を割り当て結婚資金を稼げるようにするなど、組合員は家族のような一体的な関係にあった。昔からの浜のルールを十三浜では、震災後も大切にしている。

しかし、国や宮城県は、震災後直ちに、漁師たちが総有していた漁業権について、漁業の活性化という名目で、いわゆる「民間活力・企業」に対し、漁業権を与えるという政策を打ち出して復興の一大争点となった。家族的共同による漁業か、競争原理による漁業かが鋭く問われている。佐藤は民間企業参入による過度の競争原理の強制により、浜の人々が漁場を失い地域の共同体が壊されるだけでなく、漁業資源も根こそぎ失われる、と強く抗議の意思を示している。韓国済州大学のコモンズ研究者も、佐藤に共感し、国や宮城県の政策に強い疑問を抱いていた。(写真4)

## 2) 復興事業とは何か

被災地で圧倒的な存在感を持っているのはやはり防潮堤、土地の嵩上げなど土木工事である。東北の自然や人々の暮らしの様子と比較してみると、その巨大さは現実とは思えないほどの存在感である。

### クロマツ海岸林の再生

復興事業によって仙台市新浜付近の白く美しい砂浜とクロマツ海岸林は、コンクリートの防潮堤で分断されている。砂浜からクロマツ海岸林は見えないし、クロマツ海岸林から海を見ることもできない。住民の生活スタイルも変わってきている、クロマツの松葉を燃料に使ったり、キノコを収穫することもなく、もはや魚付き林としての役割もない。クロマツ海岸林の陸地側は、広大なスペースが市民や観光客のためのスポーツやリクリエーション施設として整備が進められている。(写真2)

### 小泉地区の防潮堤

小泉地区はもともと18000人、518世帯が住み、農業や漁業を営み、美しい砂浜の海水浴場もある集落であったが、20メートル超の津波が押し寄せ大きな被害をだした。国と宮城県はここに高さ14.7メートル、長さ800メートル、幅最大90メートルで、総工費230億円の防潮堤を作ることを決定した。この巨大な防潮堤計画に地元では賛否が分かれた、役場と住民との会合は被災地全体の中でももっとも回数が多かったと言う。

ここに限らず、防潮堤の建設で議論となることは、防潮堤で何を守るかということである。高台移転で当該地区に住民は残らないが、計画ではそれは問題にならなかった。防潮堤だけでなくこの地区を通る国道やJR気仙沼線も巨大なコンクリートで固められ、かつての、どこからでも海が見える、自然と一体になった海辺の暮らしの面影はない。今では丘の上の「海が見える展望台」からコンクリートで固められ分断されてしまった地区の海と陸が眺められる。(写真6)

### 南三陸町の嵩上げ

南三陸町では震災後に著名建築家の監修で建築された「さんさん商店街」が観光客に人気である。多くの商店街が復興に苦勞する中で、この商店街が成功している理由は現代総有のガバナンスにある。ここでは商店街全体で株式会社を作り、すべての店舗が一心同体として経営が行われている。その商店街の賑わいから西方向に鉄骨むき出しの建物が見える、震災被害の大きさを象徴する「南三陸町防災庁舎」の遺構である。



商店街から見ると嵩上げ工事によって周囲が高くなり、三階建ての防災庁舎は一〜二階部分がほとんど見えない。建物のある場所は現在は谷底のようにになっているが、本来の防災庁舎の敷地こそがかつての「地面」の高さである。大規模な嵩上げが被災地の至る所で行われ、風景を大きく変えている。(写真 7、8)

### 気仙沼市沖ノ田川

小さな河川も無残な状況である、気仙沼市沖ノ田川は、元々幅 4 メートルほどの小さな川で、小さくてもかつては鮭が遡上し、子どもたちが遊ぶ川だったと言う。この川を津波が遡上し大きな被害が出たことで、危険を避けるため地区の住民は高台に移転し、周囲は田んぼに変わった。この誰も人の住まない地区に、国と県は、海側の防潮堤だけでなく、津波の遡上に備えるとして、川の両側に人の背丈を遙かに超えるコンクリートの堤防を造った。この小さな川はコンクリート三面張りになり、さらに川底には金網に入れた小石が置かれた。その結果、この川は、普段は水のない川となり、大雨の降る時だけ水が流れるのだという、この巨大なコンクリートの塊はほんとに必要なのか、だれしも疑問に思うだろう。被災地の生活を守り豊かにするための復興事業が、美しい自然景観を破壊し、海と生活とを断絶させている一例である。(写真 9、10)

## セッション 2. フォーラム

日程の 3 日目は石巻での公開フォーラムである。フォーラムでは、まず五十嵐が「コモンズと巨大防潮堤」について問題提起を行い、次いで 4 人のスピーカーが、それぞれの分野からの問題提起と「コモンズ」の可能性について言及した。

清野聡子:「日本の海岸制度と地域社会」は、海岸を中心とした生態工学の分野からも特殊である、直線的に防潮堤をつくる例は海外では少ない。また、住民参加により地域の意見を計画に取り入れる仕組みも不十分なため、主役であるはずの住民が使いにくいものになっていると指摘した。

マイケル・フィッシュ:「復興と回復 コンクリートの主権性」は、震災直後から被災地を何度も訪ねてきた経験をもとに、コンクリートによって、自然災害を防ぐという硬直化した価値観から、自然や人間の生活が持っている回復力を活かす価値観に転換しなければならないと主張する。

阿部聡史:環境デザイナーとして復興に直接かかわる中で、「風土に学ぶ持続可能な土地利用の模索と実験 被災地に求められる順応的復興の道筋」として、被災後の早い時期に土木工事中心の復興計画が作られてしまった。事前復興の発想で先人の知恵、住民の知恵を十分に活かし、自然と共生する知恵が必要として、南浜の復興事業は先人の知識を活かした順応的復興の先進事例として紹介した。



写真 6 小泉地区。住民は高台移転した



写真 7 南三陸町さんさん商店街の賑わい



写真 8 さんさん商店街から防災庁舎跡を見る



写真 9 コンクリートで固められた沖ノ田川



写真 10 沖ノ田川の川底。水は全くない



写真 11 最終日のフォーラム



千葉一：「事前復興とコモンズ 椿の森プロジェクトからの試論」として、「前浜マリーンセンター」のように、国や自治体の先導ではなく、自分たちの共同体主導で復興を担った例があるが、それを可能にしたのは共同して屋敷林を育ててきたような先人の知恵であった。コモンズは「いま」だけでなく、時間軸を超えて、過去、現在そして未来に繋げていかななくてはならないと強調した。

その後の、ブレインストーミングでは、参加した市民などから現状の復興事業の問題点と、コモンズの必要性に共感し復興の現状をどうしたら変えられるかについての発言が続いた。

最後に五十嵐は「2020年度末で復興政策を担ってきた復興庁が廃止される。福島県以外では、国の援助がなくなり、権限も負担も責任も被災自治体や市民ひとりひとりに転嫁される。多数の自治体が財政破綻し高齢化も進むなかで、様々な現実には被災地はどう立ち向かうか、いよいよ試練の時を迎える。今日のようなフォーラムをさまざまな形で継続していくことが、地域で共同して事業をする人たちを支援し、コモンズの普遍化を進めることに繋がっていく」と締めくくった。

国際的な学問交流の一環として今回の被災地エクスカージョンとフォーラムに参加した韓国済州大学共同資源と持続可能な社会研究センターの研究者は、「震災学」<sup>注1</sup>に次の論文を発表した。外国の研究者が復興をどのように見たか参考にしたい。

崔賢（研究センター長）・金慈環（済州大学教授）「東日本における防潮堤は復興と持続可能な発展の最大の脅威要素である」

尹汝一（同教授）「思想課題としての宮城 東日本大震災以降の復興に韓国社会はいかに向き合うか」

**注釈・参考文献**

注1 震災学 vol.13 2019（東北学院大学）

河北新報 2018年9月2日記事「人と海 新たなつながり模索」参照

※写真6、写真9は佐藤弘弥氏が撮影、それ以外の写真は筆者



**東北学院大学** 復活と創造 東北の地域力①

フォーラム

**日時 2018年8月5日(日) 10:00~13:00**

**会場 石巻市防災センター 多目的ホール(2階)**  
 【住所】〒986-0825 宮城県石巻市殿町12-1(石巻市役所南東)  
 ※ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。

**事前復興への標 被災地に新しいコモンズの可能性を探る**

東日本大震災から7年半が過ぎようとしています。巨大防潮堤に守られ、盛り上げられた土地の上で「新しいまち」が姿を現しています。しかしその空間復興の過程で、生態系や景観の劣化、人と海の繋がりの喪失、コミュニティの崩壊などの問題が発生しています。それらは、規制緩和など機動的な土地利用の行役や商品化・市場主義経済の進展とあいまって、従来のテーマとされた「持続可能な発展」とは異なる地域社会の形創りを求めています。同時にそれは、生態系に即応した防災(Eco-DRR)の実現、市民の災害対応能力(レジリエンス)の醸成の機会にも繋がっています。

本フォーラムでは、沿岸域の土地利用の再生について、「コモンズ」(生態資源の持続的な活用を守り地域社会の安定化を担ってきた共同・協働的な土地利用)の観点から再認識し、さらには対話・ネットワークの場の創出、再コミュニティ化の方向性について、多様な側面から提案をしていきたいと思っています。この復興の取り組みを、地域とコミュニティの破壊を伴った巨大なゴーストタウン整備に終わらせないために、皆さんと共にこの問題を考えていきたいと思いを。

**プログラム** 司会:コーディネーター/千葉一(東北学院大学・社会開発論)

10:00-10:10 開会の挨拶/阿部 東樹(東北学院大学 学長兼務) 趣旨説明/五十嵐 敬義(法政大学名誉教授 現代総合研究所所長)

10:10-11:50 講演

10:10~ 演題:「日本の沿岸制度と地域社会」 九州大学・生態工学 清野 聡子

10:35~ 演題:「復興と回復:コンクリートの主権性」 シカゴ大学 機械工学 マイケル・フィッシュ

11:00~ 演題:「地域の風土から学ぶ持続可能な土地利用の模索と実践」 札幌大学 環境学 阿部 聡史

11:25~ 演題:「広域連携による海洋生態系の復元活動と防潮堤の砂丘化」 新たに創られた地域社会を構築するためのコモンズ形成と自然との共生

北の恵み 花のかけはしネットワーク 海洋生態学 鈴木 玲

12:00-12:50 昼食(ブレインストーミング)

12:50-13:00 閉会の挨拶

参加無料  
定員80名

主催:東北学院大学/河北新報社

共催:生態系サービスの質を最大化する東洋経済シンポジウムプロジェクト、現代総合研究所、済州大学SSK研究団 協力:(一社)前浜から6はのとして有難  
 企画:阿部 東樹 - Inaga@iacc.tohoku-gakuin.ac.jp、東北学院大学 学長兼務 阿部 聡史 TEL:022-264-6424  
 (編集:阿部 聡史) 仙台海部の再生と未来を学ぶ (撮影:Masakazu Chiba ©113APPORO STUDIO実行委員会)

「事前復興への標 被災地に新しいコモンズの可能性を探る」パンフレット

# 「現代総有研究所」設立記念シンポジウム 「地域社会圏」と「現代総有」

個人・社会・空間をつなぐ新しい考え方

渡辺勝道（会員、法政大学非常勤講師）

**キーワード** 地域社会圏、脱住宅、中間領域、公共空間、闘、食堂付きアパート

**本稿の狙い** 「現代総有研究所」の設立を記念し、2018年9月1日15時、東京、市ヶ谷の法政大学大学院棟において、建築家で名古屋造形大学学長の山本理顕氏、同じく建築家の仲俊治氏を招き、当研究所代表の五十嵐敬喜と共に、“「地域社会圏」と「現代総有」-個人・社会・空間をつなぐ新しい考え方-”と題した、シンポジウムが開催された

## 1. 開催にあたっての問題意識

人口減少と少子高齢化、東京への一極集中に代表される都市化と、経済のグローバル化などによる地域格差拡大で、2040年までに、現在の自治体1800の内、約半分が消滅するという予測に見られるように、将来の社会状況は決して明るいものではなく、財政の深刻さや不透明感が増している。

このような状況の最深部に、本来もっとも尊重されるべきであった個人が、家族、地域、社会の中で、その結びつきを失い（分断）、孤立し、放置・見捨てられていく（総じて個化と呼ぶ）という現実がある。一人一人の人間だけでなく、社会全体が豊かで美しくなるためには、この人間と人間の結びつきを再構築していかなければならない。それはいかなる社会であるか。また、それはどのようにして可能となるのか。この問題は建築や都市に対してもストレートに当てはまる。建築や都市は本来、この社会全体を豊かに美しくするものであった。それは思想や哲学と異なり、日常的に且つ直接的にすべての人にかかわるものだけにその影響力は圧倒的である。しかし、孤独死、引きこもり、限界集落などという個化にどう対応してきたか。都市に乱立する超高層マンションは真実人々に快適な生活と幸福を与えるのであろうか。または都市全体にかかわる「地方創生」、「コンパクトシティ」、「国土強靱化」等々の国や自治体の政策は、人々に持続可能な社会を保障するのであろうか。これに対する答えの多くは懐疑的である。率直に言えばそれらが個化を作り出し、拡大させる原因となってきたともいえないでもないだろう。

これらの問題意識から、私たちは2018年7月、個人と個人のつながりの在り方を根源的に解明し再構築するための組織として「現代総有研究所」を設立した。これを機会に、私たちと同じような問題意識に立って個人と社会、にかかわる空間のあり方について、『地域社会圏主義』（2013年）、『権力の空間・空間の権力』（2015年）、『脱住宅』（2018年）などの著作と多数の実作品によって、この問題に正面から向き合ってきた建築家の山本理顕氏と『脱住宅』の共著者であり、山本氏の理論を実践している同じく建築家の仲俊治氏を招き、研究所発足の記念行事として、所長の五十嵐敬喜とともにこの問題について深く議論すべくシンポジウムをおこなった。

## 2. 各人からの報告

山本理顕は、大学で建築を学び始めた時から個人と社会の在り方について興味をいだき、その最初の

本格的な実験を、熊本アートポリス事業の公営住宅（熊本県営保田窪第一団地 110戸、1991年、建築家磯崎新氏の推薦）の第1号として、「ともに集まって住める」団地を目指して設計を担当した。この団地は、まず、これまでの公団や公営の団地に見られるような、南方に向けて、整然と等間隔に並ぶ「団地型」と異なり、各住戸が中央広場を囲むよう配置され、各住戸も広いテラスを持つという独特なものとなった。公営住宅は民間のマンションなどと異なって、法的にも予算上もまたその管理運営についても厳格な制約がある。端的に言えば、各住戸はすべて平等でなければならず、廊下や広場など共用部分（以下ここでは個人の所有分と国や自治体という権力の所有あるいは管理する分と区別するために「公共空間」とし、建築理論の分野ではここをコミュニティ空間や、あるいは個人と権力の中間にある中間領域などと呼ぶ）は、権力の規定（管轄）するルールに従わなければならない、というものであった。個人の生活はもちろん各住戸の内部だけで成り立つはずがなく、また社会も、これら閉鎖された個別住戸の集合だけでは、いかにも統制的な秩序しか生み出さない。山本の苦闘はここから始まる。「団地の内部で各人と各人を、あるいは団地全体を外部社会とどう結びつけるか」。これを山本は各住戸へのアクセスのための通路や階段の設置、団地の建物で囲まれた広場の設計とその活用（菜園、お祭り、子供の遊び場）などで解決しようとした。しかしこのような試みは、各住人のプライバシーの確保の主張あるいは公的な管理規約の支配などによって、様々な軋轢を生み出す。

もちろん、このような葛藤はこの団地にとどまるものではない。日本では周知のように、ほぼすべてのマンションがプライバシーとセキュリティーの尊重を第一義とし、マンション内部はもちろん、外部（町）との関係も閉じられていることが、最優先とされている。

現代人は、セキュリティーとプライバシーが確立された都市のマンションに住むことを幸福と考え、コミュニティ（特定の場における人と人の繋がり）からの開放こそ、「都市の自由だ」と多くの人が思っている。建築家もこの「幸福」に奉仕することを職務とし、「1住宅=1家族」と理論化し、私生活の自由を、莫大な資金を投下する住宅の中に閉じ込めるものとなった。

山本によれば、この考え方はゆがんでいる。幸福とは人と人、また人と社会との交流によって生まれるものであり、この交流の装置、すなわち「コミュニティ空間」をみんなで構築していくことによって生活は生き生きとし、社会は豊かで美しくなる。山本はこれを権利として確立すべく「コミュニティ権」の確立をアピールしてきたが日本ではまだほとんど受け入れられない。しかし、世界ではこの山本の主張がどんどん取り入れられるようになった。例えば韓国の「パンギョ・ハウジング」（京畿道板橋区）ではコモン領域を住民の合意で自由に使用でき、中間領域としての機能を果たしている。ここでは、デッキが交流の場となり、屋上は家庭菜園として開放されることによって、人々の生活は一変しているという。

仲俊治は、山本の『脱住宅』の共著者であり、コミュニティ権の主張を具現化するため東京都目黒区に5戸のSOHO住宅、オフィスと食堂からなる「食堂付きアパート」を設計した。個人と個人あるいは個人と社会を結びつける装置は、各戸へのアクセスとしての螺旋状の階段。共用廊下と玄関前のテラスの一体化、10坪の食堂などである。特に食堂は、アパートの住民やシェアオフィスで働く人をつなぎ、また町の人々にも開放されていて一体となっている。仲は多くのプライバシー至上主義のマンションは「生活」の持つ広がりやを矮小化している。仕事や商売はもとより、楽しみを伴うやり取りを通じて人とかかわる行為—「小さな経済」-に着目して、生活が内包する多様な営みや繋がりを許容するような、豊かな生活環境を確保する」ための建築が必要だという。これは「1住宅=1家族」概念を覆し、地域



コミュニテイ権を実質化する直実で心強い一歩といえよう。

ただし、この多用途複合建築を実現するためには建築基準法など多くの制約がある。例えば住居と店舗や事務所は異種用途として防火上の区画が必要であり扉は重い鋼製の物となり、現実的にはこれらがオープンに解放されて一体として利用することはできない、これは基準法上の1つの区画に1つの用途を固定してしまうという「1住宅=1家族」に似た固定概念によるものであり、これらの概念を“コモン”、“総有”という概念によって置換していかなければならない。

五十嵐敬喜は、まず現代総有研究所を立ち上げようとした動機から始め、山本及び仲の問題提起に答える形で「現代総有論」の意味や可能性を語った。

五十嵐は、現代総有は個人的には以前より都市の諸問題への唯一のソリューションと考えていたが、研究の組織化の必要性を決定的にしたのは、東日本大震災に遭遇したからであったという。この復興には復興庁という新しい組織、32兆円と巨額な資金、新しい法律、そして学者、企業、NPOなど日本の持ついわば「総力」が注入された。その結果、道路、港湾、防潮堤、区画整理、高台移転などのインフラはあつという間に作られたが、依然として被災地の少子・高齢化を止めることができず、人々はバラバラにされ、個化現象が目立つ。なぜこのようになるのか。その原因として2つのことを指摘した。

第一は、このような現象は、決して、官僚、企業、NPOの人たちが、手抜きをしたり、自分の利益だけを考えて行動したから生まれたというわけではなく、大真面目にかつ誠実に仕事した結果だということに着目しなければならない。それではそれにもかかわらず、なぜこのようなことが生まれたかといえ、官僚の持つ法律や補助金といったスキル（システム）が、例えば建築や都市についていえば、山本や仲の言う「1住宅=1家族」の早期・大量の建設というものになっているからであり、区画整理や再開発、あるいは高台移転や防潮堤なども、同じようにこれまでのスキルに基づいたからであった、私たちが被災地で見ている光景は、まさしくこのようなスキルの最終到着点なのである。しかし端的に「人が住んでいない」という事実を見ればわかるように、そのスキルは間違っている。復興とは、物理的にものを与えるということだけでなく、人々を「幸福」にするものでなければならないからである。さて問題は次の第二の点である、山本たちが実際に実現して見せたように、専門家は過去のスキル（それを裏付ける思想）の弊害や限界を早くから知り、様々な形でその代案を提出してきた。しかし建築界全体はこれを無視するか、少なくとも集団として取り組んだことがなかった。このような専門家の怠惰は、もちろん建築界に限らない。同じように弁護士などの法律専門家もこのような現象の根幹に「所有権の絶対性」がある、ということを知りつつ、弁護士会あげてこれに対する取り組みをするというようなことは見られなかったということが強調されなければならないのである。

もちろん、この専門家の知的劣化という課題は復興地だけの問題ではなく、日本全国のあらゆる現象に適用される。冒頭に見た様々な「不安」の多くは、何か突然外からもたらされたものではなく、この専門家の劣化を含む日本の日常生活の蓄積（見ないふり、先送り、あきらめ等）の総体の中から発生したものであり、このことを率直に認めるべきであろう。

山本や仲の報告に見られるように、従来のスキルは、法律や官僚制あるいは予算の配分などという「制度」によって守られていて強固な壁となっている。しかし、この厚い壁も、今や崩れようとしている。冒頭に見た社会の不安は2000年初期から予想されていたことだ。政府は「地方創生」など様々な手を打っているが、東日本大震災の復興で見たように莫大な費用や労力を投入しても不安を取り除くことができない。また膨大な空地や空き室の発生は、絶対的所有権の虚構を暴露するものであろう。現代総有論は、

このマクロとミクロの崩壊現象に対して、何よりも個と個をつなぎ、それぞれが地域の条件に応じて、地域住民が主体となって対応していくという、理論を提供するものである。まだ少ないが復興の中でも商店街などでこれを実践する人々が出始めた、空地や空き家の活用でも、今後この総有理論は多様に展開されていくであろう。山本のコミュニティ権あるいは仲の小さな経済は、このような住民の実践を空間論として保障していくものであり、互いにその基盤を共有している。「地域社会圏」も「現代総有」も、これを一般化し普遍化していくために、厚い大きな壁を破っていかなければならず、これを実現する覚悟の重要性を改めて教えられたように思う。

### 3. 討論 司会：竹野克己（会員、法政大学大学院公共政策研究科博士後期課程）

前出3者の報告の後に互いの考えについて、司会者（竹野）の問題提起によって討論が行われた。そこで確認されたことはおおよそ次のようにまとめることができる。

- ① 現在の機能・便利優先の思想や方法そして事業は今後も続行される。ここにはプライバシーの尊重という極めて現代的な人権の大義名分のもとで、法律や経済あるいは建築や都市の作り方のスキルが貫徹していき分断・個化社会は継続される。しかし、少子・高齢化という現象は人は一人では生きていけないということ、また同時に一人では死ぬこともできない、という事実を社会の中で築かせ、共有させる大きな土台となった。
- ② 人が一人きりになってしまうという個化現象を防ぐためには、個室と公的な空間（道路や広場）との間に、住民が自由に活用できる「公共空間」を作るべきである。古来からの私的領域（住宅）内にある闕（しきい）は、この公共的空間であり、山本や仲の作品にみられるデッキや広場、屋上庭園や、住戸と事務所あるいは店舗が共存する多用途集合住宅は、この公共空間を担保する仕掛けであり、その成果は明らかである。韓国での成功事例などを見ると、日本はまだ相当遅れている、と思われる。しかし、日本でも徐々にコレクティブハウス等の実験がみられるようになってきたことに注目していきたい。
- ③ このような営みを合法化し、普遍化していくことが必要となるが、そのためには、建築や法律というような個別分野での改革ではなく、総合的な学問とその実践が求められる。たとえば、この課題を実効性のあるようにするためには、条例や法律などの立法が必要となり、既存のシステムを固執したままの日本の統治システムと対峙しなければならない。そのためには私たちに身近な地方分権、議会と民主主義といった各種の制度についての再検討などが必要となる。

これらの議論によって現代総有と中間領域（公共空間、コミュニティ）の位置づけ、役割、についての相互理解と今後の可能性の確認ができた。従来の（特に戦後において形成された）住宅に対する概念を変えていかなければならない。今回、紹介された中間領域を持った集合住宅やシェアハウスやコレクティブハウスなどの従来の概念に捉われない潮流も広まりつつあり、今後、現代総有研究会もこの問題に継続して取り組んでいく必要性を感じた。

## ルワンダの国際開発業界と総有

庄 ゆた夏

(非会員、非営利建築事務所 GAC (General Architecture Collaborative) 代表、アメリカ・セラキユース大学建築院准教授)

**キーワード** ルワンダ、建築、国際開発業界、統治、非統治

**本稿の狙い** 1994年の虐殺の後、迅速な復興を遂げたルワンダは、「アフリカ大陸内での希少な発展シンボル」と謳われるまでになる。発展中心の政策は北半球主導の国際開発業界から多額の助成金を誘う。その支援で作られる建設物が現場のニーズと噛み合うか、現地の人々が建設プロセスに参加できるかは、約束されていない。低所得、低教育の農民が、「こんな発展ではなく」「この建物によってではなく」と声に出し、業界の開発方針を批評できる機会はほとんどない。そのような国際開発業界とルワンダの人々の間に立ち、無償で住宅を建設、提供する非営利建築事務所 GAC の活動を通して、国際開発と総有の関係を考える。

現代総有研究所会報創刊、おめでとうございます。これからの活動、研究の益々のご盛況をお祈りいたします。

### 1、はじめに

2018年10月27日に現代総有研究会で、私が創立した非営利建築事務所 GAC (General Architecture Collaborative) のルワンダにおける活動を紹介させていただいた。その際の講演原稿に改定を加えたものを下記に共有させていただく。

フランスの哲学者ミシェル・フーコー (1926-1984) は、16世紀まで西洋の標準であった「君主制」の目的は、人々を神や王が設置した法に屈服させ、支配することと定義する。それとは異なり、16世紀ごろに生まれた「統治」governmentality の目的は、既に決められた法律に縛られるのではなく、個人、家族、地域、国が駆け引きによって関係性を定義、改革していくものである。統治は人々と、人々を取り巻く有形無形のもの達、例えば土地や資源、文化や思考、事故や飢饉などの関係や配置の駆け引きである。<sup>注1</sup> もし統治がうまくいっておらず、人々が非統治を願うとき、フーコーは、それは批評することから始まると言う。

『批評的態度とは、どうすれば「こんなじゃなく」「あんなことの為ではなく」「あの人たちによってではなく」統治できるかを問い続けることである。(中略) 批評をすることで、統治する者のパートナーと敵に同時になることである。』<sup>注2</sup>

フーコーの言う非統治 nongovernmentality とは統治全般を拒否するアナキーではない。例えば建築は、この部屋ではこんなことをしろ、通路を使ってこっちに行け、この窓からこの景色を見ろ、など人の行動を統治するが、良い建築はそれをうまくやってのける。建築が統治することで、以前には考えつかなかった使用者同士の素晴らしい関係が生まれることもある。だから統治自体が問題なのではなく、同意しない統治でも拒否することが出来ない、批評できない状況が問題なのである。

私は2011年にルワンダ国立大学の建築学部で教鞭を取ったが、その時の学生たちは1994年の虐殺の際5歳か6歳であった。1994年以前も、亡命していた時期も、戦後帰国した今でも、「こんな社会は嫌だ」「こんな風に統治されたくない」と公に言えたことが一度もない世代だ。だから彼らにとって非統治を想像するのは難しく、だから建築も難しかった。なぜなら批評なしに建築は無いからだ。自分たちの環境を改善しようと





ルワンダの丘の風景



ルワンダ市街地

いう意思是、こんな空間に統治されたくないという批評的態度以外からは生まれ得ないと私は思う。ルワンダで建築をする難しさを通して、批評しあうことは統治する権利を共有し、またその過程で創られる未来を共有することであり、そして建築は批評を行う場、批評から生まれる場なのだと考えるようになった。だから私たち GAC は、まだまだ先は長いが、非統治を目標に活動している。

個人の所有地を地域で平等に使用、維持、育んでいこうという総有の実践もまた、社会に対する批評から生まれた非統治の一つの形だ。私達はルワンダで、社会から「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことを阻まれている人々と共に家を建てることによって非統治を試みている。今までのプロジェクトでは、やむを得ず個人所有の土地に一家族が住める家を建てたが、今は大きな土地に多数の家族が住めるようにできないかと模索している。またそれが実現できるよう、地域の人が自分たちで家を建てられるような低価格、低技術、低排出量の建設技術を探し出し、広めている。ルワンダと日本ではいくつもの事情が決定的に異なるが、同じ目標に向かい活動している例として参考にして頂けたらと願う。

## 2、ルワンダ国際開発業界

東アフリカに位置するルワンダ共和国は、人口 1,220 万人、そのうち 61% が 24 歳以下という若い国だ。<sup>注3</sup> 面積は北海道の 1/3 ほどで小さく、アフリカ大陸で 2 番目に人口密度が高い。<sup>注4</sup> 起伏が激しく耕作の困難な土地に人口の 75% が農業、主に自給自足の農家を営んでいる。<sup>注5</sup> 連なる丘の景観は美しく、地元の人々は神が一日の仕事を終えて帰ってくる場所、と呼んで誇りにしている。

この美しい国で、1994 年にトゥツィ族と穏健派のフトゥ族の両方の人々 80 万人が、強硬派フトゥ族政権の手により亡くなられた。ルワンダの虐殺は他の戦争とは違う。ルワンダは 1884 年から 1962 年までドイツに、後にベルギーに植民化される以前は、成熟した制度を持つ王国であった。トゥツィ族の王にフトゥ族の大臣たちでなる王室は民族間の均衡を保ち、トゥツィ族の女性がフトゥ族の男性と結婚すればフトゥ族になり、その逆もしかりと、民族のアイデンティティは流動的だった。

ところが、ベルギー政府は ID カードを発行することによりアイデンティティを恒常化し、人口の 15% のトゥツィ族を優遇し国の支配に利用することによって民族間に深い溝を作る。ルワンダの虐殺は、この時期ニューヨークタイムズが報道したような長年の部族間闘争による「アフリカの問題」ではなく、植民地支配国によって作られた溝が沸騰点に達した「北半球の問題」であった。<sup>注6</sup> 結婚によって血の混ざり合ってきた人々は、フトゥ族政権の報復を恐れて命令に従い自身の家族をも殺戮し、家庭、学校、病院、教会、あぜ道が戦場と化する前線の無い戦争であった。戦後、刑期を終えた元加害者は同じ村に戻り、自分たちの暴力で傷つけられたが生き残った人々の近隣に再び住むことになった。

ルワンダの復興は早かった。2018 年にはアフリカで 2 番目にビジネスのしやすい国に選ばれる。<sup>注7</sup> 2019 年の GDP は 8% の成長が見込まれ、北半球諸国からは「アフリカ大陸内での希少な発展シンボル」と謳われる。<sup>注8</sup>



GACによるマンロ・ヘルス・センター、ルリンド郡マンロ村、2018

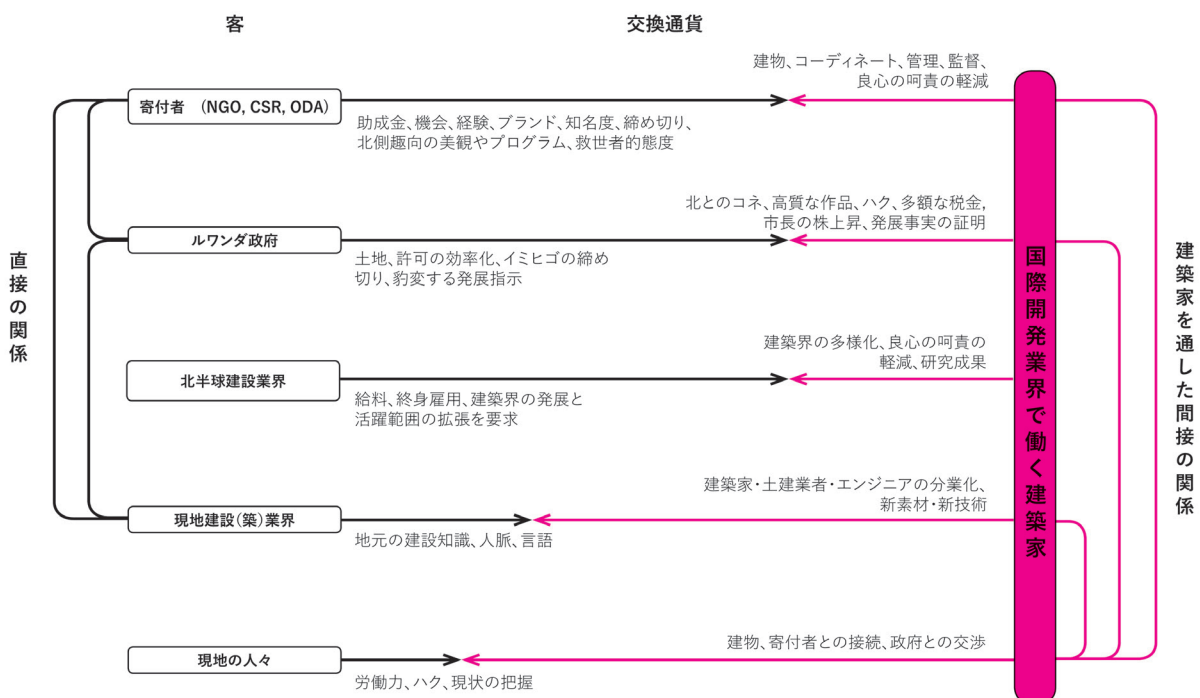
1994年の虐殺直後は北半球からの人道的支援が多額に注がれたが、安定した経済と政治のおかげで、昨今では普通の投資が増えている。<sup>注9</sup>

1994年7月、主にウガンダに亡命していたルワンダ人からなる軍隊が攻め入り、フトウ政権の虐殺を止め、新しい政権を設立した。現大統領のポール・カガメはその時の大佐である。戦後、フトウ政権の残党をコンゴの避難民キャンプに追い詰め、避難民共々暴行、虐殺したのはルワンダが援助するトゥツィ族からなる民兵や元軍人であったと2010年UNエクスパートのレポートは報告するが、ルワンダ政府は否定している。<sup>注10</sup> カガメ大統領は大ファンのアーセナル・サッカーチームのユニフォームにルワンダの宣伝文句を入れるためにODA資金を多額に使った。<sup>注11</sup> その他にも報道の自由の弾圧、市民の行動の監視、カガメ大統領が三期務められるよう憲法を改正したが、数々の疑問と北半球からの投資額は無関係のようだ。<sup>注12</sup>

国際開発業界からの補助金は国家予算の40%に上ると言われ、建設プロジェクトでは公的施設(病院、学校、水道建設など)から私的施設(工場、会議場、研究開発施設)まで幅広く援助される。そのため建設物の用途、規模、美的感覚、スケジュール等が業界主導で決定、管理される。しかしその方針は現場のニーズといつも噛み合うとは限らない。

国際開発業界、または国際協力業界とは何か。JICA(独立行政法人国際協力機構)は、国際協力を『国際社会全体の平和と安定、発展のために、開発途上国・地域の人々を支援すること』と定義する。<sup>注13</sup> 国が税金を用いるODA(政府開発援助)、寄付金で成り立つNGO(非政府団体)、企業が売り上げの一部を充てるCSR(企業の社会的責任)等が開発途上国、特に南半球の低所得国に物資、現金、専門的技術を注入する。国際開発業界の目的を見る限り、「協働、連帯、団結を構築するための理論と実践」を目指し、個人の資産を地域全体に還元しようという現代総有の国際外交版と考えられなくもない。<sup>注14</sup>

しかし非統治の観点から国際開発業界の働きを見れば、その構造と作用、両方に疑問が浮上する。国際



国際開発業界で働く建築家の顧客達



開発業界の資金提供者である北半球の政府、NGO、企業の資本は当然、北半球の納税者、寄付者、顧客からの出資だ。開発目的の建設プロジェクトは出資者にわかりやすく可視化され、成功を証明できなければ次のプロジェクトに繋がらない。だから国際開発業界の建設プロジェクトは規模が大きく近代的な公共施設が多い。現場でのニーズが低所得住宅であっても、個人所有となるプロジェクトは人気がない。出資者に見せるには見栄えがしないという理由もあるし、また資本主義と合致したキリスト教のモラルに反するという理由もある。

資本主義的キリスト教では「貧乏人には魚を与えるのではなく、漁の仕方を教えてあげよ」が人道主義のモットーで、施しは人の為にならないと考えられている。<sup>注15</sup> 例えその貧困が、植民地と人種差別で長年魚を搾取された歴史の結果であっても、だ。ここでは援助される側はする側に対し、努力をして貧困を克服する意思があることを証明しなければならない。国際開発業界は「みんなが家族や友達と同じように一緒に住み、働き、かつ楽しみ、その利益を参加者全員で享受する」現代総有の観念とは異なる。<sup>注16</sup>

実際、国際開発業界にとっての本当のお客様は北半球の出資者であり、開発プロジェクトと生死を共にする地元の人々、例えばルワンダの農民が決定権もしくは発言権を持つ機会はほとんど無い。「こんな開発ではなく」「この建物によってではなく」「プロジェクトの意味や方法を自分たちで統治できない計画ではなく」と批評する場合は、援助する側が発案する時にだけ設けられる。もちろん国際開発業界で働くすべてのプロジェクトが欺瞞なわけではない。しかし寄付金をいただく私達のような非営利建築事務所はやはり寄付者の望む用途、規模、美的感覚、スケジュール等の規定を無視するわけにはいかない。それは NGO や CSR が協力者にわかりやすい公共建築を建てなければいけないのと同じで、この構造が変わらない限り決定権、発言権の所在も変わり得ない。非営利と非統治は違うのである。

### 3、ルワンダでの総有

国際社会全体の平和と発展の為に活動すると明言している国際開発業界でも、この業界の創設を必要とせしめた格差社会の政治・経済構造がそのまま作用している。格差は減るところか、法律の行き届かない低所得国、紛争地域、汚職政府が牛耳る国々への出資が他の地域よりも多くなるケースもある。<sup>注17</sup>

ではこの構造を拒否し、建築を非統治の手段として活用することは可能か。GAC のほとんどのプロジェクトは、ある CSR の支援によって建てられているが、私達はそれと並行してセルフ・ビルドの住居を安く、または無料で建設し、無料で無所得層の人々に提供しようと活動している。今まで 2013 年に一軒、2015 年に一軒建てた。ルワンダではセメント、鉄、石油等々必要な物資はほとんど輸入に頼り、国内で無理なく得られる建設素材は土だけである。なるべく安く住宅を建てるため、私達はアース・バッグ、つまり土嚢を使用した。南アフリカのエンジニアが開発した特別な形のポリプロピレンの袋に土を詰め、積んでいくという簡単な建設法である。基礎と屋根の部分は経験のある施工者が必要だが、それ以外は特別な建設経験のない農民が全て請け負った。ポリプロピレンは石油の副産物なので特定のプロジェクトの為に新しく発掘、伐採する必要がなく、低価格で、自然分解が 50 年以上たっても始まらず、環境には良くない代わりに丈夫で、家の維持のための経費を持たない家庭には適しているように思えた。しかし石油の無い国に石油の副産物があるはずがなく、南アフリカやウガンダから輸入する羽目になってしまい、税金や輸送量で高くつく、という大きな欠点がある。そこで最近では ISSB (Interlocking Stabilized Soil Block) という、土に少量のセメントを足し圧縮して作るブロックに転向した。現場の土を使用でき、煉瓦のように焼かなくてよく、手動の機械で、かなり力はあるが自分たちで安く作れる強い建築素材ができる。ここでは建設過程も共有できる。

ルワンダには発達した籠編みの技術があるが、主に女性の担う手作業なので技術とは認められず、工芸と



分類される。GACはその籠編みを建築に使用することにより、その社会的地位を引っ張り上げ、それを作る女性の地位も一緒に向上させようと試みた。通気が良く採光にも適し、プライバシーが必要なキッチンや風呂場の仕切りに取り入れている。低所得者の為に家を建てるだけでなく、建設過程を利用して被差別者を作り出す社会の批評をしながら、なおかつ地元で根付く技術で美しいものを作り出したかった。

1994年の虐殺でルワンダのほとんどの村、町が破壊された。戦後の政権ではトゥツィ族、フトゥ族の別なく「みんなルワンダ人」がモットーで、民族間の不公平を口に出すことは虐殺思想とみなされ違法である。国の政策に対抗する政党やメディアは弾圧される。<sup>注18</sup> そのような統治のもと、虐殺の記憶は、言葉に出せない分余計に解決しないまま私達の建設現場で一緒に働く人々の間にも滞っているのではないか。

元加害者と生存者の方々の両方を招いてワークショップを開き、和解の為に共に家を建てる活動をする佐々木和之博士という方がいる。<sup>注19</sup> 博士のプロジェクトの建設現場は、よそではできない辛い歴史の話をする時間と場所を与えてくれる。この時間と場所ほどルワンダの人々が非統治を確立するために必要なものはないのではないか。私達は今、佐々木博士のワークショップの参加者と共に建築物を作れないか、国際開発業界にこのプロジェクトを支援させるにはどのような言語を駆使して伝達すべきなのかを模索している。

#### 4、総有のランドスケープ、終わりに

私達が初めてルワンダを訪れた2008年の前年、友人がルワンダ観光のみやげ写真を見せてくれた。そこにはモコモコした丘が地平線まで連なって、隅から隅まで様々な作物が耕作されており、まるでキルトを卵ケースに被せたようなランドスケープ(風景)であった。丘陵の傾斜はかなり激しく、とても機械は入れない。ルワンダの農民に農機具を買う経済力があるとも思えなかった。一家族が手作業で耕作するには難しく、このようなランドスケープを造るのは近所の人々がお互いに助け合うことを必要とする、総有の精神なしにはできないことのように思えた。

リサーチを進める過程ですぐに明らかになったのは、ルワンダの虐殺は共助の近所付き合いを永遠に否定するような、身近な裏切りによるものであったということだ。虐殺の元加害者は、命令に従わなければ自分や家族の命を奪われる。それでも元加害者には選択の余地があった、その上で攻撃するという選択をしたという事実と共に、隣人と生きていく。隣人同士助け合っただけで造れないルワンダのランドスケープは、歴史的事実と全く噛み合わなく、私はこれを実際に見に行かなければならないと強く思った。

私達の仕事はこのように、ひとつのランドスケープから始まった。W.J.T. ミッチェル(1942-)の言うように、ランドスケープは社会を反映する。文化、政策、歴史などが建築、景観、インフラに刻み込まれて痕を残していく。<sup>注20</sup> これはランドスケープだけでなく、建築を含む空間全般にあてはまるだろう。しかしまた空間は、社会を無抵抗に反映するだけでなく、社会に影響を及ぼすこともある。そこに住む人たちの和解への強い意志や悔しさやあきらめが混ざり合い、共に畑を耕したり家を建てる過程を通して、ルワンダで造れるはずのない空間が生まれる。ランドスケープや建築の空間は反抗するし、批評する。批評する時間と場所を作るところから既に総有なのだ。

御読みいただいた皆様、誠にありがとうございました。GACの活動に共感していただけた折には、是非ホームページをご覧ください、ルワンダでの無料の住宅建設、提供の為に寄付にご協力お願い申し上げます。英語での操作が難しい場合はメールでご連絡下さい。GAC一同、心より感謝いたします。ホームページ <http://www.gacollaborative.org/> メールアドレス [y@gacollaborative.org](mailto:y@gacollaborative.org)

- 注 1 Michel Foucault, "Governmentality," *Power* (New York: The New Press), 2001, 208-210.
- 注 2 Michel Foucault, *The Politics of Truth* (Cambridge: MIT Press), 1997, 44. 著者訳。
- 注 3 国際連合 <https://population.un.org/wpp/DataQuery/>
- 注 4 同上
- 注 5 CIA 国別情報サイト <https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/rw.html>
- 注 6 Jerry Gray, "2 Nations Joined by Common History of Genocide," *The New York Times*, April 9, 1994. Available at: <https://www.nytimes.com/1994/04/09/world/2-nations-joined-by-common-history-of-genocide.html> Accessed: March 14, 2019.
- 注 7 Julius Bizimungu, "Rwanda Jumps 11 Places in World Bank Doing Business report," *the NewTimes*, November 1, 2018. Available at <https://www.newtimes.co.rw/news/rwanda-jumps-11-places-world-bank-doing-business-report> Accessed January 31, 2019.
- 注 8 World Bank Rwanda Data. Available at <https://data.worldbank.org/country/rwanda> Accessed: January 31, 2019; Jeffrey Gettleman, "The Global Elite's Favorite Strongman," *The New York Times Magazine*, September 4, 2013. Available at: <https://www.nytimes.com/2013/09/08/magazine/paul-kagame-rwanda.html> Accessed on January 11, 2019.
- 注 9 Marie-Eve Desrosiers and Haley J. Swedlund "Rwanda's Post-Genocide Foreign Aid Relations: Revisiting Notions of Exceptionalism," *African Affairs*, 1-28, 2018. Available at: <https://academic.oup.com/afraf/advance-article-abstract/doi/10.1093/afraf/ady032/5074539> Accessed: October 31, 2018.
- 注 10 "Letter dated 21 May 2010 from the Chair of the Security Council Committee established pursuant to resolution 1533 (2004) concerning the Democratic Republic of the Congo addressed to the President of the Security Council," May 25, 2010. Available at: <https://reliefweb.int/report/democratic-republic-congo/interim-report-group-experts-democratic-republic-congo-s2010252> Accessed: January 11, 2019; Jason Stearns, *Dancing in the Glory of Monsters: The Collapse of the Congo and the Great War of Africa*, (New York: Public Affairs), 2012; An Ansom, "Rwanda's Post-Genocide Economic Reconstruction: the Mismatch between Elite Ambitions and Rural Realities," *Remaking Rwanda: State Building and Human Rights after Mass Violence*, ed. Scott Straus and Lars Waldorf (Madison: the University of Wisconsin Press), 2011. 246.
- 注 11 President Paul Kagame paid 30 million British pounds to put Rwanda's name on the sleeve of his favorite football team Arsenal's shirts. "Rwanda's £30m Arsenal sponsorship divides opinion," *The Guardian*, May 29, 2018. Accessed on January 12, 2019.
- 注 12 Andrea Purdeková, "Even If I Am Not Here, There Are So Many Eyes: Surveillance and State Reach in Rwanda." *Journal of Modern African Studies* 49, no. 3 (2011): 475-497.
- 注 13 独立行政法人国際協力機構 Available at: <https://www.jica.go.jp/aboutoda/whats/cooperation.html> Accessed: March 14, 2019.
- 注 14 五十嵐敬喜「現代総有研究所設立宣言」2018年
- 注 15 James Ferguson, *Give a Man a Fish: Reflection on the New Politics of Distribution* (Durham and London: Duke University Press), 2015, 35.
- 注 16 五十嵐、同上
- 注 17 James Ferguson, *Global Shadows: Africa in the Neoliberal World Order* (Durham and London: Duke University Press), 2006, 41.
- 注 18 Timothy Longman, "Limitation to Political Reform: The Undemocratic Nature of Transition in Rwanda," 25-47, and Lars Waldorf, "Instrumentalizing Genocide: The RPF's Campaign against 'Genocide Ideology,'" 48-66, in *Remaking Rwanda*.
- 注 19 佐々木博士のホームページ <http://rwanda-wakai.net/>
- 注 20 W.J.T. Mitchell, "Imperial Landscape," *Landscape and Power* (Chicago: the University of Chicago Press), 1994, 5-34.

#### 参考文献

- 1、五十嵐敬喜「現代総有研究所設立宣言」2018年
- 2、Ferguson, James. *Global Shadows: Africa in the Neoliberal World Order* (Durham and London: Duke University Press), 2006.
- 3、---- *Give a Man a Fish: Reflection on the New Politics of Distribution* (Durham and London: Duke University Press), 2015.
- 4、Foucault, Michel. *The Politics of Truth* (Cambridge: MIT Press), 1997.
- 5、---- *Power: Essential Works of Foucault, 1954-1984*, ed. James D. Faubion (New York: The New Press), 2001.
- 6、Mitchell, W.J.T. *Landscape and Power* (Chicago: the University of Chicago Press), 1994.
- 7、Stearns, Jason. *Dancing in the Glory of Monsters: The Collapse of the Congo and the Great War of Africa*, (New York: Public Affairs), 2012.
- 8、Straus, Scott and Lars Waldorf, eds. *Remaking Rwanda: State Building and Human Rights after Mass Violence* (Madison: the University of Wisconsin Press), 2011.

# 太子堂の修復型まちづくりと市民

## 木造住宅密集地域からの脱却

佐藤 弘 弥 (会員)

**キーワード** 梅津政之輔、太子堂、まちづくり、自治体消滅

**本稿の狙い** 世田谷区太子堂地区の「修復型まちづくり」のリーダー梅津政之輔氏の著書「太子堂・住民参加のまちづくり」(学芸出版社 2015 年)を参考に、この太子堂地区のまちづくりを明らかにする

### はじめに

東京都世田谷区太子堂二・三丁目(以下太子堂地区)に、地域再開発事業のように強引な手法ではなく、地域住民の合意形成を重視した柔軟なまちづくりによって、地域をまとめ上げたリーダーがいる。梅津政之輔氏(1930—以下敬称略)その人である。現代総有研究所では、2018年10月と12月の二度、梅津夫妻の太子堂の自宅にお邪魔してまちづくりの成果や思いについて伺った。

本稿では、「住民参加の修復型防災まちづくり」と呼ばれる太子堂地区のまちづくりの取り組みについて、二度の対話をベースに、梅津の自著「太子堂・住民参加のまちづくり 暮らしがあるからまちなのだ」(学芸出版社 2015 年)をこれにすり合わせて、1982年のまちづくり協議会発足から30年を越える太子堂地区の「まちづくり」を概観し、そのまちづくり手法を未来に受け継ぐために何をすべきかを考える。

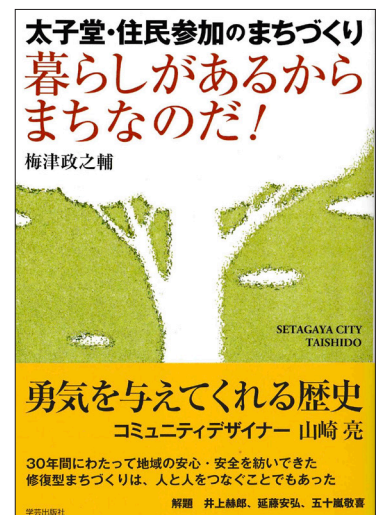


図1 「太子堂・住民参加のまちづくり 暮らしがあるからまちなのだ」

## 1 太子堂というまち

世田谷区がまとめた「ふるさと世田谷を語る」(1994年)によると、太子堂地区は明治5年の頃、戸数57、人口275ほどの小さな農村であった。「太子堂」という地名の由来は、円泉寺という寺に聖徳太子像を安置する太子堂が存在することから、この地名が付いたとされる。太子堂地区を概観すると、図(1)のように太子堂(円泉寺)が心臓部に当たり、茶沢通りは背骨、東急田園都市線三軒茶屋駅は臍(へその位置に当たる)。

明治20年代には駒場や池尻、太子堂一帯に軍隊の施設が置かれ、円泉寺の北側には陸軍東京衛戍(えいじゅ)病院(後の国立小児病院)が建てられ、徐々に農村から町の様相に変わっていった。

大正12年(1925)9月1日、関東大震災で自宅を焼失した人々が太子堂周辺に粗末な木造住宅を建てて移り住み、さらに昭和20年(1945)の終戦後も焼け出された大量の住民がこの地に移り住んで暮らすようになった。この為、太子堂地区は後に「木造住宅密集市街地」<sup>注1</sup>と呼ばれる災害危



険地域の汚名を着ることになった。

## 2 まちづくりのキッカケ

梅津政之輔は、1930年（昭和五年）東京の下町、江東区深川に生まれた。梅津の青春は戦争に翻弄されたものだった。地方への疎開も経験し、中学3年生の時に終戦を迎え、太子堂地区に移り住んだ。初めて梅津がまちづくりに関心を持ったのは、「20m幅の国道246号沿いにある商業地区に計画された15階建てのマンション建設」紛争だった。自宅の二階から見える場所に、15階建てのマンションが計画され、地域住民とともに建設反対運動を行った。その時、五十嵐敬喜弁護士と出会い、「三軒茶屋マンション事件」（1973）と呼ばれる訴訟を起こした。当時、日照権という言葉は

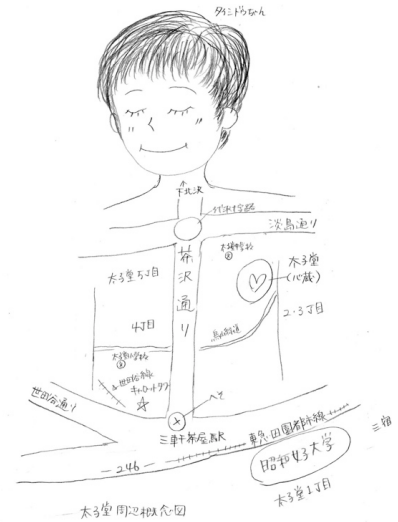


図2 太子堂地区周辺概念図（筆者作成）

なかったが、日光を浴びる権利が認められ、10階建てに変更させるという判決を得た。さらに建物の一部を7階に変更する和解まで引き出すことになった。この事件は、人間の生きる権利としての「日照権」を初めて規定した建築基準法改正（1977）にも繋がる住民運動の大きな成果であった。

## 3 災害危険地域からのスタート

1980年、太子堂地区は「世田谷区内で大地震があるともっとも危険な地区である」という東京都の危険度調査の結果を、世田谷区が「太子堂地区まちづくり通信」に公表し区内全戸に配布した。

太子堂地区の人口密度は、世田谷区平均の1.7倍となる1ヘクタールあたり229人と高く、道が狭く行き止まりも多いところに木造の住宅が連なっているうえに、古い木造アパートが268棟も存在していた。そこで、防災上危険度の高い「木造住宅密集市街地」（木密地域）に指定された。これは行政から「太子堂は余りにも危険だから、早急に木造住宅を鉄筋コンクリート住宅に建て替えなさい。道路ももっと拡げなさい。」と宣告されたようなものだ。

この時、梅津は、吉村昭（1927-2006）の著書「関東大震災」（文藝春秋社1973）の一節「神田泉町、佐久間町の住民が、協力して延焼を防ぎ千六百余戸の家が焼け残った」というエピソードを思い出し、地域コミュニティの親密度を高めるというソフトデフェンスの重要性に注目した。防災上、不燃性への建て替えや道路の拡幅というハード面の改善も大切だが、災害時に生死を分けるのは、地域の結びつきによるものが大きい。1982年、当時の大場啓二区長が「住民参加のまちづくり」という基本構想の下に策定した「世田谷区街づくり条例」に、太子堂地区の住民が呼応し「太子堂まちづくり協議会」（後の「太子堂2・3丁目まちづくり協議会」）を発足させ、行政は地域住民と一体感のある組織づくりに専心した。梅津は、まちづくりに積極的に参加するにあたり、「自分たちのまちのことは自分たちで考え、行動しよう」というシンプルな基本理念を公表した。続いて「太子堂地区まちづくり協議会」の設立では、運営に関する以下の4原則を提案した。

- I. 住民主体のまちづくりを目指す
- II. 地区の住民は誰でも参加できる開かれた組織にする。（興味があれば他地域の者も参加可能）
- III. 合意形成に努める。
- IV. ハードだけでなくソフトを含めた総合的なまちづくりを目指す。

すると、住民の一人から「住民は専門知識をもってないから、まちづくりはお上にまかせるべきだ」

との異論が出た。梅津は安易な対立を避け、辛抱強い対話によって住民主体の重要性を説いていった。さまざまな議論の応酬の末、梅津の「開かれたまちづくり協議会案」はついに地区の住民に承認された。梅津が、この協議会の組織化で工夫したことは地元の地主たちを協議会に参加させたことであった。これによって、新旧住民間の利害対立が緩和され、合意形成の流れをつくり易くなった。

協議会の活動は、①「まちづくり学習会」と②「まち歩きワークショップ」の両輪から始まった。学習会は、まちづくりの基本を学ぶためのもので、「1年間にわたって都市整備に関する法令、制度の解説、消防署からみた防災の課題、まちの環境とみどりの役割、生活道路のあり方など」（梅津前掲書）を、学者などを講師に招いて行われた。1970年代にアメリカの都市計画で活用された「ワークショップ」を太子堂地区に提案したのは、当時東工大の大学院生木下勇（現千葉大学教授）の提案だった。梅津はこのやり方に、当初さほど積極的ではなかったが、学習会やまち歩きワークショップの参加者などから、活発に意見が出てくるようになって手応えを感じた。そのなかに、後の「きつねまつり」のアイデアや、「ポケットパーク」に繋がる小さな公園づくり、さらに暗渠（あんきよ）となっていた烏山川のせせらぎを復活させる事業などが提案され、組織としてのまちづくり協議会は本格的に始動していった。

### ① きつねまつり

1984年に初めて開催された「きつねまつり」事業の人気は絶大だった。由来は「太子堂の子連れきつね」<sup>注2</sup>の民話にあり、実行委員会を結成し、毎年夏休みの最終日曜日にふれあい広場で実施してきた。太子堂地区の住民だけではなく、区職員も参加して、住民と行政が一体となって実行された。共生の輪が形成されたという実感を持ったと、梅津は自著で述懐している。

### ② ポケットパーク

ポケットパーク事業（図3参照）の第一号は、三軒茶屋駅に近い「とんぼ広場公園」（1984年4月完成、41.33坪）だった。この広場は、1982年に道路拡幅のため区が買収した空き地を、協議会が火災の延焼を防止するポケットパークとして活用したいと申し出て実現したものだ。この事業が画期的なのは、造営するに当たって「第一に住民参加の手作りの公園にする。第二に土を残した公園にする。第三に公園は住民の自主管理とする。」という三点が、区と協議会の間で合意されたことにある。その後地域住民の自主管理によるポケットパークは、30年間で18ヶ所まで拡大した。

ひとつひとつは70㎡から250㎡の広さしかないもので、一部には、周辺の道路付けが悪く、延焼防止効果は期待できないとの批判の声もあるようだ。しかし一つひとつを地域住民の交流拠点と考えると、防災のためという枠を越えて地域全体を活性化させる憩いの場となっていることに気づかされる。

### ③ 烏山川のせせらぎの復活

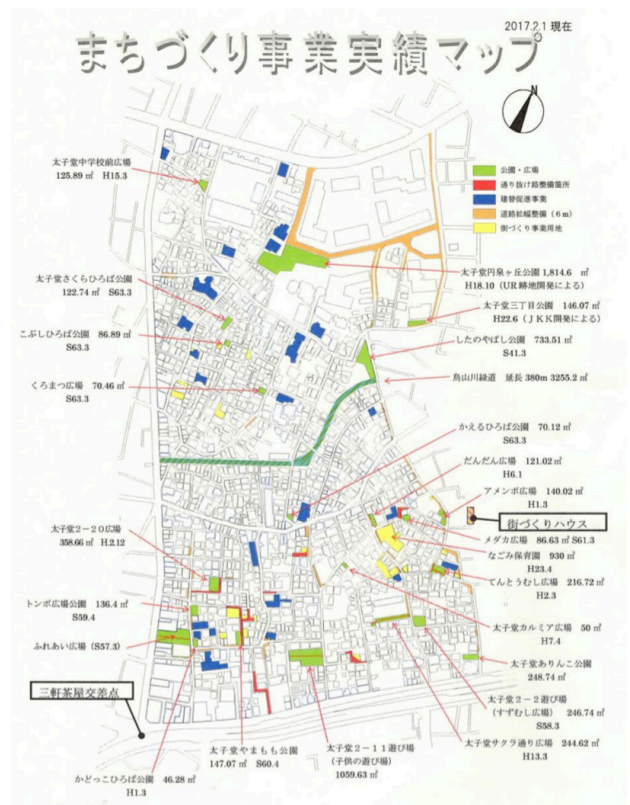


図3 まちづくり事業実績マップ (世田谷区作成)



年配者から「子どもの頃は烏山川で泳いだものだ」という話を聞いた若者の提案から、1986年、暗渠（あんきよ）となっていた烏山川のせせらぎを蘇らせる計画が持ち上がった。江戸中期、地元住民が幕府にお伺いを立てて玉川上水から農業用水を分けてもらった烏山川は、戦後の急激な人口増加と都市化によって、生活排水が流れ込みドブ川となり、1965年に暗渠にされたのであった。

この計画は「太子堂中学の温水プールからあふれた水をパイプラインで“したのや公園”の地下貯水槽（100t）に蓄え、それを循環させる」<sup>注3</sup>という水の循環システムである。形状としては、全面暗渠となっていた道を拡幅し片側に人工的な川床を確保しせせらぎを復活させるというものである。いったん災害などが起これば、緊急避難路として、また延焼防止帯としての機能を果たす上に、これまで狭くて出動出来なかった消防車や救急車などの緊急車両も通過することができるほどの道幅が確保される。

ところが、隣接住民からの反対の声が上がり、計画は難航した。

理由は、①浸水被害の記憶がある住民からの懸念 ②子どもが集まってうるさくなって迷惑だ ③川にビンやカンを捨てるので子どもが入ると怪我をするなどというものだった。さらには「無接道の家が緑道側に玄関を設けていたり、河川敷の土地を無断で使用していた人などが、せせらぎの再生計画で使用できなくなると不安を感じて別の理由付けで反対している」<sup>注4</sup>ことが判明したのであった。

梅津は個別に反対住民の意見を聴取し、区の街づくり推進課は戸別訪問による説得などをした。あわせて、他の地区のせせらぎの見学会やシンポジウム、ワークショップを開催しながら勉強し、一年半の話し合いの結果、地域の合意に基づいた緑道の計画図を区へ提出した。

企画から5年後の1990年3月、烏山川緑道（道幅8m、延長約380m）は、国土庁（当時）の助成を受けてようやく完成し、せせらぎも再生された。沿道には地元の小学生210名が描いた絵陶板を配し、花壇には季節ごとの花が咲く憩いの場となっている。2014年3月、世田谷区はこの烏山川緑道を「地域風景遺産」に指定した。確かにポケットパークのネットワークに烏山川緑道のせせらぎが加わったことによって、太子堂地区は潤いのある風景のまちになった。

以上、太子堂地区のまちづくり事業の主体は、公募で参加した地域住民である。そこには特別な仕掛けなどは見当たらない。

それでも「太子堂のまちづくりは、ハード・ソフト両面で数多くの成果を上げてきた。防災のハー



図4 ポケットパーク第一号とんぼ広場



図5 烏山緑道に復活したせせらぎ



ド面の成果を上げてみると、24年間で建物の不燃領域率は31%から53%に、一人当たり公園面積は0.4㎡から区内住宅地平均の1㎡に向上、道路整備も進んで不燃領域率は政府の都市再生事業の緊急整備地区で掲げた目標の40%に近い38.1%（都基準による算定では47.5%）に達している。」<sup>注4</sup>

2017年末の数値は、さらに上昇している。「太子堂・三宿地区」という区切りで見ると、防災上延焼による焼失がほぼゼロになるとされる不燃領域率の70%を越えて71.1%まで向上している。（世田谷区防災課調べ）

#### 4 太子堂のまちづくりの考え方を未来へ

太子堂二丁目・三丁目地区のまちづくりが、成果を上げた理由をまとめてみよう。

第一にポケットパーク開設のような小さな共同作業をひとつひとつ丁寧に積みあげてきたこと。

第二に「きつねまつり」のような地元伝わっている昔話を翻案したまつり（イベント）を開催することで、太子堂住民の地域愛のような共同体意識を喚起したこと。

第三には行政と住民の意見調整、さらに住民の中でも新旧住民の利害対立を調整できる住民リーダーが存在したこと。

第四として、太子堂のまちづくりには、どこか遊びの要素が多く見受けられることを指摘しておきたい。確かにまちづくりに参加していて「楽しい」とか「面白い」という心情はその運動の継続性に関わる重要な要素となる。つまり「まちづくり」の参加者にとって、「まちづくり事業に参加している」というよりは、「きつねまつり」や、「ポケットパーク」というある種のイベントやゲームに自主的に参加している遊び心の心情がどこかにあるのではあるまいか。

最後に、太子堂地区のまちづくりを推進した住民側のリーダー梅津政之輔のまちづくりの考え方についてまとめておきたい。梅津は自書の中で、まちづくりについて、次の5つの視座をあげている。

- ① まちは、時代とともに移ろうので、街づくりは動的な視点で検討すべきこと。
- ② 人びとの暮らしがあるから、「まち」なのだから、人のイノチ、人と人とのつながりを基礎にまちづくりを考えること。
- ③ グローバル化時代のまちづくりは、地球的視野を含めて長期的、広域的、総合的な視野から深く検討していくこと。
- ④ そのまちに住み続けたいと思う人、あるいは新たに住みたいと希望する人たちが、人任せにせず、自分たちで考え、異なる人たちとの対話を積み重ねて問題点を共有し、合意したことをみんなで実践し、その結果を検証していくこと。
- ⑤ まちづくりには住民の意見、利害の対立が避けられないが、対立を避けるのではなく、話し合いの「ひろば」をつくって住民と行政、それと学者・専門家の協力を得ながら「専門知」と「生活知」を融合させ、時代の変化に対応する創造的な方針・計画づくりをしていくこと。（前掲書7頁）

この5つの中に梅津のまちづくりの基本的スタンスのすべて盛られていると言ってよい。この中で筆者が特に注目したいのは、①に上げた「動的な視点」である。この考え方は、元々「化学」や「物理学」の用語であるが、一見均衡しているように見える化学反応も、実は停止しているのではなく、内部では正方向と逆方向が動的にぶつかり合いながら均衡しているとする見方である。生物学者の福岡伸一（青山学院大教授）は、生物の身体の中でも古い細胞と新しい細胞が入れ替わっていて、分子レベルで見れば、一年後には別の生物のようになっていると「生物の動的平衡論」を説いている。

梅津は、この生物における動的平衡をまちづくりに適用し、「まち」を日々生きていて、どんどんと変化して止まないものとする。次に「まちづくり」の方法については、⑤の「ひろば」の構築がユニークだ。梅津は住民が自らのまちを少しでも住みやすい空間にするために「話し合いのひろば」をつくることを推奨している。そこで、住民のまちづくりメンバーは、行政、学者、専門家などの協力を得て、彼らの「専門知」と住民の「生活知」を融合させて計画に盛り込む協同作業を行う。

## 5 まとめ

この春（2019）、太子堂地区を歩いてみた。街には地域の住民たちが、手塩に掛けて咲かせた梅の花やパンジーが咲きそろう、ポケットパークと呼ばれる小さな公園群は住民ボランティアによる清掃が行き届いていた。防災への備えも明確で、避難場所となる大きな公園や学校、寺社には看板が掲げられてわかりやすい。公園脇に消防ポンプが置かれているのも目に付いた。

確かに太子堂地域は、統計上では、木密地域の最悪の危険性は弱まったように見える。しかし災害というものは、関東大震災（1923）や、東日本大震災（2011）のように想像を越えた形で地域住民に襲いかかるものである。現在日本では、首都直下地震や南海トラフ地震が起こるとの予知情報も公表され、その被害想定も発表されている。こうした中であって、太子堂地区においては、まちづくり活動（ポケットパークの管理や消防団活動など）の積み上げによって構築された地域コミュニティの結び付きの濃密さを至る場所で感じた。

考えてみれば、太子堂地区は、「関東大震災」によって被災住民が移り住んで復興を期した土地柄である。さらに梅津が木密地帯からの脱却を目指す太子堂のまちづくりのヒントになったのも、前述したように吉村昭のドキュメンタリー小説「関東大震災」の次の一節だった。

「（神田和泉町と佐久間町の）住民たちは、ポンプ注水すると同時に家屋を破壊し、また数百名の住民は二列縦隊をつくって七個の井戸から汲み上げた水をバケツで手送りし、全力をあげて消火につとめた。（中略）その結果、千六百余戸の家々が東京市の焦土の中で焼け残ったのである。この奇跡的ともいえる和泉町、佐久間町の焼け残りは、すべて住民の努力によるもので、消防署は防火活動に全く従事していない。」（吉村 前掲書 129—130 頁）。この神田和泉町と佐久間町の奇跡は、江戸時代に大火から町を守った江戸庶民の防災意識が時代を越えて受け継がれた結果であり、太子堂のまちづくりのルーツもここにある。了

注1 古い木造の戸建て住宅やアパートが密集した地域のこと。道路も狭く、消防車などの緊急車両が通れないことが課題である。阪神・淡路大震災（1995年）で多くの死傷者が出たのを契機に、政府は全国的な整備に乗りだし「密集市街地整備法（1997）」を成立させた。

注2 太子堂地区に伝わる民話。村を挙げてのきつね狩りの日、名主の命令で、村人がきつねの親子を追い込んだが、可哀想に思い命を助けて逃がしてやった。それからというもの、太子堂橋が暗くなると、親子きつねが提灯をもって夜道を照らして道案内をするという太子堂に伝わる「親子きつねの恩返し譚」。

注3 梅津・前掲書 79-80 頁

注4 梅津政之輔著「世田谷区太子堂のまちづくり」日本建築学会編「まちづくり教科書：第7巻」所収05年3月丸善出版（2007）

### 参考文献

- 1、梅津政之輔著「太子堂・住民参加のまちづくり」学芸出版社 2015年
- 2、五十嵐敬喜共著「美の条例 いきづく町をつくる」学芸出版社 1996年
- 3、吉村昭著「関東大震災」文春文庫 2004年
- 4、松下圭一著「日本の自治・分権」岩波新書 1996年
- 5、田村明著「まちづくりの実践」岩波新書 1999年
- 6、兼子仁著「新 地方自治法」岩波新書 1999年
- 7、世田谷区編著「ふるさと世田谷を語る 池尻・三宿・太師堂・若林・三軒茶屋」世田谷区 1994年

# グローバル社会的経済フォーラム参加と スペイン・モンドラゴン訪問から考えたこと

茂木 愛一郎（会員、立命館アジア太平洋大学）

**キーワード** 総有の主体、協同組合、グローバル社会的経済フォーラム、モンドラゴン

**本稿の狙い** グローバル社会的経済フォーラムへの参加、モンドラゴン協同組合訪問を通じて、総有主体の有力な候補である協同組合について、その可能性と課題を考察する

## 1. はじめに

筆者は3年前、現代総有組織の主体はいかにあるべきかという問題意識から、主体論に関する試論<sup>注1</sup>を書く機会を得た。社会には、株式会社やNPO、町内会などの営利非営利を含めた多様な組織形態があるが、特に協同組合組織に光を当て<sup>注2</sup>、総有の主体としての協同組合の親和性を論じた。株式会社が、資本の提供者、特にその出資額の多寡にもとづき組織の意思決定がなされるのに対して、協同組合の場合は、構成する組合員ひとりひとりが平等に1票を持ち、出資金の多寡には比例しない民主的意思決定方式である点で、株式会社とは大きな差異があり、総有的スペースや資源の管理には協同組合の形態が適合すると考えたからである。

歴史的な発展をみてきた、協同組合運動を統合してきたICA（国際協同組合同盟）の7つの協同組合の原則<sup>注3</sup>は、総有的資源管理の基本原則として応用できるものであること、さらに現代総有事業をも含む市民セクターの担い手たち、今日でいう社会的企業の理念にも適用できるのではないか、というのが試論でのさしあたりの結論であった。

筆者にとって後続する課題として、そのような協同組合ではあるが、経営目標と整合しつつ日常的な業務に即応した意思決定のあり方がどうなっているのか、そこで働く従業員（協同組合員かどうかを問わず）にとって真に充実したディーセントワーク<sup>注4</sup>としてそれがなされているのか、といったことに関心をもつことになった。

## 2. グローバル社会的経済フォーラムへの参加

そのような折、2018年10月初旬に、スペイン、バスク地方の中心都市ビルバオにて、第3回目のグローバル社会的経済フォーラム（Global Social Economy Forum、以下GSEF）が開催され、それに参加するとともに、ビルバオに近く労働者協同組合として世界的に有名なモンドラゴン協同組合を訪問する機会を得た。本稿は、国際的的市民社会運動であるGSEFの動きとモンドラゴン協同組合での見聞を報告することにより、市民事業である現代総有における主体のあり方を考える視点としてまとめたものである<sup>注5</sup>。

GSEFとは、社会的経済<sup>注6</sup>の充実を図る運動として韓国ソウル市長朴元淳氏の強いリーダーシップのもと2013年に発起されたもので、同年にその趣旨を表した『ソウル宣言』を発表、翌年に第1回のフォー





GSEF 大会の様様（写真はビルバオ市長）



モンドラゴン協同組合本部前にて（参加ツアーの一行）

ラムをソウルにて開催、2016年に第2回をカナダ・モントリオールにて「社会的経済」に「連帯経済<sup>注7</sup>」を加えたものをテーマとして開催された。メンバーは自治体と協同組合を含む社会的企業など実践家を中心とし、これに研究者が加わったものである。GSEFはまた、国際的な連帯組織である RIPESS（リペス＝社会的連帯経済大陸間ネットワーク）、MBM（モンブラン会議＝社会的連帯経済の研究者ネットワーク）、そして国連組織である ILO（国際労働機構）や UNRISD（国連社会開発研究所）とも連携を行っている。

ここで今回ビルバオが第3回のフォーラムの主催者として名乗りをあげた背景をみると、まず GSEF では基礎自治体による行政の下から上へのイニシアチブを重要視しており、ビルバオ市、バスク州とも熱心であること、また社会的経済の担い手として協同組合に戦略的役割を置いていること、そのうえでスペイン、とりわけバスク地域では協同組合の活動が活発で、世界的にユニークなモンドラゴン協同組合を擁すること、これらが相乗して実現に至ったとみられる。

ビルバオ大会のテーマは、自治体と社会的経済の担い手が連携して、社会的価値の実現と全ての人々の包摂、地域社会の持続的発展<sup>注8</sup>を図ろうとする場合の課題を抽出するものであった。84カ国、約1,700名が参加、全体会議5回、9つのワークショップが42のセッションに分かれて行われ、日本からの参加として大津市の「共生シンフォニー<sup>注9</sup>」が発表を行った。今回のフォーラムの結論は「ビルバオ宣言」として発表されたが、そこでは①今日世界で発生している社会経済的危機、特に不安定で非正規の雇用の増大や移民、難民などの問題を解決するためには、協同組合などで構成される社会的経済や連帯経済が重要であること、②それらを支える公共政策が市民と自治体の協働で形成される必要があること、③社会的経済、連帯経済では社会的正義が埋め込まれたディーセントワークが促進・創出されていること、④それらの主体における民主的な統治と経営こそがその存在理由であることなどが確認され、実践目標8項目の決議がなされた。

### 3. モンドラゴン訪問

#### 3-1 モンドラゴン協同組合

大会終了後、モンドラゴン協同組合の本社所在地を訪問した。この協同組合（正式名：モンドラゴン協同組合企業、英名 Mondragon Co-operative Corporation）は労働者協同組合の集合体で、これに関しては多くの調査研究がなされているが、ここで概略を紹介しておきたい。

地域として、また自治体をなすモンドラゴンは、スペインの北東部バスク州ギプスコア県の西のはずれにある。海から約30km入った狭隘な山間部にあり、面積は30.8km<sup>2</sup>、人口は2万人を超える程度の小さな町である。モンドラゴンはスペイン語での名称であり、1260年にアルフォンソ賢王によって、地域の竜の伝説に因んで付けられたものである。バスク語ではアシャンテと呼ばれ、バスク語を話す人

が40%を超えている。モンドラゴン協同組合は、アリスメンディアリエタ神父が、スペイン内戦後の貧困を克服するために創設した技術学校を発祥としており、1956年に技術者の若者5人が、石油ストーブ工場「ウルゴール」(後のファゴール)を創業し、1959年に協同組合となり急速に展開してきたものである。現在は、製造業、流通業、金融<sup>注10</sup>、共済・社会保障、サービス、研究・教育などに関する協同組合が106、その子会社が129、その他に基金、支援組織、国際サービス組織などを擁する総計250からなる企業組織の連合体である。

モンドラゴン協同組合は、イギリスのロッチデール公正先駆者組合に始まる消費者協同組合中心の活動理念に加えて、協同組合運動の創始者ロバート・オーウェン以来の、生産者協同組合としての活動理念を取り入れたもので、今日いうワーカーズ・コレクティブの原則が、事業方針に盛り込まれているという特徴をもっており、50年間の実績の上にグローバルな展開をも見せている。

モンドラゴン協同組合はまた、労働者の主権を重んじ、管理部門への参加、報酬の連帯性、教育の重視<sup>注11</sup>を通じて組織運営に工夫をほどこし、バスク社会の公正な自立という目標と併せて国際的な協同組合運動との連携を訴えるところなどにも特色がある。

これらをモンドラゴンの協同組合企業原則で確認すると、①自由な加入、②民主的組織、③労働主権、④資本の道具的・従属的性格、⑤参加的経営、⑥報酬の連帯(組織内報酬格差の制限など)、⑦協同組合間協同、⑧社会変革(協同組合内部の共益的性格を超えて、地域への寄与<sup>注12</sup>など公益的性格を導入)、⑨普遍性(協同組合の国際的普遍価値)、⑩教育の重視からなり、ICA原則とも並行関係にある。特に、⑦、⑧、⑨は協同組合運動のなかでは国際的に先行しており、後年ICA原則に盛り込まれるものになったという経緯もある。

### 3-2 ファゴール倒産の評価

モンドラゴン協同組合はこのような壮大な実験を続けてきた組織であるが、グループとしての年商が120億ユーロを超える巨大企業になっており、通常の協同組合として捉えることはたぶん適当ではない。加えて、傘下の家電部門を担当していたファゴールが2013年に倒産したことをもってモンドラゴン批判がでてきたことがあげられる。グローバル化という拡大路線に走らせたのは、家電という分野特性であったのか、協同組合のガバナンスに欠陥があったのか、協同組合であることを忘れたためではないか、といった論点である。これらについて、長くモンドラゴン協同組合企業の研究を行ってきた石塚秀雄の判定は、次のとおりである。

「確かにそういう側面もあったかもしれない。しかし、そうだったとすれば、ファゴール家電を倒産させることはしなかっただろう。一般企業のようにリストラをすることによって企業は生き残ることは可能であった。しかし、そこに協同組合の本分があったらどうか。モンドラゴンは海外工場の協同組合化あるいは社会的企業化に向けての努力をしてきた。成功例もあるし失敗して撤退した例もある。…なによりも現地の従業員労働者の意思の問題もある。協同組合作りは上から強制するものではなく、なによりも組合員となるべき人たちの自由意思に基づくものである」、また「協同組合のアイデンティティを守るために、組合員従業員が倒産の道を選んだのであり、勇気ある撤退であった」と評価している<sup>注13</sup>。

倒産の理由、それが問いかける課題については、モンドラゴン内部においても真剣な検討に基づく報告書<sup>注14</sup>が作られており、それを読むとグループ内部でのガバナンスのあり方について検討が加えられている点が注目され、協同組合ならではの自浄作用が働いていると評価できるかもしれない。なお、ファゴール部門で失業することになった従業員はグループ内の他部門に移籍され、雇用は確保された。





モンドラゴン市の中心部を囲む斜面に立地する集合住宅



モンドラゴン大学経営学部

### 3-3 モンドラゴン大学

今回の訪問で、もうひとつ印象的であったのは、モンドラゴン大学を訪ねたことであった。大学は学部、大学院を含めて学生数約 4,000 名とコンパクトな規模であり、工学、ビジネス、人文、食科学の学部からなる。なかでも起業家コースはユニークで、4 年間で、グループで会社を興し、事業として軌道に乗せることを単位取得の条件としている。座学としての授業ではなく、課題が起こる度に知識や解決のロジックを得るよう、教授陣が支えるという方式をとっている。影響を受けている理論として、独特の内省型の組織論を提唱してきた日本の野中郁次郎教授の名前が説明で出てきたことに驚かされた。

大学訪問の後、ビルバオに戻り、卒業生による協同組合形式によるコンサルタント事業（メンバー 10 名）を訪ねた。バスク州の協同組合法では 3 人から組合を組織できる。会社の説明を聴く限り、いたって普通のコンサルタント事業を営んでいるようにみえるので、なぜ株式会社でなく組合なのかと問うてみた。これに対して、「モンドラゴン育ち」としては、組合型という選択が自然であり、協同組合の精神を事業運営のベースとして尊重していきたいという答えであった。顧客の事業評価の際の視点、作業するチームワークなどで協同組合性を保有していこうとしているのかと推察した。

## 4. 事業主体の意思決定のあり方について

筆者は、今回の見聞から、事業体としての意思決定のあり方、組織全体としてのガバナンスの問題が、特に重要だと考えるようになった。それは、総有の主体にも当てはまると考えられるからである。協同組合においても事業規模が大きくなると、経営と執行を分離し、執行に階層性を取り入れざるを得なくなるが、経営全体が協同組合の基本原則から逸脱し、組織運営に齟齬を来すことが多くなる。ガバナンス体制の整備はどのような組織であっても問われる課題である。

そのような一般的課題があるとして、それではどのような対策があるのだろうか。ひとつの重要な提案が、経営学者のピーター・ドラッカーから出されている。それは組織に対して、敢えて自己評価に基づく戦略的経営を行うことを要請するものである。そのポイントは、質問形式で次のような事項を問いかけるものである。

- ① われわれの使命（ミッション）は何か
- ② われわれの顧客は誰か
- ③ 顧客は何を価値あるものと考えているか
- ④ われわれの成果は何か
- ⑤ われわれの計画は何か

これらに回答することの絶えざる繰り返しを推奨する。別の用語でいえば、PDS(Plan-Do-See) サイク



ルあるいは PDCA(Plan-Do-Check-Action) サイクルを繰り返し回していくことで、不備や不足を補っていく。平凡ながら、問題発見と対策、さらに目標を高めるために重要な取り組みと言えるだろう。

もうひとつラディカルな提案がある。オルフェウス・プロセスと呼ばれる、メンバーが全員でリーダーシップを分け合う方式によって、市民事業の場合であればそれへの参加の意欲を内実化し、目的達成を図るものである。これは、ニューヨークにある指揮者のいないオルフェウス室内管弦楽団の、演奏マネジメントを範にとっている。オルフェウス・プロセスの 8 原則とは、

- ① その仕事をしている人に権限をもたせる
- ② 自己責任を負わせる
- ③ 役割を明確にする
- ④ リーダーシップを固定させない
- ⑤ 平等なチームワークを育てる
- ⑥ 話の聞き方を学び、話し方を学ぶ
- ⑦ コンセンサスを形成する
- ⑧ 職務へのひたむきな献身

以上の 8 項目である。

これらを、オルフェウスの演奏・事業活動に即して、具体的に見てみよう。①と②を組合せて、各パートは最高水準に達するよう、努力を怠らないことを意味する。③、④、⑤は相互に関係する。④、⑤を成り立たせる条件は、③の役割を明確化することにある。そして、これら①から⑤を動かしているのが、演奏する楽曲ごとに 5 人から 10 人の演奏家からなるリーダーシップチーム（「コア」集団と呼ばれる）である。ここでは、すべてのメンバーがリーダーであるとともに、フォロワーの役割を果たすことになる。もちろん、「コア」集団も入れ換えや交代が行われる。演奏家は各自の専門性を基礎に、パートの境界を越えて批評しあう。⑥は、開かれた議論が建設的であるための話法を向上させるとともに、守るべき発言のルールを設けている。⑦は、チームでの意見集約をベースに、辛抱強く全体に取りまとめていくプロセスである。最後の⑧は、音楽への真の情熱を絶やさないことである。

協同組合などすべての事業タイプで、オルフェウス型を進められるわけではないが、参加メンバーの意欲の停滞を活性化する手立てとして、オルフェウス・プロセスは重要な視点を与えてくれるであろう。

## 5. おわりに

今回の GSEF 参加やモンドラゴン協同組合訪問を通じて、スペインを始め欧州では市民セクターの担う事業領域が広がっていること、協同組合が重要な役割を果たしていることをあらためて実感するものであった。

繰り返しとなるが、一般論として協同組合組織に関して、総代会での意思決定に至る組合員参加のプロセスについてそれが民主的運営であると語られることが多く、そこにこそ市民セクターの事業に適用されるべき理由があることは強調してし過ぎることはないが、もう少し日常的なレベルで、様々な意思決定がどのようなプロセスでなされているのか。株式会社等の一般の組織とどう異なっているのか。その決定方式が事業の成果とどのように関係しているのか、何よりも従業者にとってディーセントワークの職場となっているか、などを確認する必要があると考えている。

現代総有研究所が目指す、地域スペース管理の主体のあり方にとっても、筆者の問題意識と本稿での論点が参考になれば幸いである。

注1 五十嵐敬喜編著「現代総有論 第6章『現代総有の主体を探す - 協同組合原則を踏まえて』」法政大学出版局 2016年

注2 この視点は、五十嵐敬喜先生の示唆による。

注3 ICAの7つの協同組合原則は、第1原則：自発的で開かれた組合員制、第2原則：組合員による民主的管理、第3原則：組合員の経済的参加、第4原則：自治と自立、第5原則：教育、研修および広報、第6原則：協同組合間の協同、第7原則：地域社会（コミュニティ）への関与からなる。

注4 ディーセントワーク（decent work）とは、働きがいのある人間らしい仕事ができることを指し、2009年ILO（国際労働機関）総会において21世紀の目標として提案されたもの。

注5 最初の報告は、2018年12月1日の現代総有研究会において関連する総有的所有論とともに行った。

注6 社会的経済とは、人間、市民を中心とした経済、経済に社会という視点を埋め込み、経済が抱える問題を規制、解決していこうとするもの。

注7 連帯経済も社会的経済と共通する部分をもつが、貧困者の包摂を強く意識することや新自由主義的なグローバリズムに対抗する社会運動として、特に中南米で主張されることが多い。

注8 SDGs（持続的開発目標）の充足を自治体と協働して市民セクターが担っていこうという方向性がここでも多くみられた。

注9 大津市所在の社会福祉法人。障害者や引きこもり経験者向けの作業所（クッキー製造など）やコミュニティカフェ運営などを行っている。

注10 金融はアリスメンディアリエタが初期から注力した事業。発展のための金融機能、組合内資金循環となる共済事業の重要性を認識して重点的に進めた。

注11 アリスメンディアリエタが当初から熱心に取り入れた活動。モンドラゴン大学の前身にあたる職業学校を創立したのは1943年に遡る。

注12 モンドラゴンが影響を与えたとみられる現代のバスク州の協同組合法やスペイン協同組合法には、「共同体づくりの協同組合」や「土地共同開発協同組合」の規定がある。農地や不動産を所有する個人がそれを抛出して共同所有の資本とし、みずからはそこで働き生活する労働者となる共同村をつくる。バスク州協同組合法第6節第111条をみると、「この組合は自分たちの資産を統合して単一の企業ないし農業経営体を創設し、運営するための共同所有地または生産手段に換える目的をもってつくることができる協同組合である」と記載されている。これらスペースの共同管理を目的とした制度設計は、現代総有が参考にすべき事例ではないかと思われるが、今回の訪問を通じては確認できなかった。イタリアのコミュニティ協同組合の動向などとともに、今後の研究課題としたい。

注13 石塚秀雄「モンドラゴンの現在と研究の到達点」、大原社会問題研究所雑誌、No.710, 2017.12.

注14 スンズンデギおよびサバーラ著（「ソウル宣言の会」仮訳）「モンドラゴン協同組合運動の挑戦とジレンマ―ファゴール・エレクトロドメスティコス経営危機のあとで」、2017.

#### 参考文献

1、石見尚『都市に村をつくる - 「協同組合コミュニティ」に根ざした国づくりのために』、日本経済評論社、2012.

2、小林元ほか「特集 民主的な話し合いとは何か - 協同組合のガバナンスのあり方を考える」、日本協同組合連携機構『協同組合研究誌にじ』No.666、2018.

3、茂木愛一郎「現代総有の主体を探す - 協同組合原則を踏まえて」五十嵐敬喜編著『現代総有論』、法政大学出版局、2016.

4、茂木愛一郎「協同組合再訪」- 都市のコモンズの主体を探す -、コミュニティ政策学会編『コミュニティ政策』No.15、2017.

5、Drucker, P.F., *Managing the Nonprofit Organization*, HarperCollins Publishers, 1990. P.F. ドラッカー（上田惇生訳）『非営利組織の経営』（1991）ダイヤモンド社

6、Restakis, John, *Humanizing the Economy - Co-operatives in the Age of Capitalism*, New Society Publishers, 2010.

7、Seifter, H. and P. *Economy, Leadership Ensemble - Lessons in Collaborative Management from the World's Only Conductorless Orchestra*, Orpheus Chamber Orchestra, 2001. ハーヴェイ・セイフター + ピーター・エコノミー（2002）（鈴木主税訳）「オルフェウス・プロセス―指揮者のいないオーケストラに学ぶマルチ・リーダーシップ・マネジメント」角川書店.

# 現代総有研究所について

## 事業

- 1、現代総有に関する研究
- 2、現代総有に関する国際交流
- 3、現代総有にかかわる事例調査、受託調査
- 4、現代総有にかかわる研究、実践活動に対する表彰
- 5、現代総有に関する会報、出版、投稿、広報
- 6、現代総有についての実践
- 7、定例研究会（原則各月）
- 8、現代総有に関するシンポジウム
- 9、現代総有学会の設立を目指す
- 10、その他、第1項から第9項に関連する事業

## 組織構成

### ① 研究員

現代総有研究所には研究員を置く。

研究員は所長が任命する。

研究員は、現代総有に関連する研究を行い、定例研究会に出席し研究の状況を報告する。

研究員は、原則的に年1回は会報に論文を執筆する

### ② 事務局

研究員から事務局長、副事務局長、会計広報を所長が任命する。

### ③ 研究所総会

所長は、毎年7月に研究所総会を開催する。

研究所総会では、以下の事項を出席者（委任を含む）の過半により決定する。

- 1) 所長の選任
- 2) 事務局員の選任
- 3) 事業計画（初年度は、設立後適切な時期に策定する）
- 4) 決算、予算（初年度は、設立後適切な時期に策定する）
- 5) その他

但し、設立時においては、研究員の選定、所長の選任、事務局の選任は、設立に携わったメンバーにより決定する。

3. 所長は、臨時総会を開催することができる。なお、3名の所員から開催請求があったときは、臨時総会を開催しなければならない。



#### ④客員研究員

現代総有研究所には客員研究員を置くことができる。

任期は2年とし、再任を妨げない。

客員研究員は所長が任命する。任期の途中において、研究所の趣旨に反した行為を行ったと所長が認めるときは、罷免することができる。そのときは、所長は、本人の弁明を聴く機会を設けなければならない。

客員研究員は、現代総有に関連する研究を行い、所長の認めるところにより定例研究会に出席することができる。

客員研究員は、所長の認めるところにより会報に論文を執筆することができる。

#### ⑤現代総有研究会

現代総有研究所に現代総有に関心を持つ市民、研究者等のプラットフォームとして現代総有研究会を設ける。

現代総有研究会には、会員を置く。所長が現代総有の趣旨に賛同すると認めた者を会員とする。

会員は、個人会員年会費5,000円、団体会員年会費20,000円を会費として現代総有研究所に支払う(毎年7月1日付徴収)。

会員は、所が開催する研究会等に参加することができる。また、所の求めて応じて会報に論文を投稿することができる。

なお、その場合、論文の内容については、所長及び所の研究員が査読し必要な修正を求めることがある。

会員が、会の趣旨に反する行為を行った場合、会の名誉を著しく損なう行為を行った場合、所長は退会させることができる。

そのときは、所長は、本人の弁明を聴く機会を設けなければならない。

## 運 営

#### ①研究所会議

研究員により定例会議を開催する。

研究所の活用及び会計について協議する。

定例会の議長は所長が当たる。

客員研究員は定例会議に出席し発言することができる。ただし、所長の許可を要する。

#### ②事務局会議

会の日常的運営について事務局会議を開催する。

事務局会議は、正副事務局長、会計・広報担当が出席する。なお、必要に応じて研究員を出席させることができる。

#### ③会計

会計年度 毎年7月1日～翌6月31日

年会費 5,000円 / 個人会員 20,000円 / 団体会員

#### ④特別会計

特定の事業を行うため特別会計を編成することができる。

#### ⑤表彰

「現代総有賞」を設ける。

隔年で一団体又は一個人を表彰する。

審査委員会を設ける。審査委員は、所の協議の上、所長が任命する。表彰は合議の上、決定する。

「現代総有賞」特別基金を特別会計として設ける。

## 第一期（2018 年度）

### ①設立

2018 年 6 月 20 日

### ②体制

以下、研究所設立メンバー（五十嵐、野口、上村、渡辺、竹野）により決定する。

所 長●五十嵐敬喜

事務局 長●野口和雄

副事務局 長●渡辺勝道

副事務局 長●竹野克己

会計・広報●上村千寿子

会報・年報編集●菅谷直子

プロジェクト担当●桑原洋一、萩原 淳司

記録担当●佐藤弘弥

監 査●日置雅晴

### ③事業

#### 1、現代総有に関する研究

不明土地法等近年の都市法研究、散居に関する研究

#### 2、現代総有に関する国際交流

韓国 SSK 研究団を迎え東北学院大学と共催で 8 月に東北被災地視察及び仙台でシンポジウム開催

#### 3、現代総有にかかわる事例調査、受託調査

研究費補助事業の取得を目指す。具体の地域で実践的検討、事例調査を行う。

#### 4、現代総有にかかわる研究、実践活動に対する表彰

表彰制度を検討する。

#### 5、現代総有に関する会報、年報を発行するとともに、出版、投稿、広報を行う。

隔月で会報の発行を目指す。また、年報を発行する。

#### 6、現代総有についての実践

#### 7、定例研究会（原則各月）開催する

#### 8、現代総有に関するシンポジウム

7 月 15 日に設立記念行事として開催する。他団体が行うシンポジウム等を必要に応じて共催、支援を行う。

#### 9、その他関連する事業

### ④予算

10 月までにでに予算を確定する。

### ⑤特別会計

「現代総有賞」基金を設ける。

# 現代総有研究所では会員を募集しています

## 入会申込書

現代総有研究会に入会を申し込みます。 年 月 日

### ■ 該当する会員種別に○印をご記入ください。

- 個人会員 年会費 5,000 円（本会の主旨に賛同する個人）  
団体会員 年会費 20,000 円（本会の主旨に賛同する団体等）

### ■ 個人会員

氏名（ふりがな）

住所（〒 ）

TEL E-Mail

所属

### ■ 団体会員

団体・法人名（ふりがな）

担当者氏名（ふりがな）

住所（〒 ）

TEL

E-Mail

※ 会員は、年会費振込をもって登録とさせていただきます。

※ 会員には会報、年報を無料にて配信、送付いたします。

### ■ 申し込み方法

本申込書に必要事項をご記入いただき、メール・FAX・郵便でご送付の上、  
下記の口座まで年会費をお振込みください。

（申込先） 〒154-0017 東京都世田谷区世田谷 1-10-24-102

現代総有研究所

TEL.03-6432-6891/ FAX.03-6432-6892 E-Mail: info@soyuken.sakura.ne.jp

※現代総有研究所のホームページからも申込みできます <http://www.soyuken.jpn.org>

### ■ 会費振込先

楽天銀行 アルト支店 普通口座 1582473

名義 上村千寿子



# 成熟と洗練

\* 日本再構築ノート

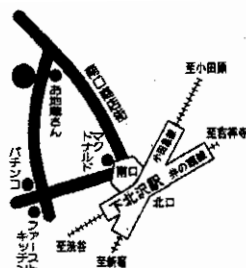
松下圭一 著

四六判・上製 定価(本体 2500 円 + 税)

崩壊寸前!! 日本制度・政治への超辛口エッセイ集

公人の友社

112-0002 文京区小石川 5-26-8 Tel 03-3811-5701 Fax 03-3811-5795



盃相手の一人酒  
おじろコンビの微笑酒  
かしましトリオの浮かれ酒  
酒の野みは色とりどり  
今宵楽しい「つ串」の宴  
お待ちしております、名物増進  
女性のおひとり来店  
カッパル・トリオ  
大勢さんモ大歓迎  
宴会予約承ります

# つ串亭

電話 03-3412-0082

URL:<http://www.tsukushitei.com>

twitter:<http://www.twitter.com/tsukushitei>



合同会社ドムデザインアンドリサーチ  
ドムデザインアサクラ一級建築士事務所  
154-0017 東京都世田谷区世田谷 1-10-24-10  
<http://www.studio-dom.com>



神楽坂キーストーン法律事務所

162-0825 東京都新宿区神楽坂 3 丁目 2 番地 SHK ビル 4 階

TEL 03-5228-0342 FAX 03-5228-0392

<http://www.kagurazaka-law.jp>

Fin's Factory  
Fin's Factory  
Fin's Factory

有限会社フィンズファクトリー

134-0091 東京都江戸川区船堀 6-11-33-102  
TEL 03-6240-5613/FAX 03-6240-5614

有限会社 野口都市研究所

255-0004 神奈川県 中郡大磯町東小磯 385-21

[noguchi.urban.r.l@gmail.com](mailto:noguchi.urban.r.l@gmail.com)

# 現代総有論

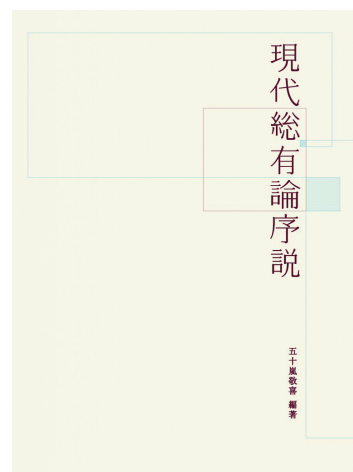
2040年までに日本の人口は約9千万人に減り、ほぼ半数の自治体に消滅の可能性がある。この急激な変化に日本社会は根源的な転換を迫られている。明治以来の土地所有権の絶対視とそれがもたらす現代の都市空間の歪みを明らかにし、地域と人々のつながりに基づく所有権の新しいあり方「現代総有」によって、日本社会の大転換に対応する理論とそのプロセスを包括的に提示する。(法政大学現代法研究所叢書)



定価 2,700 円(税 216)

# 現代総有論序説

「現代的総有」は、「所有」や「共有」を超えた第三の土地活用法。この概念は、「土地・海面・森林・都市などの地域資源は全員で利用し、その恩恵・利益を地域全員に還元していく」ことで、日本のまちづくりシーンに新たな可能性を導くものです。本書では、専門の異なる研究者が学際的に議論し、さまざまな事例や視点から、ひとつの思想的な、また実践を伴った方法論として、「現代的総有」を体系づけた初めての一冊です。  
(ブックエンド)



定価 2,800 円(税 224)

全国の書店でお求めいただくか、現代総有研究所にお問合せください。  
現代総有研究所 <http://www.soyuken.jp> [info@soyuken.sakura.ne.jp](mailto:info@soyuken.sakura.ne.jp)  
154 - 0017 東京都世田谷区世田谷 1 -10 -24 -102

## 現代総有研究所会報「現代総有」創刊号 Vol.1

「会報」発行にあたって

現代総有研究所設立当初掲げた目標の一つである、1年のまとめとしての「会報」を発行することができました。ご協力いただいた会員の皆様、執筆者の皆さまにお礼を申し上げます。野口

発行日 ■ 2019年6月20日

発行人 ■ 現代総有研究所事務局長 野口和雄

<http://www.soyuken.jp> [info@soyuken.sakura.ne.jp](mailto:info@soyuken.sakura.ne.jp)

154 - 0017 東京都世田谷区世田谷 1 -10 -24 -102

定 価 ■ 1,000 円(税抜き)

# 現代総有

現代総有研究所会報 創刊号 vol.1 2019・6・20

現代総有研究所 154-0017 東京都世田谷区世田谷 1-10-24-102 <http://www.soyuken.jp> [info@soyuken.sakura.ne.jp](mailto:info@soyuken.sakura.ne.jp)